

令和元年度

東大阪市包括外部監査結果報告書

〔健康部における財務に関する事務の執行について〕

令和2年3月

東大阪市包括外部監査人
公認会計士 石崎 一登

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	2
5. 監査の方法	2
(1) 監査の視点	2
(2) 主な監査手続	2
(3) 監査の対象	2
6. 監査の実施期間	3
7. 補助者	3
8. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 保健所及び保健センターの概要	4
2. 東大阪市保健所の沿革	5
3. 東大阪市健康部の概要	7
(1) 組織図	7
(2) 人員体制	8
4. 健康部の歳入・歳出の状況	9
(1) 決算額の推移	9
(2) 平成30年度決算額の所属別内訳	10
(3) 平成30年度決算額の事業別内訳	11
5. 健康増進、公衆衛生に関連する計画等	14
(1) 東大阪市第2次総合計画後期基本計画	14
(2) 健康部における個別計画の策定状況	16
(3) 部局長マネジメント方針	16
第3 監査の結果及び意見（総論）	17
1. 監査の結果及び意見の総括	17
(1) 合规性に関する事項	18
(2) 経済性、効率性、有効性に関する事項	24
(3) その他の事項	27
2. 監査の結果及び意見のまとめ	28

第4 監査の結果及び意見（各論）	31
1. 地域健康企画課	31
【概要】	31
(1) 東大阪医療センター運営費負担金、東大阪医療センター貸付金	33
(2) 保健所・保健センター運営経費、 保健所・保健センター施設管理費	37
(3) 救急医療施設運営補助事業	44
(4) 中河内医療圏小児救急広域運営事業	46
(5) 准看護学院補助事業	48
(6) 准看護学院整備事業	53
(7) 休日診療所施設管理費、休日診療所整備経費	56
2. 食品衛生課	66
【概要】	66
(1) 動物指導業務経費	68
(2) 食品衛生業務経費	80
3. 環境薬務課	89
【概要】	89
(1) 環境衛生業務経費	91
4. 健康づくり課	102
【概要】	102
(1) 健康増進事業（がん検診）	107
(2) 健康増進事業（肝炎ウイルス検診）	112
(3) 健康増進事業（成人歯科健診）	115
(4) 健康増進事業（特定健診）	117
(5) 健康増進事業（健康教育）	120
(6) 健康増進事業（健康相談）	122
(7) 健康増進事業（訪問指導）	124
(8) 予防業務経費	126
(9) 医療団体補助金	131
(10) 精神保健福祉対策事業	135
(11) 公害健康被害補償給付費支給経費、家庭療養指導事業、 インフルエンザ予防接種助成事業	138
(12) 健康診査事業、健康相談事業、リハビリテーション事業	151

5. 母子保健・感染症課	159
【概要】	159
(1) 母子衛生業務経費	163
(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	170
(3) 不妊に悩む方への特定治療支援事業	175
(4) 未熟児養育医療費支給経費	177
(5) 自立支援医療（育成医療）給付事業	179
(6) 児童虐待予防支援事業	181
(7) 予防接種事業	183
(8) 結核医療費等支給経費	186
(9) 感染症対策事業	190
(10) 予防業務経費	195
(11) 結核対策費補助事業	199
(12) 還付事務管理費	202
6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項	204
【概要】	204
(1) 報償費に係る源泉徴収	204
(2) 切手の管理	207
7. 保健センター	209
【概要】	209
(1) 保健センターにおける現物管理	211
8. 環境衛生検査センター	214
【概要】	214
(1) 環境衛生検査センター運営経費、施設管理費、整備事業	218
9. 斎場管理課	225
【概要】	225
(1) 斎場等施設管理費、斎場整備事業、斎場墓地整備経費	226
(2) 墓地整備事業	242
おわりに	246

(注：本報告書の表記方法等について)

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等の出所は、原則として、「公衆衛生の現況」（平成30年8月及び令和元年8月）等の東大阪市が公表している資料、又は、所管課から提供を受けた資料である。一方、報告書の数値等のうち、これら以外の資料を出所とするものや監査人が作成したものについては、その出所等を明示している。

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

健康部における財務に関する事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

地域保健法に基づき設置される保健所は、各種統計、食品衛生、環境衛生、医事・薬事、精神保健、感染症予防などに関する必須の業務を行うほか、地域住民の健康の保持及び増進を図る事業を行うことができるとされており、東大阪市においては、健康部の傘下に保健所が設置されている。

昨今、我が国においては、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進することが喫緊の課題となっており、東大阪市においても、その例外ではない。この点、第 2 次総合計画後期基本計画（計画期間：平成 23 年度から令和 2 年度まで）の部門別計画のうち、「第 3 部 健康と市民福祉のまちづくり」では、「本格的な少子高齢化社会に対応して、子どもから高齢者までのすべての市民が、元気で生きがいのある生活が営まれるよう、保健、医療、福祉が連携した総合的なサービスの充実に努めます。」とされているが、この部門別計画を構成する事業については、保健所が担うところが大きいといえる。

一方、健康部の平成 30 年度決算額をみると、一般会計における歳出額合計は 6,166 百万円に上っているが、歳入額合計は 1,784 百万円にとどまっている。このことは、国及び大阪府の支出金等や受益者負担である手数料等の特定財源では歳出を賄い切れず、少なからぬ額が一般財源により賄われていることを意味している。加えて、今後、国等の財政事情により、特定財源が減少することになれば、東大阪市の負担はさらに増大することとなる。

このように、少子高齢化の更なる進展が予測される中、保健所の担う業務の重要性はますます高まることが想定され、今後、限られた財源をいかに効果的に活用するかが極めて重要となる。

以上のことから、包括外部監査において、保健所を中心とした健康部における財務に関する事務について、合規性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から検証することは有用であると判断し、「健康部における財務に関する事務の執行について」を監査テーマ（特定の事件）として選定した。

4. 監査対象年度

原則として、平成 30 年度

(必要に応じて平成 29 年度以前の各年度及び令和元年度についても対象とした。)

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

- ・ 合规性の検証

健康部における財務に関する事務は、地方自治法、条例及びその他の法令に従い、適切に行われているか。

- ・ 経済性、効率性、有効性の検証

健康部における財務に関する事務は、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ・ 決算額の内訳（事業（細々目）ごとの細節等の明細）データを入手し、健康部における事業に係るコストの分析及び監査対象事業の選定を行う。
- ・ 監査対象事業について、所管課等へのヒアリング及び関係書類の閲覧を行う。
- ・ 保健センター、休日急病診療所等の施設について、現場視察を行う。
- ・ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を行う。

(3) 監査の対象

① 監査対象部署

健康部	保健所	地域健康企画課、食品衛生課 環境薬務課、健康づくり課 母子保健・感染症課 東保健センター、中保健センター 西保健センター、環境衛生検査センター
	斎場管理課	

② 監査対象事業

原則として、健康部が所管する事業（細々目）のうち平成 30 年度決算額が 3 百万円以上の事業を対象とした。ただし、関連する事業がある場合には併せて対象とした。

6. 監査の実施期間

令和元年7月2日から令和2年3月25日まで

7. 補助者

公認会計士 加藤 聡

公認会計士 金 志煥

公認会計士 道幸尚志

公認会計士 中川美雪

公認会計士 野田敏男

公認会計士 山崎愛子

公認会計士 脇山侑典

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 保健所及び保健センターの概要

保健所は地域保健法第5条の規定に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が設置するものとされており、同法第6条に掲げる事業を行い、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、第7条に掲げる事業を行うことができるものとされている。

地域保健法第6条及び第7条に掲げる事業は表1のとおりである。

【表1】地域保健法第6条及び第7条に掲げる事業

第6条	<ol style="list-style-type: none">1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項2 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項3 栄養の改善及び食品衛生に関する事項4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項5 医事及び薬事に関する事項6 保健師に関する事項7 公共医療事業の向上及び増進に関する事項8 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項9 歯科保健に関する事項10 精神保健に関する事項11 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項12 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項13 衛生上の試験及び検査に関する事項14 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項
第7条	<ol style="list-style-type: none">1 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。2 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。3 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。4 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

東大阪市では、中核市への移行（平成17年4月）以前の昭和58年4月に当時の保健所法に定める政令市指定を受けており、大阪府から保健所の移管を受けている。

一方、保健センターとは、地域保健法第18条の規定に基づき市町村が設置することができる健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設である。なお、保健センターの概要については、「第4 監査の結果及び意見（各論）7. 保健センター【概要】①保健センターの概要」（209ページ）も参照されたい。

2. 東大阪市保健所の沿革

昭和 58 年 4 月 1 日	<p>保健所法に定める政令市指定を受ける。</p> <p>大阪府から布施・枚岡の 2 保健所の移管を受け、東大阪市西保健所・東保健所と改称して運営を開始する。</p> <p>保健衛生部に保健所総務課と環境衛生課を置き、東・西の両保健所にそれぞれ総務課、衛生課、保健予防課を置き 13 課 2 担当 8 係の体制となる。</p>
昭和 59 年 3 月 5 日	<p>中保健所（仮称）が竣工し、大阪府から移管を受ける。</p>
昭和 59 年 3 月 31 日	<p>犬管理事務所が、大阪府から移管される。</p>
昭和 59 年 4 月 1 日	<p>東大阪市中保健所を開設し 3 保健所となる。</p> <p>部内組織の見直しを行い、本庁組織として保健衛生総務課、地域保健課、環境衛生課、医療施設担当が置かれる。</p> <p>保健衛生総務課に施設管理室、休日急病診療所が、地域保健課に保健係、予防係、公害健康補償係が、環境衛生課に検査室、犬管理事務所が置かれ、3 課 1 担当 2 室 3 係 2 出先機関の体制となる。</p> <p>保健所組織（3 保健所共通）として庶務課、衛生課、保健予防課が置かれる。</p> <p>衛生課に環境食品係、防疫係が、保健予防課に保健婦室、成人保健係、母子衛生係が置かれ、9 課 3 室 12 係の体制となる。</p>
昭和 62 年 10 月 19 日	<p>西保健所別館新築。</p>
平成 4 年 4 月 1 日	<p>環境衛生課に防疫事務所を置き、3 保健所衛生課の係制を廃止する。</p> <p>また、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴い、環境衛生課分室を開設する。</p>
平成 5 年 4 月 12 日	<p>組織の見直しを行い、保健衛生総務課と地域保健課が廃止され、健康づくり推進室となる。</p> <p>環境衛生課を生活衛生課に改める。</p> <p>保健所（3 保健所共通）として庶務課を廃止し、衛生課及び保健予防課の 2 課体制となる。</p> <p>衛生課に庶務係及び衛生係を置き、保健予防課は係制が廃止となり、チーム制が導入され、6 課 3 室 6 係の体制となる。</p>
平成 6 年 12 月 26 日	<p>東保健所を旭町 1 番 1 号（旭町庁舎 2F）に移転する。</p>
平成 9 年 8 月 4 日	<p>中保健所を若江岩田駅前地区市街地再開発事業のため岩田町 3 丁目 1 番 2 号に移転する。</p>
平成 12 年 4 月 1 日	<p>組織の見直しが行われ、3 保健所から 1 保健所 3 保健センター体制となる。</p> <p>新保健所を旧中央病院敷地の一部、御厨南 2 丁目 3 番 45 号に開設し、健康づくり推進室の一部、生活衛生課及び 3 保健所衛生課を集約した。</p> <p>3 保健センターは、3 保健所を改称し開設する。</p>

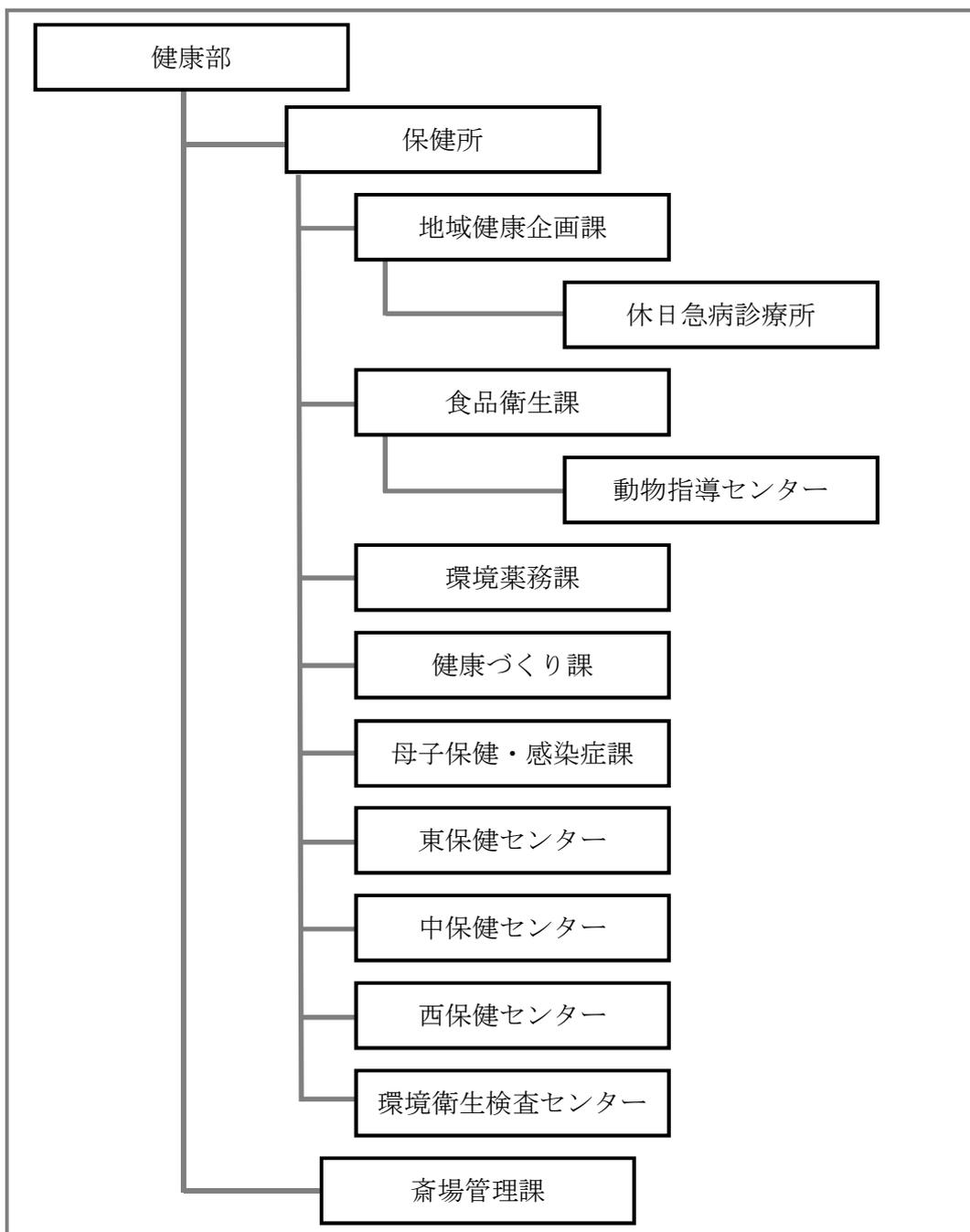
平成 15 年 4 月 1 日	機構の見直しにより、保健衛生部と福祉部を統合し健康福祉部となる。
平成 15 年 4 月 14 日	保健所を岩田町 4 丁目 3 番 22-300 号及び 500 号に移転した。 同じく中保健センターを岩田町 4 丁目 3 番 22-300 号に移転した。
平成 17 年 4 月 1 日	組織機構の見直しにより、健康福祉局健康部となる。 保健所総務課が地域健康企画課となり、休日急病診療所を所管することになるとともに、検査室が環境衛生検査センターとなる。 また、犬管理事務所が動物指導センターとなり、猫の引き取り等中核市業務を行うこととなる。 健康部は、保健所の他、斎場管理課及び東診療所を所管する。
平成 24 年 4 月 1 日	組織機構の見直しにより、健康部となる。
平成 26 年 3 月 31 日	東診療所が廃院となる。
平成 27 年 4 月 1 日	組織機構の見直しにより、健康づくり課が健康づくり課と母子保健・感染症課の 2 課に分かれる。
平成 28 年 3 月 22 日	旭町庁舎の建替えに伴い、東保健センターが東部地域仮設庁舎（南四条町 1 番 1 号）に仮移転。
平成 29 年 3 月 31 日	組織機構の見直しにより、防疫事務所が廃止となる。
令和元年 10 月 15 日	新旭町庁舎の竣工により、東保健センターが旭町 1 番 1 号に移転。

3. 東大阪市健康部の概要

(1) 組織図

東大阪市健康部の組織図（平成30年4月1日現在）は、図1のとおりである。

【図1】東大阪市健康部の組織図



（市提出資料より監査人が作成）

(2) 人員体制

東大阪市健康部の人員体制（平成30年5月1日現在）は、表2のとおりである。

【表2】東大阪市健康部の人員体制

職 種	事 務	医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	保 健 師	看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	管 理 栄 養 士	理 学 療 養 士	精 神 保 健 福 祉 相 談 員	薬 学 学	化 学 学	*食品衛生監視員(再掲)	*環境衛生監視員(再掲)	*薬事監視員(再掲)	狂 犬 病 予 防 技 術 員	斎 場 作 業 員	再 任 用 職 員	任 期 付 職 員	休 職 者 (再 掲)	合 計	
																								課・所
保 健 所	地域健康企画課	7	1			1							3	1										13
	休日急病診療所	1					1							1						1				4
	食品衛生課	1			7								7	1	15						1			17
	動物指導センター				4													3		1				8
	環境薬務課												9	6		10	4							15
	健康づくり課	7				3				4	1	2	1											18
	母子保健・感染症課	6		1		7	1														1			16
	東保健センター	3				11	1		1	2											4			22
	中保健センター	3				16	1		1	3											3	1		28
	西保健センター	4				18			1	4											3			30
	環境衛生検査センター				1	1			2				4	3										11
	<保健所小計>	32	1	1	1	12	56	1	3	2	7	1	11	24	12	15	10	4	3	0	14	1	0	182
	斎場管理課	4												1						7	2			14
健康部計	36	1	1	1	12	56	1	3	2	7	1	11	24	13	15	10	4	3	7	16	1	0	196	

(注) *食品衛生監視員(再掲)、環境衛生監視員(再掲)、薬事監視員(再掲)については、主たる業務担当者の数。兼務発令及び再任用職員の数を除く。

4. 健康部の歳入・歳出の状況

(1) 決算額の推移

平成 28 年度から平成 30 年度までの健康部の歳入決算額の推移は、表 3 のとおりである。

【表 3】健康部の歳入決算額の推移

<一般会計>

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
分担金及び負担金	1,435,137	1,392,976	1,300,442
使用料及び手数料	120,368	113,363	108,065
国庫支出金	209,012	211,883	209,915
府支出金	76,835	86,802	89,160
財産収入	—	—	363
寄附金	—	—	100
諸収入	1,975	7,725	1,841
市債	67,200	21,100	74,200
合計	1,910,529	1,833,851	1,784,089

<病院事業債管理特別会計>

(単位:千円)

諸収入	894,285	1,524,230	1,478,170
市債	404,600	261,900	2,358,300
合計	1,298,885	1,786,130	3,836,470

健康部合計	3,209,415	3,619,981	5,620,560
--------------	------------------	------------------	------------------

また、平成 28 年度から平成 30 年度までの健康部の歳出決算額の推移は、表 4 のとおりである。

【表 4】健康部の歳出決算額の推移

<一般会計>

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
衛生費 保健衛生費	6,302,858	6,023,591	6,140,905
保健衛生総務費	1,960,548	1,838,679	1,893,246
予防費	1,768,182	1,745,525	1,767,168
母子衛生費	726,353	718,093	718,911
診療所費	79,985	91,581	84,357
環境衛生費	309,207	213,794	358,093
公害健康被害補償費	1,458,579	1,415,915	1,319,128
総務費 総務管理費	11,520	20,471	25,626
一般管理費	11,520	20,471	25,626
合計	6,314,379	6,044,062	6,166,531

<病院事業債管理特別会計>

(単位:千円)

貸付金	404,600	261,900	2,358,300
合計	404,600	261,900	2,358,300

健康部合計	6,718,979	6,305,962	8,524,831
--------------	------------------	------------------	------------------

(2) 平成 30 年度決算額の所属別内訳

平成 30 年度における健康部の歳入決算額の所属別内訳は、表 5 のとおりである。

【表 5】 歳入決算額の所属別内訳

(単位：千円)

所属名	歳入決算額
一般会計	
地域健康企画課	109,092
食品衛生課	29,468
環境業務課	4,843
健康づくり課	1,351,738
母子保健・感染症課	205,736
環境衛生検査センター	54,381
斎場管理課	28,827
合 計	1,784,089
病院事業債管理特別会計	
地域健康企画課	3,836,470
合 計	3,836,470
総 計	5,620,560

また、平成 30 年度における健康部の歳出決算額の所属別内訳は、表 6 のとおりである。

【表 6】 歳出決算額の所属別内訳

(単位：千円)

所属名	歳出決算額
一般会計	
地域健康企画課	1,976,809
食品衛生課	45,702
環境業務課	14,785
健康づくり課	1,998,982
母子保健・感染症課	1,832,646
環境衛生検査センター	95,345
斎場管理課	202,259
合 計	6,166,531
病院事業債管理特別会計	
地域健康企画課	2,358,300
合 計	2,358,300
総 計	8,524,831

(3) 平成 30 年度決算額の事業別内訳

平成 30 年度における健康部の歳出決算額の事業（細々目）別の内訳は、表 7 のとおりである。

本年度の包括外部監査における監査の対象は、「第 1 包括外部監査の概要 5. 監査の方法 (3) 監査の対象」（2 ページ）に記載したとおり、原則として、健康部が所管する事業（細々目）のうち平成 30 年度決算額が 3 百万円以上の事業としており、表 7 においては、監査の対象とした事業（細々目）について、「監査対象」の欄に●を付している。

【表 7】歳出決算額の事業（細々目）別内訳

<一般会計>

(単位:千円)

款	項	目	事業（細々目）	歳出決算額	監査対象
地域健康企画課					
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	東大阪医療センター運営費負担金	1,705,000	●
			保健所・保健センター施設管理費	58,813	●
			保健所・保健センター運営経費	46,964	●
			救急医療施設運営補助事業	46,519	●
			中河内医療圏小児救急広域運営事業	19,376	●
			准看護学院整備事業	5,186	●
			准看護学院補助事業	2,700	●
			健康づくり推進啓発経費	2,000	
			健康危機管理業務経費	1,619	
			公衆衛生啓発事業	1,600	
			保健衛生事務管理費	1,144	
			医療安全相談窓口経費	610	
			医療機関立入検査業務経費	309	
			大阪府保健医療推進経費	162	
			献血推進協議会補助事業	150	
			衛生検査所精度管理指導対策経費	147	
			地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会経費	105	
救急の日記念行事経費	33				
		診療所費	休日診療所施設管理費	83,864	●
			休日診療所整備経費	493	●
総務費	総務管理費	一般管理費	還付事務管理費	9	
計				1,976,809	
食品衛生課					
衛生費	保健衛生費	環境衛生費	動物指導業務経費	24,056	●
			食品衛生業務経費	19,564	●
			動物由来感染症分析経費	906	
			食品検査精度管理経費	860	
			食鳥検査業務経費	316	
計				45,702	

款	項	目	事業（細々目）	歳出決算額	監査対象
環境薬務課					
衛生費	保健衛生費	環境衛生費	環境衛生業務経費	12,104	●
			薬事衛生業務経費	1,828	
			動物由来感染症分析経費	852	
			計	14,785	
健康づくり課					
衛生費	保健衛生費	予防費	健康増進事業（がん検診）	595,723	●
			健康増進事業（肝炎ウイルス検診）	28,330	●
			精神保健福祉対策事業	13,529	●
			健康増進事業（成人歯科健診）	11,779	●
			医療団体補助金	8,919	●
			予防業務経費	6,140	●
			健康増進事業（特定健診）	4,439	●
			健康増進事業（健康教育）	2,202	●
			健康増進事業（健康相談）	1,949	●
			健康増進事業（訪問指導）	1,339	●
			健康トライ 21 啓発事業	1,001	
			精神障害者保健福祉手帳交付経費	940	
			食育関係経費	432	
			自殺予防対策事業	296	
			外食栄養成分表示事業	193	
			健康づくり推進協議会経費	170	
		公害健康被害補償費	公害健康被害補償給付費支給経費	1,304,667	●
			健康診査事業	7,481	●
			健康相談事業	2,145	●
			家庭療養指導事業	1,848	●
			リハビリテーション事業	1,662	●
			インフルエンザ予防接種助成事業	1,202	●
			石綿ばく露者健康管理試行調査事業	120	
		保健衛生総務費	保健所・保健センター運営経費	803	
総務費	総務管理費	一般管理費	還付事務管理費	1,662	
			計	1,998,982	
母子保健・感染症課					
衛生費	保健衛生費	母子衛生費	母子衛生業務経費	480,046	●
			小児慢性特定疾病医療費助成制度	110,181	●
			不妊に悩む方への特定治療支援事業	78,110	●
			未熟児養育医療費支給経費	30,453	●
			自立支援医療（育成医療）給付事業	15,147	●
			児童虐待予防支援事業	4,796	●
			思春期保健対策事業	173	
		予防費	予防接種事業	1,038,972	●
			結核医療費等支給経費	21,373	●

款	項	目	事業（細々目）	歳出決算額	監査対象
			感染症対策事業	11,643	●
			予防業務経費	9,004	●
			結核対策費補助事業	6,543	●
			結核対策特別促進事業	1,170	
			エイズ等対策経費	1,072	
総務費	総務管理費	一般管理費	還付事務管理費	23,955	●
計				1,832,646	
環境衛生検査センター					
衛生費	保健衛生費	環境衛生費	環境衛生検査センター整備事業	70,537	●
			環境衛生検査センター施設管理費	14,251	●
			環境衛生検査センター運営経費	10,556	●
計				95,345	
斎場管理課					
衛生費	保健衛生費	環境衛生費	斎場等施設管理費	116,517	●
			斎場整備事業	67,809	●
			墓地整備事業	9,277	●
			斎場墓地整備経費	8,655	●
計				202,259	
合計				6,166,531	

<病院事業債管理特別会計>

(単位:千円)

款	項	目	事業（細々目）	歳出決算額	監査対象
地域健康企画課					
貸付金	貸付金	貸付金	東大阪医療センター貸付金	2,358,300	●

5. 健康増進、公衆衛生に関連する計画等

(1) 東大阪市第2次総合計画後期基本計画

東大阪市では、「人間尊重のまちづくり」、「市民参加のまちづくり」、「豊かさを創造するまちづくり」を基本理念とし、令和2年の達成すべき将来都市像である「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」を創造するため、平成15年から令和2年の18年間を計画期間とする第2次総合計画を策定し、まちづくりを推進している。総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されており、平成22年3月に策定された後期基本計画は、基本構想を受けて、令和2年を目標年次とする東大阪市のまちづくりの基本方針を明らかにし、その目標達成のための主要な施策を、総合的かつ体系的に示した市政の基本的な計画で、実施計画の基礎となるものである。

第2次総合計画後期基本計画は、部門別計画、地域別計画、行財政編で構成されている。このうち、部門別計画には次の5つが掲げられている。

- 第1部 市民が主体となったまちづくり
- 第2部 市民文化を育むまちづくり
- 第3部 健康と市民福祉のまちづくり
- 第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり
- 第5部 安全で住みよいまちづくり

健康部では、市民が健康で元気に暮らせるまちづくりの推進を目指しており、主に「第3部 健康と市民福祉のまちづくり」に関連する事業を行っている。具体的には、第2次総合計画後期基本計画に基づく第3次実施計画（計画期間：平成27年度から平成29年度）及び第4次実施計画（計画期間：平成29年度から令和元年度）の対象となっている事業のうち、健康部が担う事業の名称及び所管課は、表8のとおりとなっている。

【表 8】 第 3 次及び第 4 次実施計画の対象事業（健康部所管）

部門別計画	事業名	所管課
第 3 部 健康と市民福祉のまちづくり		
13 節 1：地域保健対策、健康危機管理対策を総合的に進めます	健康危機管理対策事業	地域健康企画課
13 節 2：健康づくりや食育に取り組む市民を増やします	食育推進事業	健康づくり課
	健康トライ 21 啓発事業	
13 節 3：疾病などの予防や早期発見に努めます	アルコール健康障害対策事業	健康づくり課
	健康増進事業（がん検診）	
13 節 4：感染症の予防と拡大防止に努めます	感染症媒介蚊対策事業	環境業務課
13 節 6：心の健康づくりに取り組みます	自殺予防対策事業	健康づくり課
14 節 1：地域の医療関係機関の連携によって医療体制を整備します	小児初期救急広域運営事業	地域健康企画課
	休日夜間二次救急診療体制運営事業	
14 節 6：薬についての健康教育を拡充します	危険ドラッグ等啓発事業	環境業務課
15 節 1：食品などの安全を確保します	食品の安全対策の強化	食品衛生課
	食品表示周知・取締り強化事業	
15 節 3：保健衛生に関する試験検査機能を充実させます	環境衛生検査センター機器整備事業	環境衛生検査センター
15 節 4：斎場の改善に取り組めます	斎場整備事業	斎場管理課
15 節 5：飼い犬や飼い猫の適正な飼育を啓発します	狂犬病再上陸対応事業	食品衛生課
17 節 2：子どもと親の健やかな心と体づくりを進めます	妊婦健康診査・産後健康診査	母子保健・感染症課
	産後ケア事業	
	妊娠・育児支援メール配信事業	
18 節 2：高齢者の健康づくりと介護予防を進めます	介護予防・日常生活支援総合事業	健康づくり課
第 5 部 安全で住みよいまちづくり		
27 節 1：危機管理体制を整えて、いざという時に備えます	浸水地消毒対策事業	環境業務課

(2) 健康部における個別計画の策定状況

健康部においては、第2次基本計画後期基本計画に関連する個別計画として、表9の個別計画を策定している。

【表9】健康部における個別計画の策定状況

計画名	根拠法令等	策定期期	所管課
第2次東大阪市健康増進計画 「健康トライ21(第2次)」	健康増進法	平成25年3月	健康づくり課
東大阪市歯科口腔保健計画 「歯っぴいトライ」	歯科口腔保健の推進 に関する法律	平成26年3月	健康づくり課
第3次東大阪市食育推進計画	食育基本法	平成29年3月	健康づくり課
東大阪市自殺対策計画	自殺対策基本法	平成31年3月	健康づくり課
市立長瀬斎場施設整備計画	—	平成31年2月	斎場管理課
東大阪市斎場整備基本構想	—	平成31年2月	斎場管理課
東大阪市食品衛生監視指導計画	食品衛生法	毎年度	食品衛生課

(3) 部局長マネジメント方針

部局長マネジメント方針は、各部局における政策推進のトップである部局長が、1年間の職務を遂行するにあたり、総合計画や市政マニフェスト、市政運営方針などを踏まえ当年度に取り組む課題などを明らかにするものである。

部局長マネジメント方針（健康部長）においては、平成30年度に取り組む重点課題として、次の6点が掲げられている。

- 1 健康づくりの推進
- 2 健康で安心して妊娠・出産・育児ができるサービスを充実
- 3 健康危機管理対策の充実
- 4 動物との共生
- 5 市立東大阪医療センターの業務実績に対する評価の適正な実施
- 6 斎場整備の推進

第3 監査の結果及び意見（総論）

令和元年度東大阪市包括外部監査「健康部における財務に関する事務の執行について」における監査の結果及び意見の総括は「1. 監査の結果及び意見の総括」のとおりである。

また、「2. 監査の結果及び意見のまとめ」では本報告書における監査の結果及び意見の項目名を一覧形式でまとめている。

なお、監査の結果とは、主に合規性の観点から市に対して是正、改善を求めるものであり、意見とは、監査の結果には該当しないが、東大阪市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものである。

1. 監査の結果及び意見の総括

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は表10のとおりである。

【表10】 監査の結果及び意見の集計

	監査の結果	意見	合計
地域健康企画課(*1)	1	8	9
食品衛生課(*2)	2	8	10
環境薬務課	1	6	7
健康づくり課	1	10	11
母子保健・感染症課	1	6	7
健康づくり課、 母子保健・感染症課 共通事項	-	3	3
保健センター	-	2	2
環境衛生検査センター	-	1	1
斎場管理課	1	6	7
合計	7	50	57

(注) *1…地域健康企画課には休日急病診療所を含む。

*2…食品衛生課には動物指導センターを含む。

以下では、主な監査の結果及び意見を監査の視点（「合規性」及び「経済性、効率性、有効性」）に即して、表 11 の区分に分類して整理している。

【表 11】 監査の結果及び意見の分類

分類	備考
(1) 合規性	・ 法令等の遵守、資産の保全等を阻害するリスクの発生を事前に抑止する体制の整備状況を含む。
(2) 経済性、効率性、有効性	
(3) その他	・ 事業のあり方や周知方法について検討を求めるもの ・ 他の機関との連携等について検討を求めるもの

(1) 合規性に関する事項

① 契約事務に係る事項

ア) 随意契約理由について

地方公共団体がする契約方法については、競争入札が原則とされているが、健康部における委託契約においては、業務の専門性等から随意契約によっているものが多い。

例外的に随意契約によるための条件については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項及び東大阪市財務規則第 108 条の 2 等において、次のとおり規定されている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 予定価格が東大阪市財務規則第 108 条の 2 に定める額を超えないとき。 (2) その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (3) 特定の施設等から物品等を調達する契約をするとき。 (4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。 |
|---|

この点、地域健康企画課（休日急病診療所）における「**休日急病診療所報酬請求事務等業務委託の随意契約理由について【監査の結果 1】**」（61 ページ）では、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の適用号数が適切でなかったものについて指摘した。

一方、東大阪市随意契約ガイドライン（財務部調度課 平成 21 年 4 月 1 日）においては、「随意契約を選択することとした場合は、契約事務の公平性を保持し、経済性の確保を図る観点から個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を整理・明確にする必要があります。」とされている。

また、平成 29 年 3 月 2 日に財務部長から発出された「各所属における契約事務の適正な執行について（通知）」においては、「随意契約を行う場合には、起案において必ず随意契約の理由を明確に記載してください。」とされている。

したがって、地方自治法施行令の該当号数だけでなく、その具体的な理由を回議書に明記したり、別途、具体的な理由を記載した理由書を回議書に添付したりすることにより、随意契約を選択した理由及び経緯を明確にしておく必要がある。

この点、健康づくり課及び母子保健・感染症課における「随意契約理由の明記について【意見 28、36 及び 37】」（146・194・198 ページ）は、回議書に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の適用号数は記載されているものの、その具体的な理由の明記がなかったものについての意見である。

随意契約は例外的な契約方法であるから、厳格な取扱いを行う必要がある。

イ) 随意契約における積算内訳の入手について

随意契約は、単に契約の相手方の選定について特例を認めたものに過ぎず、契約金額の妥当性の検討を免除するものではなく、随意契約の見積書の金額の妥当性を検証するため、見積書には詳細な積算内訳の添付が必要である。

また、契約前に、積算内訳等に基づき委託業務の仕様について、詳細な吟味を行っておかなければ、履行確認も形骸化すると考えられる。

この点、食品衛生課における「見積書の積算内訳入手の必要性について【監査の結果 2】」（76 ページ）では、入手した見積書に見積金額の内訳が何ら記載されていなかったものについて指摘した。

また、斎場管理課における「斎場等管理委託料の履行確認について【監査の結果 7】」（240 ページ）では、見積書の内訳明細の記載が十分でなく、また、受託者から作業後に提出される書類における修繕項目との対応関係が明示されていなかったものについて指摘した。

ウ) 契約文書の作成について

委託契約の内容については、契約当事者間で合意したものとして、適切に契約文書として作成、保管される必要がある。

この点、食品衛生課における「狂犬病予防業務委託契約書における委託業務の整理について【意見 9】」(74 ページ)では、委託契約書における業務内容と委託契約書に付随する覚書の記載の関係が判然としない面があるため、明確に整理する必要性について、意見を記載した。

また、母子保健・感染症課における「定点報告業務に係る契約の業務委託契約書の別表について【監査の結果 6】」(194 ページ)では、契約書に別表を参照する旨の条文があるにもかかわらず、当該別表が契約書に袋とじされていなかったことを指摘した。

エ) 履行確認について

委託業務の履行確認に係る事項として、環境業務課において、「清掃業務の履行確認について【監査の結果 4】」(100 ページ)、健康づくり課において、「公害補償管理システム機器保守点検業務の履行確認について【監査の結果 5】」(147 ページ)を指摘した。

いずれも、業務が適切に履行されていることを適時に確認することを求めるものである。

② 現物管理に係る事項

ア) 備品の管理について

監査委員監査（平成 30 年度後期定期監査）において、健康部の各所管課に対して、備品管理システムに登録されている備品と現物が整合していない事態が指摘されている。

本年度の包括外部監査においては、各所管課が監査委員監査の指摘を受けて、備品の整理を実施していることを確認したが、更なる管理水準の向上のため、保健センターにおける「保健センターにおける備品管理について【意見 42】」（211 ページ）では、備品シールだけでなく備品台帳データを活用した現物管理を行う必要性について意見を記載した。

また、母子保健・感染症課における「備品の有効活用について【意見 33】」（169 ページ）は、監査の過程において、取得後約 20 年にわたり使用の実績がない備品の存在が確認されたため、その有効活用を求める意見である。

イ) 切手の管理について

本年度の包括外部監査においては、複数の所管課において、切手の管理についての意見を記載した。

食品衛生課における「年度終了間際の切手の購入について【意見 15】」（87 ページ）では、年度終了間際の平成 31 年 3 月に多額の切手を購入しているが、翌年度に繰り越された切手の残高から考えると、そのまま翌年度に繰り越されていると考えられることから、当年度に使用が予定されない切手の購入は、極力避けるべきであることについて意見を記載した。

また、健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項における「切手の受払い管理の単位について【意見 40】」（207 ページ）及び保健センターにおける「保健センターにおける切手の管理について【意見 43】」（212 ページ）は、役務費（通信運搬費）が執行される事業（細々目）の単位と切手の受払いを記録する単位が必ずしも一致していない状況についての意見である。

さらに、健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項における「切手の適正在庫について【意見 41】」（208 ページ）では、切手は換金可能性が高く、現金と同じレベルの管理を行う必要があることから在庫はできるだけ少なくする工夫を行う必要性について意見を記載した。

なお、東大阪市では、行政管理部法務文書課において「文書発送の手引」が作成され、各所管課に配布されているが、郵便代金の支払い方法や切手の管理方法についての記載はなく、全庁的にみても、同様の状況が発生している可能性がある。

例えば、奈良市では、「公金取扱事務の管理適正化方針」（平成27年2月改訂）において、下記のとおり、切手の管理に係る統一的な取扱いを明らかにしている。

- ① 切手類の購入に当たり、資金前渡による現金の取扱いをできるだけ少なくするために、月平均50通以上（年間約600通）の郵便物を発送する部署については、必ず「料金後納郵便」を利用すること。
- ② 切手類の購入については、原則として「目」（「小事業」も可）ごとに購入のうえ、「目」（「小事業」も可）ごとに「切手類受払簿」（様式4）を作成し、その管理に努めること。
- ③ 切手類の購入枚数については、年間の執行枚数を見極め、多額の繰越が発生させないよう必要枚数を精査のうえ、購入すること。
- ④ 切手類の保管については、金券であるとの意識を持ち、施錠できる保管庫等に保管するとともに、月ごとに「切手類受払簿」と照合し所属長の決裁を受け、その管理を厳重に行うこと。

東大阪市においても、料金後納郵便の利用を拡大することによる切手の使用の削減（上記①）や切手購入時の予算執行の単位と切手の受払い管理の単位の整合性の確保（上記②）などの点において、奈良市の取扱いは参考になると考える。

③ 文書管理等に係る事項

各所管課における事業の遂行上、重要な情報については、適切に文書化し、上席者の決裁を得るなどの過程を経て、所管課の組織内で共有を図る必要がある。

この点、地域健康企画課（休日急病診療所）における「薬剤の廃棄に係る手続きについて【意見5】」（61 ページ）では、休日急病診療所における薬剤の廃棄に係る文書について、上席者が承認したり、他の診療所職員が閲覧したりした証跡が残されていない点指摘した。

同じく地域健康企画課（休日急病診療所）における「備品の機種選定に係る記録について【意見6】」（62 ページ）では、休日急病診療所における「薬剤分包機一式」の購入について、関係する薬剤師と協議して機種選定を行ったものの、その協議内容が記録として残されていないことについての意見を記載した。

食品衛生課（動物指導センター）における「苦情相談処理簿に係る上席者の閲覧証跡について【意見12】」（78 ページ）は、犬や猫の苦情・相談内容について詳細な苦情相談処理簿を作成し、動物指導センター内で共有しているとのことであるが、上席者による承認や他のセンター職員による閲覧の証跡が残されていないことについての意見である。

健康づくり課における「事業内容の見直しに係る基準の明確化及び文書化について【意見31】」（156 ページ）は、過去に行われた事業の見直しに係る判断が、どのような市民の意見・要望を受けて行われたのかを記載した根拠資料が保存されておらず、また、判断基準が明確化されていないことについての意見である。

(2) 経済性、効率性、有効性に関する事項

① 団体に対する補助金について

東大阪市においては、団体に対する補助金について、市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い補助制度とするため、東大阪市補助金等交付規則を補完するものとして、平成20年11月に「団体に対する補助制度運用基準」が策定されている。

本年度の包括外部監査の対象とした事業（細々目）のうち、准看護学院補助事業（地域健康企画課）及び医療団体補助金（健康づくり課）が、団体に対する補助金に該当する。

准看護学院補助事業については、「准看護学院運営費補助金及び施設の維持・更新のあり方について【意見3】」（50ページ）として、支出先団体自体の会計において相当額の繰越金が発生している可能性を記載した。

一方、東大阪市が無償貸与している東大阪准看護学院の建物は老朽化の進行が著しい状況であり、将来的に施設の更新・整備に係る多額の財政負担が東大阪市に求められることも想定される。東大阪准看護学院の運営については、大阪府等の他団体も補助金等の財政支援を行っており、これらの団体や学校法人東大阪准看護学院との協議が前提となるが、施設の更新・整備を学校法人東大阪准看護学院の準備金を財源として行うべく要請することも検討の余地があると考えられる。

医療団体補助金については、「医療団体補助金に係る計画・実績の確認の徹底について【意見27】」（134ページ）として、計画の具体性や講習会等の事業内容・開催数・参加者数、ホームページの情報の充実・更新頻度等について、その規模・情報量の差が補助金交付先の各団体間で大きい状況が見受けられることを記載した。

この点、具体的な計画策定や実績報告に関する証拠の提出を徹底するとともに、実施した事業の詳細について確認し、その支出の妥当性を検討し、必要に応じて補助金の算定方法についても検討する必要がある。

いずれにしても、「団体に対する補助制度運用基準」において、補助の終期を3年以内とするとされており、少なくとも3年に1度は、補助制度の効果や手法等について点検を行う必要がある。

② 監視指導等の進捗管理について

健康部においては、各種の監視指導等の事業を行っているが、あらかじめ具体性のある計画が作成されていなかったり、計画は作成されているものの、実績との対比が十分に行われていなかったりするものが見受けられた。

食品衛生課における「監視指導の計画と実績の対比について【意見 14】」（84 ページ）では、毎年度作成、公表されている「東大阪市食品衛生監視指導計画」と課内で具体的な年間実施計画として作成される「東大阪市食品衛生監視事業実施計画」の関連性が明確でなく、また、一部の業種を除き、監視予定の対象施設が全くリスト化されていないなどの問題点があるほか、計画に対する実績の検証を行う仕組みが構築されていないことについて、意見を記載した。

環境薬務課における「監視指導に係るローテーション計画の具体化について【意見 21】」（100 ページ）では、旅館や公衆浴場の水質検査、興行場の空気環境調査といった科学監視事項の実施回数については要綱に定めがあるが、その他の施設類型については具体的な定めがないこと、「監視指導の計画と実績の対比について【意見 22】」（101 ページ）では、計画上の監視指導数と当年度の監視指導数の累計を比較可能な形式で集計する必要性について、それぞれ意見を記載した。

健康づくり課における「特定給食施設指導に係る計画策定について【意見 26】」（129 ページ）では、現状、特定給食施設等への巡回に係る計画が策定されていないことから、新規の施設等や栄養管理報告書の提出がない施設等について重点的に巡回するなど、一定のローテーションのルールを設ける必要性について、意見を記載した。

計画に対する進捗管理を適切に行うことが、事業の効果を測定するための前提条件となることから、具体的な計画の策定とその進捗管理の手法について、検討が必要である。

③ 備品等の調達方法について

備品等の調達にあたっての経済性の観点からは、次の 2 つの意見を記載した。

地域健康企画課における「少額備品のリース契約について【意見 2】」（42 ページ）では、単年度だけの支出額を見れば、リースの方が小さいのは当然であるが、視点を複数年度にすれば少なからずコスト増の要因になることを認識し、リース契約にするメリットとデメリットを比較考量して契約形態を検討すべきとの意見を記載した。

母子保健・感染症課における「BCG ワクチンの購入方法について【意見 35】」（185 ページ）では、事務の簡素化を図る観点から、単価契約導入の可能性について、意見を記載した。

④ 事業の対象者等のニーズの把握について

事業の対象者等のニーズを把握することにより、改善の余地がある事項として、次の 2 つの意見を記載した。

地域健康企画課における「専門職アルバイトの雇用状況について【意見 1】」（41 ページ）では、保健センターにおける有資格者のアルバイト雇用が当初予定どおり充足されていない状況にあることから、交通費の支給や弾力的な勤務時間の採用などの方策を検討すべきことについて、意見を記載した。

健康づくり課における「水泳教室に係る日程の見直しについて【意見 32】」（157 ページ）では、平日に開催したぜん息児向け水泳教室の参加者数が低調であることから、土曜日に開催するなど、保護者のニーズに配慮する必要性について、意見を記載した。

(3) その他の事項

① 事業のあり方について

本年度の包括外部監査においては、事業のあり方や方向性に関連して、休日急病診療所における歯科診療、環境衛生検査センター及び市営斎場について、次の意見を記載した。

休日急病診療所については、「休日急病診療所における歯科診療の実施について【意見 8】」（64 ページ）として、休日急病診療所における歯科診療の需要が、内科及び小児科に比べて非常に少なく、休日急病診療所の収支計算の上でも赤字の大きな要因になっているため、東大阪市として、休日急病診療所における歯科診療の需要を増加させるにはどうすれば良いか、また休日急病診療所の歯科診療に係る収支構造を改善するにはどうすれば良いか、さらに休日急病診療所における歯科診療が市民の利益に適うようにするための方策を継続的に検討することを強く要望する意見を記載した。

環境衛生検査センターについては、「環境衛生検査センターの今後の活用について【意見 44】」（223 ページ）として、検査機器等の整備をどのように行うか、また、精度の高い検査技術を持つ職員をどのように育成するかといった課題と、主要測定分析機器の導入、更新に必要となる投資額を踏まえ、東大阪市として、今後、環境衛生検査センターをどのように活用するか、十分に検討する必要がある旨、意見を記載した。

市営斎場については、「東大阪市斎場整備基本構想」に基づき、長瀬斎場の大規模改修と（仮称）東大阪中央斎場の建設を並行して実施し、現在の7 斎場を最終的には2 斎場に集約することが計画されている。

しかし、計画が完了するまで少なくとも10 年はかかることが見込まれ、それまでは老朽化した既存斎場の火葬炉により凌ぐ必要がある。

この点、「既存火葬炉に係る修繕計画の策定について【意見 46】」（236 ページ）では、対症療法的な対応では不測の事態が起こる可能性が否定できないため、今後10 年程度の修繕計画を立案する必要性について、意見を記載した。

② 他の機関との連携等について

健康づくり課における検診の精度や受診率の向上に向けた方策として、健康増進事業（がん検診）について、「保険者や事業者等との連携について【意見 23】」（111 ページ）、健康増進事業（肝炎ウイルス検診）について、「医療機関との連携について【意見 24】」（114 ページ）を記載した。

2. 監査の結果及び意見のまとめ

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の一覧は表 12 のとおりである。

なお、表 12 の備考欄には、「1. 監査の結果及び意見の総括」における分類との関係を示している。具体的には、主に「(1) 法規性に関する事項」に係る項目には(1)、主に「(2) 経済性、効率性、有効性に関する事項」に係る項目には(2)、主に「(3) その他の事項」に係る項目には(3)と記載している。

【表 12】 監査の結果及び意見の一覧

区分	監査の結果及び意見		ページ	備考
地域健康企画課	意見 1	専門職アルバイトの雇用状況について	41	(2)
	意見 2	少額備品のリース契約について	42	(2)
	意見 3	准看護学院運営費補助金及び施設の維持・更新のあり方について	50	(2)
	意見 4	最低制限価格制度の運用について	54	(1)
	意見 5	薬剤の廃棄に係る手続きについて	61	(1)
	結果 1	休日急病診療所報酬請求事務等業務委託の随意契約理由について	61	(1)
	意見 6	備品の機種選定に係る記録について	62	(1)
	意見 7	医師への報酬支払いに係る源泉所得税の徴収について	63	(1)
	意見 8	休日急病診療所における歯科診療の実施について	64	(3)
食品衛生課	意見 9	狂犬病予防業務委託契約書における委託業務の整理について	74	(1)
	結果 2	見積書の積算内訳入手の必要性について	76	(1)
	結果 3	獣医師による犬の鑑札の出納業務について	76	(1)
	意見 10	犬の鑑札の一元管理について	77	(1)
	意見 11	猫不妊手術助成金の周知について	77	(3)
	意見 12	苦情相談処理簿に係る上席者の閲覧証跡について	78	(1)
	意見 13	犬・猫の譲渡の促進に向けた広報について	79	(3)
	意見 14	監視指導の計画と実績の対比について	84	(2)
	意見 15	年度終了間際の切手の購入について	87	(1)
	意見 16	食品衛生法の改正とその対応について	88	(3)

区分	監査の結果及び意見		ページ	備考
環境薬務課	意見 17	理容所・美容所営業者等に対する衛生講習会の参加者増加に向けた取組みについて	98	(3)
	意見 18	浄化槽数の整理について	98	(1)
	意見 19	簡易専用水道の定期点検受検率の向上について	99	(3)
	結果 4	清掃業務の履行確認について	100	(1)
	意見 20	旧防疫事務所のテレビの設置について	100	(1)
	意見 21	監視指導に係るローテーション計画の具体化について	100	(2)
	意見 22	監視指導の計画と実績の対比について	101	(2)
健康づくり課	意見 23	保険者や事業者等との連携について	111	(3)
	意見 24	医療機関との連携について	114	(3)
	意見 25	補助対象者の確認方法等について	119	(3)
	意見 26	特定給食施設指導に係る計画策定について	129	(2)
	意見 27	医療団体補助金に係る計画・実績の確認の徹底について	134	(2)
	意見 28	公害補償管理システム機器保守点検業務等に係る随意契約理由の明記について	146	(1)
	結果 5	公害補償管理システム機器保守点検業務の履行確認について	147	(1)
	意見 29	公害健康被害認定審査会の委員構成について	148	(3)
	意見 30	家庭療養指導事業における訪問指導実績集計資料のチェック体制の確立について	149	(1)
	意見 31	事業内容の見直しに係る基準の明確化及び文書化について	156	(1)
	意見 32	水泳教室に係る日程の見直しについて	157	(2)
	母子保健・感染症課	意見 33	備品の有効活用について	169
意見 34		小児慢性特定疾病医療費助成制度の更なる理解促進について	172	(3)
意見 35		BCG ワクチンの購入方法について	185	(2)
結果 6		定点報告業務に係る契約の業務委託契約書の別表について	194	(1)
意見 36		定点報告業務に係る契約の随意契約理由の明記について	194	(1)
意見 37		結核検診及び結核健康診断業務委託契約に係る随意契約理由の明記について	198	(1)
意見 38		結核対策費補助事業に係る補助単価の見直しについて	201	(2)

区分	監査の結果及び意見		ページ	備考
健康づくり課、 母子保健・ 感染症課 共通事項	意見 39	報償費に係る源泉徴収について	204	(1)
	意見 40	切手の受払い管理の単位について	207	(1)
	意見 41	切手の適正在庫について	208	(1)
保健センター	意見 42	保健センターにおける備品管理について	211	(1)
	意見 43	保健センターにおける切手の管理について	212	(1)
環境衛生検査センター	意見 44	環境衛生検査センターの今後の活用について	223	(3)
斎場管理課	意見 45	東大阪市斎場整備基本構想における試算の 手続きについて	234	(3)
	意見 46	既存火葬炉に係る修繕計画の策定について	236	(3)
	意見 47	東大阪市斎場整備基本構想における既存 斎場の跡地活用と墓地需要の把握について	238	(3)
	意見 48	斎場利用料金の見直しについて	239	(2)
	結果 7	斎場等管理委託料の履行確認について	240	(1)
	意見 49	市営及び市有墓地の管理責任の範囲と 地域の墓地管理委員会との関係について	243	(1)
	意見 50	市営墓地の管理と管理料の徴収の検討 について	245	(1)

第4 監査の結果及び意見（各論）

1. 地域健康企画課

【概要】

① 地域健康企画課の事務分掌

東大阪市事務分掌規則は、地域健康企画課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 保健衛生行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 保健医療福祉の連携に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 保健所等の維持管理に関すること。
- (4) 衛生教育に関すること（他の課の所管に係るものを除く。）。
- (5) 人口動態統計、保健統計等に関すること。
- (6) 医務関係法令等に係る事務に関すること。
- (7) 保健所運営協議会等に関すること。
- (8) 献血推進に関すること。
- (9) 健康危機管理対策の総括に関すること。
- (10) 保健医療に関すること。
- (11) 救急医療に関すること。
- (12) 医療施設等に関すること。
- (13) 地方独立行政法人市立東大阪医療センターに関すること。
- (14) 地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会に関すること。
- (15) 他の所及び課等の主管に属しないこと。

（平成30年4月1日現在）

また、休日急病診療所の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 診療所における診療に関すること。
- (2) 診療所の維持管理に関すること。
- (3) その他診療所の運営に関すること。

（平成30年4月1日現在）

② 職員の配置状況

地域健康企画課には事務職員のほかに、保健師及び薬学・化学の専門職、非常勤の医療相談員が所属している。また、休日急病診療所には事務職員のほかに、看護師及び化学の専門職が所属している。

③ 平成 30 年度決算額の内訳

地域健康企画課の平成 30 年度決算額の内訳は表 13 のとおりである。

【表 13】平成 30 年度決算額の内訳（地域健康企画課）

（単位：千円）

項	目	事業（細々目）	決算額	項目	
保健衛生費	保健衛生 総務費	東大阪医療センター運営費負担金	1,705,000	(1)	
		保健所・保健センター施設管理費	58,813	(2)	
		保健所・保健センター運営経費	46,964		
		救急医療施設運営補助事業	46,519	(3)	
		中河内医療圏小児救急広域運営事業	19,376	(4)	
		准看護学院補助事業	2,700	(5)	
		准看護学院整備事業	5,186	(6)	
	診療所費	休日診療所施設管理費	83,864	493	(7)
		休日診療所整備経費			
貸付金	貸付金	東大阪医療センター貸付金	2,358,300	(1)	
その他（監査対象外）			7,892		
合計			4,335,109		

(1) 東大阪医療センター運営費負担金、東大阪医療センター貸付金

① 概要

ア) 事業の概要

地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「東大阪医療センター」という。）は、従前の東大阪市立総合病院であり、平成 28 年 10 月 1 日から地方独立行政法人となったものである。

東大阪市立総合病院は、平成 10 年 5 月の開院以来、国指定の地域がん診療連携拠点病院、救急指定病院、災害拠点病院などの公的役割を持ち、地域の中核病院としての機能を担ってきた。

平成 26 年度の医療法改正など、急激な医療環境の変化に対し、より迅速かつ柔軟に対応し、経営課題を解決していくことができる運営形態について外部の有識者も交えて検討した結果、平成 28 年 10 月 1 日に地方公営企業法の全部適用から地方独立行政法人に移行することとなった。

東大阪医療センターの施設概要は表 14 のとおりである。

【表 14】東大阪医療センターの施設概要

施設名	市立東大阪医療センター
所在地	東大阪市西岩田 3 丁目 4 番 5 号
理事長	谷口 和博
院長	辻井 正彦
診療科目	内科、腎臓内科、内分泌代謝内科、免疫内科、総合診療科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、皮膚科、小児科、精神科、外科、消化器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、小児外科、臨床腫瘍科、泌尿器科、脳神経外科、整形外科、形成外科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、臨床検査科、緩和ケア内科、救急科、歯科、歯科口腔外科(全 35 科)
病床数	520 床(1 床室 143 床、4 床室 332 床、他 45 床) うち NICU6 床、ICU10 床、HCU8 床、無菌病室 1 床
医師数及び職員数 (令和元年 11 月現在)	医師・歯科医師数(専攻医含む)：142 人 職員数(専攻医・臨床研修医・嘱託等含む)：1,071 人

東大阪医療センター運営費負担金及び東大阪医療センター貸付金の概要は表 15 及び 16 のとおりである。

【表 15】 東大阪医療センター運営費負担金の概要

事業の概要	目的	東大阪医療センターに対して、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を負担する。
	対象	地方独立行政法人の事業経費のうち、能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費について負担する。
	内容	平成 28 年度に地方独立行政法人化したことにより、それまで一般会計からの繰出金としていたものを運営費負担金として支出する。
根拠法令等	地方独立行政法人法第 85 条 総務副大臣通知（「平成 30 年度の地方公営企業繰出金について」）	

【表 16】 東大阪医療センター貸付金の概要

事業の概要	目的	東大阪医療センターにおける施設改修や医療機器導入について、東大阪市が借入先の金融機関より長期借入を行ったものについて、その資金を東大阪医療センターに貸し付けるものである。
	対象	東大阪医療センターの施設改修や医療機器導入について行った長期借入金対象である。
	内容	これまでは病院独自で長期借入を行っていたが、地方独立行政法人化後は地方独立行政法人法第 41 条第 4 項の規定によりできなくなった。ただし、設立団体である東大阪市が借入を行うことは可能であり、その借入相当額について東大阪医療センターに対して貸付を行うものである。
根拠法令等	地方独立行政法人法第 41 条第 4 項	

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表17及び18のとおりである。

【表17】事業費の推移（東大阪医療センター運営費負担金）

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	862,500	1,626,000	1,705,000
決算額	862,500	1,626,000	1,705,000

【表18】事業費の推移（東大阪医療センター貸付金）

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	418,700	677,200	2,437,100
決算額	404,600	261,900	2,358,300

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表19から22までのとおりである。

【表19】事業費の内訳（東大阪医療センター運営費負担金）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,705,000	運営費負担金
合計	1,705,000	

【表20】充当財源の内訳（東大阪医療センター運営費負担金）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
一般財源	1,705,000	
合計	1,705,000	

【表 21】 事業費の内訳（東大阪医療センター貸付金）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
貸付金	2,358,300	東大阪医療センター貸付金
合計	2,358,300	

【表 22】 充当財源の内訳（東大阪医療センター貸付金）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
地方債	2,358,300	病院事業債
合計	2,358,300	

② 監査の結果及び意見

今般の監査においては、東大阪医療センターの運営管理全体ではなく、東大阪市の支出している東大阪医療センターの運営費負担金及び貸付金に係る事務の執行を対象として監査を実施した。

これらの事務の執行について、支出手続きの妥当性、一般会計からの繰出金処理の妥当性、貸付金の回収可能性などについて監査手続を実施した結果、記載すべき監査の結果及び意見はない。

(2) 保健所・保健センター運営経費、保健所・保健センター施設管理費

① 概要

ア) 事業の概要

保健所・保健センター運営経費の概要は表 23 のとおりである。

【表 23】 保健所・保健センター運営経費の概要

事業の概要	目的	保健所各課及び各保健センターが適切に運営されることを目的とする。
	対象	地域健康企画課、食品衛生課、環境薬務課、健康づくり課、母子保健・感染症課、東保健センター、中保健センター、西保健センター、環境衛生検査センター
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所及び保健センターの運営に必要なとなる基礎的な物品・備品の購入や賃貸借契約を締結する。 ・人口動態調査などの厚生労働統計調査を実施する。
根拠法令等	地域保健法：保健所・保健センターの設置 統計法：人口動態調査などの実施	

保健所・保健センター施設管理費の概要は表 24 のとおりである。

【表 24】 保健所・保健センター施設管理費の概要

事業の概要	目的	保健所及び保健センターの維持管理を目的とする。
	対象	地域健康企画課、食品衛生課、環境薬務課、健康づくり課、母子保健・感染症課、東保健センター、中保健センター、西保健センター、環境衛生検査センター
	内容	保健所及び保健センターの維持管理に必要なとなる経費を支出する。
根拠法令等	地域保健法	

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表25及び26のとおりである。

【表25】事業費の推移（保健所・保健センター運営経費）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	43,174	37,345	49,894
決算額	35,307	34,462	46,964

【表26】事業費の推移（保健所・保健センター施設管理費）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	60,000	66,721	64,876
決算額	55,194	61,105	58,813

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表27から30までのとおりである。

【表27】 事業費の内訳（保健所・保健センター運営経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	11,673	保健所運営協議会委員報酬 3 保健センター管理嘱託医報酬
共済費	18	嘱託医・アルバイトに係る共済費
賃金	2,083	産休代替保健師・助産師・栄養士の雇用
報償費	325	厚生労働統計調査員報償費
旅費	1,077	保健所各課の普通旅費・研修派遣旅費
需用費	3,914	一般事務用品・コピー用紙・コピー代・定期刊行物・保健所各課の衣料費
役務費	43	切手代・白衣クリーニング代
委託料	11,612	3 保健センターレントゲン保守委託 健康管理システム保守委託 被ばく及び漏えい放射線量測定業務委託
使用料及び賃借料	15,831	中保健センターレントゲン借上料 健康管理システム関連機器借上料
負担金補助及び交付金	384	研修受講費用 各種協議会負担金
合計	46,964	

【表28】 充当財源の内訳（保健所・保健センター運営経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
府支出金	6,742	厚生労働統計調査委託費
その他特定財源	2,331	証明書発行手数料、許可申請手数料、学生実習受入料
一般財源	37,891	
合計	46,964	

【表 29】 事業費の内訳（保健所・保健センター施設管理費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
需用費	11,118	蛍光灯等消耗品、光熱水費、 公用車燃料費、施設・備品修繕料
役務費	6,887	切手代、電話料金
委託料	11,847	警備清掃等建物管理業務委託
使用料及び賃借料	7,767	公用車駐車場借上料、 希来里駐車サービス券購入費
負担金補助及び交付金	21,043	希来里ビル共益費
公課費	148	公用車重量税
合計	58,813	

【表 30】 充当財源の内訳（保健所・保健センター施設管理費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
一般財源	58,813	
合計	58,813	

② 監査の結果及び意見

ア) 専門職アルバイトの雇用状況について【意見1】

中保健センター及び西保健センターでは、業務体制を補完するために専門の有資格者をアルバイト雇用している。各専門職の平成30年度における雇用条件は、表31のとおりである。

【表31】各専門職の平成30年度における雇用条件

職種	勤務時間	日額単価(円)	
		～平成30年12月31日	平成31年1月1日～
助産師	9:00～16:00	7,680	7,720
保健師	9:00～16:00	7,680	7,720
栄養士	9:00～16:00	7,350	7,390
精神保健福祉相談員	9:00～17:30	8,780	8,830

※ 日額単価については、平成31年1月1日より変更している。

この専門職のアルバイト雇用については、平成30年度の予算額5,185,000円のうち、2,083,640円しか執行されていない。つまり、当初予定していた勤務状態のうち4割程度しか充足されなかったということである。

このことについて、地域健康企画課では、条件面の悪さなどが理由で、東大阪市として希望する勤務日数を充足できなかったのではないかと考えている。

今のところ、アルバイト雇用が充足できない状況には、やむを得ず常勤職員が対応することで凌いでおり、職員の過重労働につながっている可能性もある。また、サービスの実施日数が減るなどして、最終的には市民サービスの低下につながっている可能性もあり、このような状況の継続は、早期に是正すべきである。

なお、東大阪市では、日額単価について平成31年1月1日より変更しており、例えば、助産師や保健師については、7,680円から7,720円に上げている。しかし、40円の上昇幅では、このような人手不足の状況の打開にはほとんど役立たないのではないかと考えられる。

一方で、近隣地域の助産師や保健師の日額単価などを調べると、東大阪市の単価と比較して大差はなく、8千円台が多い。そのような点からは、単価を上げるというよりは、他の条件面でもっと専門職アルバイトの方の要望に応えるようにした方がよいとも考えられる。例えば、現状では交通費が別途支給されていないことから、これを支給することでもっと広い地域から有資格者を呼び込めるようにする、あるいは、現状では表31のような勤務時間になっているものを午前のみや午後のみを認めるなどもっと自由度を上げる、といったことを検討することにも意義があるだろう。

いずれにせよ、雇用条件も含めた現行の方法は専門の有資格者をアルバイトとして雇用する際の要求を取り込めていない。この点について再検討する必要がある。

イ) 少額備品のリース契約について【意見2】

保健所及び保健センターでは、様々な備品についてリース契約を交わしている。しかし、その中には、リース取引とすることに経済的な合理性があるといえるのか疑問に思えるものがある。

まず、リース取引のメリットとデメリットをまとめると表 32 のようになる。

【表 32】リース取引のメリットとデメリット

メリット	デメリット
<p>① 金融効果がある</p> <p>わずかな資金でも大型の設備を導入することができる。実質的には、割賦購入であり、購入のためにローンを組んでいるのと同様である。</p>	<p>① 中途解約ができない場合がある</p> <p>特に、ファイナンス・リースの場合は、実質的にリース期間中の中途解約ができない。解約する場合は、残債を一括で支払うなど強制的な契約終了を余儀なくされる。</p>
<p>② 設備の陳腐化リスクを低減できる</p> <p>設備導入後に最新モデルなどが出た場合、旧型の設備での業務続行を強いられるが、リース契約の場合、陳腐化リスクのある設備についてはあらかじめリース期間を短めに設定するなど対策が取りやすい。</p>	<p>② 支払総額が割高になる</p> <p>リース料には、リース会社の手数料・保険料・金利・税金などが含まれるので、一般的には支払総額が割高になる。</p>

このようなメリットとデメリットを前提にして、リース取引とすることに経済的な合理性があるといえるのか疑問に思えるのは、表 33 のような少額備品に係るリース契約である。

【表 33】 少額備品に係るリース契約

契約件名	契約期間	契約額	リース料月額
全自動血圧計賃貸借契約（東保健センター）1台	平成25年12月～平成30年11月	189,000円	3,150円
全自動血圧計賃貸借契約（東・西保健センター）2台	平成30年12月～令和5年11月	473,040円	7,884円
紙折機賃貸借契約（保健所、東・中・西保健センター）4台 及びシュレッダー賃貸借契約（保健所、東・中・西保健センター）5台	平成28年2月～令和3年1月	2,332,800円	38,880円
全自動血圧計賃貸借契約（中保健センター）1台	平成29年12月～令和4年11月	230,640円	3,844円
シュレッダー賃貸借契約（保健所）1台	平成30年2月～令和5年1月	233,280円	3,888円

(注)表中の契約期間における元号表記は「令和」に修正しているが、一部の契約件名に係る契約書では「平成」表記のままとなっているものがある。

いずれも1台あたりの契約金額は30万円以下の備品である。こういった備品について、表32のメリットとデメリットの4項目を当てはめて考察すると次のようになる。

まず、メリットの①であるが、確かに一定の金融効果があることは間違いがない。しかし、一件あたりの契約金額が少額過ぎてその効果は乏しい。また、メリットの②であるが、そもそも少額な備品の場合、基本的な機能に対する期待以外はあまりないため、たとえ購入後に新機種が出てきても業務に与える影響は無視し得るものである。

次に、デメリットの①についてはリースでも購入でも起こり得るものである。他方、デメリットの②についてはであるが、例えば、金利は購入していれば発生しないものである。また、同様に償却資産税などもリース料に反映されている可能性があるが、東大阪市が購入していれば発生しないものである。反対に、保守などの手数料についてはリースの場合はリース料に含まれている。しかし、リース対象が大型機器の場合は日々の保守契約が業務上の保険として機能するが、少額備品の場合、日々の保守契約に頼る場面はかなり限定的である。

このように考えると、一台あたりの契約金額が30万円以下の備品については、リース契約にするメリットは小さく、他方デメリットは少なからずあることになる。確かに、単年度だけの支出額を見れば、リースの方が小さいのは当然であるが、視点を複数年度にすれば少なからずコスト増の要因になることを認識しておく必要がある。このような点から、少額備品に限らず、リース契約にするメリットとデメリットを比較考量してどのような契約形態にするか検討し、必要に応じて見直すべきである。

(3) 救急医療施設運営補助事業

① 概要

ア) 事業の概要

中河内医療圏（東大阪市、八尾市、柏原市）における 24 時間 365 日の二次救急医療体制を確保するための補助事業である。病院群輪番制の病院に補助金を支給するものと小児の二次救急医療機関に補助金を支給するものの 2 種類からなる。

《二次救急医療機関》

二次救急医療機関とは、重症救急患者を受け入れて入院治療を行う医療機関をいい、原則として初期救急医療機関からの転送患者を受け入れるものである。X線装置、心電図、輸血及び輸液を行うための設備があることなどの基準を満たすことが要件となっている。

救急医療施設運営補助事業の概要は表 34 のとおりである。

【表 34】 救急医療施設運営補助事業の概要

事業の概要	目的	中河内医療圏において 24 時間 365 日の二次救急受入れ体制の確保を目的とする。
	対象	病院群輪番制病院運営補助金：中河内医療圏域内の 14 病院 小児救急医療支援事業補助金：中河内医療圏域内の 4 病院 (※上記の病院数には両補助金を重複して受領している病院も含まれている。)
	内容	病院群輪番制病院運営補助金： 大人の二次救急医療機関への運営費補助金 財源は中河内医療圏域内の 3 市で人口按分により負担している。 小児救急医療支援事業補助金： 小児の二次救急医療機関への運営費補助金 財源は、国が 1/3、大阪府が 1/3、残る 1/3 を中河内医療圏域内の 3 市で人口により按分して負担している。
根拠法令等	—	

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表35のとおりである。

【表35】事業費の推移（救急医療施設運営補助事業）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	42,171	42,171	49,490
決算額	39,974	39,938	46,519

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表36及び37のとおりである。

【表36】事業費の内訳（救急医療施設運営補助事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	46,519	病院群輪番制病院運営補助金（14病院） 24,850千円 小児救急医療支援事業補助金（4病院） 21,669千円
合計	46,519	

【表37】充当財源の内訳（救急医療施設運営補助事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
府支出金	14,446	大阪府救急医療対策事業運営補助金（小児）
その他特定財源	13,184	八尾市負担金： （病院群）8,105千円（小児）2,355千円 柏原市負担金： （病院群）2,111千円（小児）613千円
一般財源	18,889	
合計	46,519	

② 監査の結果及び意見

本事業に関する監査の結果及び意見はない。

(4) 中河内医療圏小児救急広域運営事業

① 概要

ア) 事業の概要

中河内医療圏小児救急広域運営事業の概要は表 38 のとおりである。

【表 38】中河内医療圏小児救急広域運営事業の概要

事業の概要	目的	夜間における子どもの急病時などに安心できる医療を提供するため、中河内医療圏の3市（東大阪市、八尾市、柏原市）が協力し、365日小児救急医療体制を確保、維持していくことを目的とする。
	対象	東大阪医療センター、河内総合病院、八尾市立病院、市立柏原病院の4病院
	内容	中河内医療圏の3市により構成された中河内医療圏小児初期救急広域運営事業運営委員会が圏内の協力病院に小児救急広域運営事業を委託している。東大阪市は事務局として運営費負担金交付事務、医療圏構成各市への負担金請求を行うというものである。
根拠法令等	—	

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表 39 のとおりである。

【表 39】事業費の推移（中河内医療圏小児救急広域運営事業）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	19,300	19,400	19,400
決算額	19,207	19,385	19,376

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表 40 及び 41 のとおりである。

【表 40】事業費の内訳（中河内医療圏小児救急広域運営事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	19,376	中河内医療圏小児救急広域運営事業
合計	19,376	

【表 41】 充当財源の内訳（中河内医療圏小児救急広域運営事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
一般財源	19,376	
合計	19,376	

② 監査の結果及び意見

本事業に関する監査の結果及び意見はない。

(5) 准看護学院補助事業

① 概要

ア) 事業の概要

東大阪准看護学院（以下「准看護学院」という。）は、学校法人東大阪准看護学院（以下「学校法人」という。）が運営する准看護師育成のための教育機関であり、地域医療への貢献を考慮し、東大阪市、大阪府等から運営に係る費用の一部について補助が行われている。

准看護学院は、昭和45年4月に枚岡・河内・布施の3医師会が共同して人的・物的な援助を行って設立し、平成24年4月からは学校法人として認可を受けている。

准看護学院の土地及び建物は東大阪市の所有するものである。昭和54年より行政財産として毎年度の更新にて使用許可を行っていたが、平成23年5月末付で公用廃止の手続きをとり、平成23年6月1日付で普通財産に分類替えを行い、併せて無償での長期貸付契約（20年間）を交わしている。准看護学院の施設概要は、表42のとおりである。

【表42】 准看護学院の施設概要

施設名	東大阪准看護学院
所在地	東大阪市荒川2丁目32番43号
設立年月	昭和45年4月
建物	鉄筋コンクリート造 4階建て 土地 1,188.8 m ² 建物床面積 1,325.22 m ²
修業年限	2年
定員	1学年80名 計160名 (平成30年5月1日現在 158名在籍)
職員	教員13名 事務2名

准看護学院補助事業の概要は表43のとおりである。

【表43】 准看護学院補助事業の概要

事業の概要	目的	准看護師の「安定的確保」と「資質の向上」を目的として、養成機関への補助を行うものである。
	対象	学校法人東大阪准看護学院
	内容	准看護学院に対する運営費の補助を行う。
根拠法令等	東大阪市准看護学院運営費補助金交付要綱	

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表44のとおりである。

【表44】事業費の推移（准看護学院補助事業）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	2,700	2,700	2,700
決算額	2,700	2,700	2,700

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表45及び46のとおりである。

【表45】事業費の内訳（准看護学院補助事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	2,700	学校法人東大阪准看護学院 運営費補助金
合計	2,700	

【表46】充当財源の内訳（准看護学院補助事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
一般財源	2,700	
合計	2,700	

② 監査の結果及び意見

ア) 准看護学院運営費補助金及び施設の維持・更新のあり方について

【意見3】

学校法人は、入学金、授業料等の納付金及び補助金を主な財源として、運営されており、平成 30 年度において学校法人が外部から調達した財源の状況は、表 47 のとおりである。

【表 47】 学校法人の財源の状況（平成 30 年度）

（単位：千円）

科目	決算額	摘要
納付金	96,350	受験料、入学金、授業料など
大阪府補助金	16,188	
東大阪市補助金	2,700	
3 医師会補助金	1,500	
府医師会配分金	600	
雑収入	1,661	追試・再試手数料他
合計	118,999	

（出所：学校法人の平成 30 年度決算書に基づき監査人が作成）

また、学校法人の平成 30 年度末現在の貸借対照表の状況は、表 48 のとおりである。

【表 48】 学校法人の貸借対照表（平成 30 年度）

（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金預金	201,217	退職準備金	46,686
その他の資産	901	施設改良準備金	42,049
		清算災害等準備金	66,274
		記念行事準備金	9,454
		その他の負債	35,785
		剰余金	1,868
合計	202,118	合計	202,118

表 48 の貸借対照表の負債及び純資産の部には、退職準備金 46,686 千円、施設改良準備金 42,049 千円、清算災害等準備金 66,274 千円、記念行事準備金 9,454 千円が計上されている。これらは、表 49 の目的で計上されているものである。

【表 49】 準備金の計上目的

退職準備金	教職員への退職金の支給に備えるため。
施設改良準備金	学校法人が独自の財源で施設の整備更新を行うため。
清算災害等準備金	准看護学院を閉校する際、あるいは災害があった場合の緊急の支出に備えるため。
記念行事準備金	記念行事を行う際の支出に備えるため。

一方、東大阪市では、平成 20 年 11 月に「団体に対する補助制度運用基準」が策定されている。同基準における、団体に対する補助金に関する定期的な点検見直しの内容は表 50 のとおりである。

【表 50】 団体に対する補助金に関する定期的な点検見直し

	点検項目	見直しの方向性
1	本来行政が行うべきものを代わりに団体が行っているものであるか	補助か委託のどちらの性格であるかを検討し、委託の性格であれば委託へ変更すべき
2	補助金支出が最も効果的な支援手法であるか	補助、人的支援、機会の提供、場の提供といった支援手法の中から最も効果的な支援手法を選択すべき
3	支出先団体における自主財源確保の努力が確認できるか	確認できない場合は、自主財源確保の努力を促すべき
4	事業目的が達成されていないか、社会情勢の変化により事業効果が薄れていないか	該当する場合は廃止すべき
5	支出先団体自体の会計において、毎年翌年度への繰越金が相当額ないか	補助の必要性が高いと認められない場合は、廃止や縮小すべき
6	同一団体に対して補助や委託が複数なされていないか	対象事業や費用の重複がないか確認し、重複は避けるべき
7	補助対象経費に研修や交流事業が含まれていないか	含まれている場合、その内容について個々に補助対象とするか検討すべき
8	補助金支出対象が特定団体のみに限定されていないか	公募プロポーザル方式の導入を検討すべき

そして、表 50 に掲げられた項目のうち、「5. 支出先団体自体の会計において、毎年翌年度への繰越金が相当額ないか」との関係において、学校法人の貸借対照表に計上された準備金を実質的な繰越金にあたらぬか、検討が必要となる。

この点、これらの準備金が繰越金にあたらぬとするならば、少なくともこれらの準備金を積み立てる目的の明確化とそれに沿った支出計画（当該目的

を達成するための具体的かつ時間軸のある計画)の立案が必須である。そして、その計画に沿って毎年度規則的に積立てを行わなければならない。もちろん、取崩しについても目的に沿わないものは原則としてできないこととなる。

例えば、施設改良準備金については、准看護学院の建物は東大阪市が所有するものであり、後述の「准看護学院整備事業」により、施設の更新・整備については東大阪市が負担することから、学校法人が多額の支出を負うことは想定されていない。また、清算災害等準備金に関しては、准看護学院の閉校は現在のところ想定されていない。さらに、記念行事準備金については、現状900万円以上の金額が積み立てられているが、通常の学校行事においてこのような多額の資金を要する催しを行う合理的な説明は難しいと思われる。

このように、学校法人の貸借対照表には、実質的な繰越金が準備金として計上されている可能性が高く、「団体に対する補助制度運用基準」に基づき、定期的な点検見直しの俎上に載せる必要がある。

他方、准看護学院の建物は老朽化が進行し、各所に雨漏りなどが発生している。前述のとおり、施設の更新・整備については東大阪市が負担することが原則であり、継続的な准看護学院の運営を確保するためには、将来的に施設の更新・整備に係る多額の財政負担が東大阪市に求められることも想定される。

この点、学校法人に対しては、大阪府等の他団体も補助金等の財政支援を行っており、これらの団体や学校法人との協議が前提となるが、継続的な准看護学院の運営を確保するため、施設の更新・整備を学校法人の準備金を財源として行うべく要請することも検討の余地があると考ええる。

いずれにしても、学校法人に対する補助金のあり方及び准看護学院の施設の更新・整備についての計画について、関係者間の十分な協議や継続的な検討が求められる。

(6) 准看護学院整備事業

① 概要

ア) 事業の概要

「(5) 准看護学院補助事業 ①概要 ア) 事業の概要」(48 ページ)に記載したとおり、准看護学院の土地及び建物は東大阪市が所有するものである。したがって、准看護学院の土地及び建物の維持に係る必要な改修や更新は東大阪市が実施している。准看護学院整備事業はそのような改修や更新に係るものである。事業の概要は表 51 のとおりである。

【表 51】 准看護学院整備事業の概要

事業の概要	目的	准看護学院施設（土地及び建物）の所有者として必要な維持管理を行うものである。
	対象	東大阪准看護学院校舎等
	内容	耐震工事、既存不適格である構造物の撤去・更新等を行う。
根拠法令等		—

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表 52 のとおりである。

【表 52】 事業費の推移（准看護学院整備事業）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	4,700	41,300	—
決算額	3,235	29,426	5,186

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成 30 年度における決算額及び充当財源の内訳は、表 53 及び 54 のとおりである。

【表 53】 事業費の内訳（准看護学院整備事業）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	5,186	学校周囲ブロック塀の撤去及びメッシュフェンスの設置
合計	5,186	

【表 54】 充当財源の内訳（准看護学院整備事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
一般財源	5,186	
合計	5,186	

② 監査の結果及び意見

ア) 最低制限価格制度の運用について【意見4】

平成 30 年度における本事業の内容は、准看護学院周囲のブロック塀の撤去とメッシュフェンスの設置である。これに係る入札は建設工事公募型制限付き一般競争入札で実施され、39 者が応札している。その入札の実施状況は表 55 のとおりである。

【表 55】 東大阪准看護学院ブロック塀改修工事に係る入札の結果

予定価格（税抜）	A	5,381,000 円
最低制限価格（税抜）	B	4,452,000 円
	B/A	82.74%
落札価格（税抜）		4,452,000 円

（市提出資料を監査人が加工）

入札の結果、株式会社酒井建設が最低制限価格である 4,452,000 円にて落札した。東大阪市では平成 30 年度まで最低制限価格を事前公表しており、本件入札では、応札した 39 者全員が最低制限価格である 4,452,000 円を提示し、最終的にはくじ引きで決定されたものである。

確かに、本契約は建設工事公募型制限付き一般競争入札実施要綱に則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ない。しかし、応札した 39 者全員が最低制限価格を提示し、くじ引きで落札者を決定するという状態は、結果的には入札行為の本旨から逸脱して経済性を考慮しない事務といえる。

東大阪市では、予定価格 2 億円以上の案件について、低価格入札調査制度を実施しているが、今後は、入札制度の趣旨に鑑み、金額基準を一律に適用するのではなく、過去にこのような入札結果になった事案、あるいはこのような入札結果になることが予測できる事案について低入札価格調査制度を実施し、必要に応じて契約の内容に適合した履行が確保されているか調査してから契約することなどを検討すべきである。

なお、東大阪市では、令和元年度より最低制限価格を事後公表に変更して入札を行っているため、本事案のようにくじ引きにより落札事業者が決定されることは大幅に減少している。

【地方自治法施行令】

(低入札価格調査制度)

第 167 条の 10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(最低制限価格制度)

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(7) 休日診療所施設管理費、休日診療所整備経費

① 概要

ア) 事業の概要

東大阪市は医師会、歯科医師会及び薬剤師会の協力により、東大阪市休日急病診療所（以下「休日急病診療所」という。）にて、日曜・祝日や年末年始など、多くの医療機関の休診時に診察を行っている。

ただし、休日急病診療所は、休日の急な病気等に対して応急的な外来診療を行う施設であり、かかりつけ医や病院の代わりとなるものではない。したがって、休日急病診療所では、市民が利用するに際し、後日改めてかかりつけ医を受診するように促している。休日急病診療所の施設概要は、表 56 のとおりである。

【表 56】 休日急病診療所の施設概要

施設名	東大阪市休日急病診療所	
所在地	東大阪市西岩田 4 丁目 4 番 38 号	
開設年月	昭和 57 年 6 月	
診療内容	休日急病診療	《診療日》 日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 《診療科目》 内科、小児科、歯科 《診療時間》 午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 《診療業務従事者》 医師 2 名、歯科医師 1 名、薬剤師 2 名、看護師 4 名、歯科衛生士 1 名、事務 5 名
	夜間急病診療	《診療日》 土曜日（ただし、土曜日が祝日・年末年始に該当する場合を除く。） 《診療科目》 内科、小児科 《診療時間》 午後 6 時～午後 9 時 《診療業務従事者》 医師 2 名、薬剤師 2 名、看護師 3 名、事務 4 名（※）

※ ただし、年末年始、流行性疾患その他受診者の大幅な増加を見込まれるときは診療業務従事者を増員している。また、4 月から 11 月までの夜間急病診療については、診療業務従事者を減員した医師 1 名、薬剤師 2 名、看護師 2 名、事務 4 名で試行している。

また、休日急病診療所における最近の受診者数は、表 57 及び 58 のとおりである。

【表 57】 休日急病診療所の受診者数（休日急病）

区分	診療日数	受診者数				
		内科	小児科	歯科	計	1日平均
平成 28 年度	71	2,261	4,079	192	6,532	92.0
平成 29 年度	71	2,314	3,998	203	6,515	91.8
平成 30 年度	73	2,626	3,717	236	6,579	90.1

【表 58】 休日急病診療所の受診者数（夜間急病）

区分	診療日数	受診者数			
		内科	小児科	計	1日平均
平成 28 年度	50	413	856	1,269	25.4
平成 29 年度	49	445	828	1,273	26.0
平成 30 年度	48	491	777	1,268	26.4

休日診療所施設管理費の概要は表 59 のとおりである。

【表 59】 休日診療所施設管理費の概要

事業の概要	目的	休日急病診療所が適切に運営されることを目的とする。
	対象	休日急病診療所の管理運営に係る経費
	内容	休日急病診療所の運営に必要な基礎的な物品・備品の購入や診療に係る委託業務、施設維持管理契約の締結を行う。
根拠法令等		東大阪市休日急病診療所条例

休日診療所整備経費の概要は表 60 のとおりである。

【表 60】 休日診療所整備経費の概要

事業の概要	目的	休日急病診療所の整備等を目的とする。
	対象	休日急病診療所
	内容	休日急病診療所の整備等に必要な経費の支出である。
根拠法令等		東大阪市休日急病診療所条例

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表 61 及び 62 のとおりである。

【表 61】 事業費の推移（休日診療所施設管理費）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	83,356	84,610	87,180
決算額	79,985	81,077	83,864

【表 62】 事業費の推移（休日診療所整備経費）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	-	-	-
決算額	-	-	493

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成 30 年度における決算額及び充当財源の内訳は、表 63 から 66 までのとおりである。

【表 63】 事業費の内訳（休日診療所施設管理費）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報酬	296	休日急病診療所運営委員会委員報酬
共済費	22	アルバイトに係る共済費、労災保険料
賃金	7,653	アルバイト看護師の雇用
需用費	12,369	一般事務用品・コピー用紙・コピー代、光熱水費、医薬材料費、修繕費等
役務費	1,243	切手代、白衣クリーニング代、保険料
委託料	58,218	診療業務、施設維持管理（警備・清掃等）業務、診療報酬請求業務委託
使用料及び賃借料	1,764	医療事務処理 PC 借上料、タクシー借上料
備品購入費	2,295	薬剤分包機、歯科用ハンドピース等
合計	83,864	

【表 64】 充当財源の内訳（休日診療所施設管理費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
その他	71,268	診療収入
一般財源	12,596	
合計	83,864	

【表 65】 事業費の内訳（休日診療所整備経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	493	屋上看板の撤去
合計	493	

【表 66】 充当財源の内訳（休日診療所整備経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
一般財源	493	
合計	493	

エ）主な委託契約の状況

休日診療所施設管理費に係る主な委託契約の状況は、表 67 のとおりである。

【表 67】 委託契約の状況（休日診療所施設管理費）

契約名	休日急病診療所診察業務委託（医師会）
契約先	枚岡医師会、河内医師会、布施医師会
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
契約金額	18,779,600 円
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
平成 30 年度支出額	18,779,600 円
契約名	休日急病診療所診察業務委託（歯科医師会）
契約先	東大阪市東歯科医師会、東大阪市西歯科医師会
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
契約金額	6,607,800 円
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
平成 30 年度支出額	6,607,800 円

契約名	休日急病診療所診察業務委託（薬剤師会）
契約先	枚岡薬剤師会、河内薬剤師会、布施薬剤師会
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
契約金額	12,164,300円
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
平成30年度支出額	12,164,300円
契約名	休日急病診療所報酬請求事務等業務委託
契約先	株式会社関西医療事務センター
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
契約金額	9,180,000円
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）
平成30年度支出額	9,180,000円
契約名	診療所年末年始診療業務委託（医師会）
契約先	枚岡医師会、河内医師会、布施医師会
契約期間	平成30年12月29日から平成31年1月3日まで
契約金額	3,588,000円
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
平成30年度支出額	3,588,000円
契約名	診療所年末年始診療業務委託（歯科医師会）
契約先	東大阪市東歯科医師会、東大阪市西歯科医師会
契約期間	平成30年12月29日から平成31年1月3日まで
契約金額	1,770,000円
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
平成30年度支出額	1,770,000円
契約名	診療所年末年始診療業務委託（薬剤師会）
契約先	枚岡薬剤師会、河内薬剤師会、布施薬剤師会
契約期間	平成30年12月29日から平成31年1月3日まで
契約金額	2,104,000円
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
平成30年度支出額	2,104,000円

② 監査の結果及び意見

ア) 薬剤の廃棄に係る手続きについて【意見5】

休日急病診療所では、受診者に対し薬剤(医薬材料)を処方する場合がある。そのため、薬剤については休日急病診療所内に一定量の在庫を保有しているが、その中には使用期限を過ぎてしまい使用できなくなったものが発生することがある。休日急病診療所ではそのような薬剤を廃棄することとなるが、薬剤の廃棄に係る文書を上席者が承認したり、他の診療所職員が閲覧したりした証跡は残されていない。

薬剤については、たとえ金額的に少額であっても、性質的に重要な場合がある。廃棄の際には、その記録について上席者の承認や他の課員の閲覧の証跡を残す必要がある。

イ) 休日急病診療所報酬請求事務等業務委託の随意契約理由について

【監査の結果1】

表 67 (委託契約の状況(休日診療所施設管理費) 59 ページ) に記載した委託契約のうち、「休日急病診療所報酬請求事務等業務委託」(以下「報酬請求事務等業務」という。)の内容は表 68 のとおりである。

【表 68】報酬請求事務等業務の概要

契約先	株式会社関西医療事務センター
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号)
業務内容	1) 診療窓口受付業務 2) 診療報酬請求・総括業務(医科・歯科) 3) 料金収納業務 4) 統計処理(日報・統計書類の作成)の業務 5) 電話案内業務 6) その他付随業務

報酬請求事務等業務の契約に至る経緯は、次のとおりである。

まず、平成 28 年 8 月以降の業務委託のため、平成 28 年 5 月 27 日に 7 者を指名して、指名競争入札を実施したが、6 者が不参加又は辞退であったため、不調となった。そこで、平成 28 年 6 月 10 日に再入札を実施したが、これについても 6 者が不参加又は辞退であり、不調となった。このような状況の中で、唯一業務を予定価格以内で受託する意思表示のあった株式会社関西医療事務センターと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき随意契約を結ぶこととなった。

その後、平成 29 年度以降についても、株式会社関西医療事務センターと随意契約を締結することとしたが、表 68 にあるとおり、随意契約理由は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号によるものとして回議書に記載されていた。

一方、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号は、「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。」であるため、平成 28 年度はこの 8 号を理由とすることは妥当といえるが、平成 29 年度以降の年度については入札を実施していないため、8 号を理由とすることは適切ではない。これまでの経緯を鑑み、入札を実施せずに同事業者と随意契約を交わすのであれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を理由とすべきである。

【地方自治法施行令（抜粋）】

(随意契約)	
第 167 条の 2	
地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。	
一	(略)
二	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
三～七	(略)
八	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
(以下、略)	

ウ) 備品の機種選定に係る記録について【意見6】

休日急病診療所では、平成 30 年度において表 69 の備品を購入している。

【表 69】 休日急病診療所における平成 30 年度購入備品（一部）

備品名	薬剤分包機一式（全自動分割分包機、自動分割分包機）
購入日	平成 30 年 8 月 9 日
購入金額	1,987,200 円（税込）

平成 29 年度に購入したレントゲン設備一式については、事後の休日急病診療所運営委員会において、関係する医師が機種選定に関与できなかったことについて疑問が呈された。そのため、平成 30 年度における「薬剤分包機一式」

の購入では、特に関係する薬剤師と協議して機種選定を行った。これは前年度の轍を踏まなかったものと評価できるが、一方で、その薬剤師との協議の内容についての記録が残されていなかった。

購入する設備や備品の機種選定にあたっては、現在の診療所の置かれている状況や受診者の状況、関与している医師や薬剤師の人数及びその経験により、適切なスペックのものを選択する必要がある。そこで、できる限り多くの関係者にその選定に関わってもらうことが、費用対効果を考慮した組織全体の適切な判断に資するものである。

特に注意すべき点は、その設備や備品を頻繁に利用することとなる関係者の意見だけを機種選定に反映させるとオーバースペックなものになりがちであることである。そこで、そのようにならないようにするために、機種選定においてはできる限り多くの関係者にその選定過程に関与してもらうか、少なくともその選定過程（議論、検討の内容）を記録しておき、多くの関係者に閲覧してもらえるようにすることが必要である。

今回の薬剤分包機については、薬剤師と診療所職員の判断で小型のものにされている。その判断自体は正しいと思われる。今後は、そのような協議・検討の過程をさらにオープンにし、多くの関係者が関与できるようにすべきである。

エ) 医師への報酬支払いに係る源泉所得税の徴収について【意見7】

休日急病診療所では、表 67（委託契約の状況（休日診療所施設管理費）59 ページ）に記載したとおり、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との間で委託契約を締結し、医師会等から派遣された医師、歯科医師及び薬剤師により診療業務を実施している。

一方、派遣された医師等はその診療業務に対する報酬を東大阪市から支給されている。そして、その際、東大阪市は「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」による所得税を源泉徴収している。

確かに、医師等が東大阪市から直接、休日、夜間診療の委嘱料等を支給されるのであれば、以下のような所得税基本通達が存在する。

所得税法第 28 条関係

28-9 の 2 医師又は歯科医師が、地方公共団体等の開設する救急センター、病院等において休日、祭日又は夜間に診療等を行うことにより地方公共団体等から支給を受ける委嘱料等は、給与等に該当する。

しかし、本事業は、東大阪市が事業の実施を医師会等に委託しているものであり、派遣された医師等と東大阪市との間には何ら契約は存在しない。したがって、本来の事務の流れは、東大阪市が医師会等に委託料を支払い、それを受

けた医師会等が派遣された医師等に報酬を支払うこととなるはずである。仮に、東大阪市が医師会等から報酬の支払事務を依頼されたとしても、その際には、少なくとも「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」によって所得税を源泉徴収することの適否が問われることになる。

すなわち、医師会等から派遣された医師等が東大阪市と直接契約を交わして休日急病診療所の診療業務に従事している場合には、報酬支払者は東大阪市であり、上記通達に則り、給与所得として源泉所得税を徴収しなければならないこととなる。しかし、そのような契約がない以上、あくまで東大阪市は報酬の支払いを医師会等の代わりに行っているだけであり、源泉徴収義務者は医師会等ということになる。

確かに、本事業における医師等への報酬の支払いが、源泉徴収する必要のない専門医に対する報酬に該当するのか、給与所得に該当するのかは議論があるところであり、税務署等への確認が必要である。しかし、それを行うのは東大阪市ではなく、東大阪市から委託を受け、派遣された医師等への報酬支払事務を行う必要のある医師会等である。様々な経緯を経て、東大阪市が報酬支払事務を行うこととなったと考えられるが、本来は東大阪市が行わなければならない事務ではない。この点を再度検討する必要がある。

オ) 休日急病診療所における歯科診療の実施について【意見8】

休日急病診療所における診療科目別の受診者数の推移は表 70 のとおりである。

【表 70】平成 30 年度における診療科目別の受診者数の推移

(単位：人)

《内科》												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
159	178	91	115	110	132	110	125	495	1,119	322	161	3,117
《小児科》												
279	321	237	316	201	346	212	236	560	1,042	475	269	4,494
《歯科》												
13	30	7	3	17	18	13	15	55	44	15	6	236
《合計》												
451	529	335	434	328	496	335	376	1,110	2,205	812	436	7,847

(注) 表中の受診者数は休日急病診療受診者と夜間急病診療受診者の合計数である。

表 70 のとおり、休日急病診療所の歯科受診者は全受診者 7,847 人のうち、約 3.0%にあたる 236 人に過ぎない。また、金額については、平成 30 年度の診療収入 71,268,053 円のうち、歯科診療に係る診療収入は約 2.5%にあたる 1,758,675 円である。一方、休日急病診療所における歯科診療に係る歯科医師会への委託料の合計額は、平成 30 年度において 8,377,800 円となっている（表 67（委託契約の状況（休日診療所施設管理費） 59 ページ）参照）。

これらの事実は、休日急病診療所における歯科診療の需要が、内科及び小児科に比べて非常に少ないということ、休日急病診療所の収支計算の上でも赤字の大きな要因になっているということの意味する。

したがって、東大阪市は、休日急病診療所における歯科診療の需要を増加させるにはどうすれば良いか、また休日急病診療所の歯科診療に係る収支構造を改善するにはどうすれば良いか、その方策を検討しなければならない。

現在、市内で休日に診療を実施している歯科医院は 20 件ほどあることがわかっている。しかし、その多くは年末年始やゴールデンウィークなどの診療を実施していない。休日急病診療所はこれらの期間でも診療しているのであるから、通常の休日における診療を広報することと合わせて、年末年始やゴールデンウィークの前にはこれらの期間でも診療していることをさらに積極的に広報する必要があると考える。

また、休日急病診療所の診療時間等は、表 56（休日急病診療所の施設概要 56 ページ）に記載したとおりである。診療を希望する市民がいつ来院するかわからないと思われるが、ある程度需要が少なくなる時を見極めて、診療時間の短縮など検討し、それによって収支構造の改善を図ることも必要である。

東大阪市においては、休日急病診療所における歯科診療の継続可能性を検討する前に、まずは、市内の歯科医院の診療時間の状況を含め、休日における市民の歯科診療の需要状況について正確に把握し、休日急病診療所の歯科診療設備や体制を有効に活用することを検討していただきたい。

休日急病診療所における歯科診療が市民の利益に適うようにするための方策を継続的に検討することを強く要望するものである。

2. 食品衛生課

【概要】

① 食品衛生課の事務分掌

東大阪市事務分掌規則は、食品衛生課の事務分掌について次のとおり定めている。

- | |
|---|
| (1) 食品衛生に関すること。
(2) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理の企画調整に関すること。
(3) 食鳥衛生に関すること。
(4) 他の所の主管に属しないこと。 |
|---|

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

また、動物指導センターの事務分掌について次のとおり定めている。

- | |
|--|
| (1) 狂犬病予防に関すること。
(2) 飼犬の啓発指導に関すること。
(3) 野犬の捕獲及び処理に関すること。
(4) 飼えなくなった犬及びねこの引取り及び処理に関すること。
(5) 負傷動物の収容に関すること。
(6) その他動物の愛護及び管理に関すること。 |
|--|

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

② 職員の配置状況

平成 30 年 5 月 1 日現在、食品衛生課には 17 名、動物指導センターには 8 名の職員が配置されているが、このうち、特定の資格等を有する職員とその職務内容は、表 71 のとおりである。

【表 71】食品衛生課の有資格職員等

資格等	人数	主な職務内容
薬学	食品衛生課 :7	・食品衛生法第 30 条に基づく食品衛生監視員
獣医師	食品衛生課 :7 動物指導センター:4	・狂犬病予防法第 3 条に基づく狂犬病予防員 ・食品衛生法第 30 条に基づく食品衛生監視員 ・飼い犬の登録や狂犬病予防注射、犬・猫の適正な飼い方に関する相談・指導等の業務 等
狂犬病予防技術員	動物指導センター:3	・未登録の野犬を捕獲するための狂犬病予防法第 6 条及び同法施行規則第 14 条に基づく狂犬病予防技術員

③ 平成 30 年度決算額の内訳

食品衛生課の平成 30 年度決算額の内訳は表 72 のとおりである。

【表 72】平成 30 年度決算額の内訳（食品衛生課）

（単位：千円）

項	目	事業（細々目）	決算額	項目
保健衛生費	環境衛生費	動物指導業務経費	24,056	(1)
		食品衛生業務経費	19,564	(2)
		その他（監査対象外）	2,082	
合計			45,702	

(1) 動物指導業務経費

① 概要

ア) 事業の概要

動物指導業務経費の概要は表 73 のとおりである。

【表 73】動物指導業務経費の概要

事業の概要	目的	<p>狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。</p> <p>また、狂犬病予防法と、動物の愛護及び管理に関する法律、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬猫の適正飼養の普及啓発を図り、動物を愛護する気風を招来し、生活環境保全上の支障を防止することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。</p> <p>さらに、大阪府環境農林水産行政に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、有害鳥獣捕獲許可及び鳥獣の飼養登録の事務を処理している。</p>
	対象	東大阪市内の飼い犬・猫とその飼い主等
	内容	<p>東大阪市獣医師会と連携し、集合注射及び委託動物病院での個別注射により、飼い犬登録及び狂犬病予防注射接種率の向上に努めている。</p> <p>また、浮浪犬の捕獲、負傷動物の収容、飼えなくなった犬・猫の引き取りを実施し、譲渡適性のある犬・猫については譲渡することにより、殺処分数の減少と適正飼養の啓発に努める。</p> <p>小学生向けにリーフレットの配布や接し方教室の開催等を行い、動物愛護の啓発に努めている。</p> <p>有害鳥獣捕獲許可及び鳥獣の飼養登録を所管し、野生鳥獣に係る相談窓口の一元化を行い、他部局との連携を密にし、ワンストップ対応することに努めている。</p>
根拠法令等	<p>狂犬病予防法</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律</p> <p>大阪府動物の愛護及び管理に関する条例</p> <p>大阪府環境農林水産行政に係る事務処理の特例に関する条例 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係)</p>	

動物指導業務経費は、表 74 に記載する事業から構成される。

【表 74】動物指導業務経費を構成する事業

	飼い犬登録と 狂犬病予防注射事業	適正飼養の普及啓発事業	猫不妊手術助成金 交付事業
目的	狂犬病予防法に基づき、 狂犬病の発生を予防し、 そのまん延を防止し、及び これを撲滅することにより、 公衆衛生の向上及び公共の 福祉の増進を図ることを 目的とする。	狂犬病予防法と、動物の 愛護及び管理に関する法 律、大阪府動物の愛護及 び管理に関する条例に基 づき、犬猫の適正飼養の 普及啓発を図り、動物を 愛護する気風を招来し、 生活環境保全上の支障を 防止することにより、人 と動物の共生する社会の 実現を図ることを目的と する。	地域における猫による被 害の軽減と、不幸な命を 増やさないために、東大 阪市内在住又は在勤の方 が市内に棲息する所有者 のいない猫(野良猫)に対 して行う不妊手術費用の 一部を助成するもの
内容	飼い犬登録と狂犬病予防 注射済票交付を行うもの。 東大阪市獣医師会と 連携し、集合注射及び委 託動物病院での個別注射 により、飼い犬登録及び 狂犬病予防注射接種率の 向上に努めている。	浮浪犬の捕獲、負傷動物 の収容、飼えなくなった 犬・猫の引き取りを実施 し、譲渡適性のある犬・猫 については譲渡すること により、殺処分数の減少 と適正飼育の啓発に努め る。小学生向けのリーフ レットの配布や接し方教 室の開催等を行い、動物 愛護の啓発に努めている。	東大阪市内在住又は在勤 者で、市内に棲息してい る野良猫に対し市内動物 病院で年度内に不妊手術 を受けさせ、その費用を 負担した者からの申請を 受け、その手術費用につ いて申請者に対して助成 するもの。1申請者につき 年度内 5 匹まで。動物病 院による不妊手術と耳カ ットの実施証明が必要。

1) 飼い犬登録と狂犬病予防注射事業

狂犬病予防法に基づき、飼い犬登録と狂犬病予防注射を実施している。飼い犬登録件数及び狂犬病予防注射済票交付件数の推移は表 75 のとおりである。

【表 75】 飼い犬登録件数及び狂犬病予防注射済票交付件数の推移

(単位：件)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
飼い犬登録件数	新規	1,506	1,422	1,376
	年度末	26,203	25,554	25,414
狂犬病予防注射済票交付件数	集合	2,700	2,538	2,342
	個別	12,796	12,781	12,938
	計	15,496	15,319	15,280

2) 適正飼養の普及啓発事業

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例等に基づき、浮浪犬の捕獲、負傷動物の収容、飼えなくなった犬・猫の引き取り等を実施している。

犬及び猫の収容・処分・返還・譲渡件数の推移は表 76 及び 77 のとおりである。

【表 76】 犬の収容・処分・返還・譲渡件数の推移

(単位：件)

	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	成犬	子犬	計	成犬	子犬	計	成犬	子犬	計
浮浪犬捕獲	17	0	17	13	0	13	8	0	8
負傷した犬(再掲)	1	0	1	1	0	1	0	0	0
飼い主からの引き取り	20	0	20	25	10	35	14	0	14
飼い主への返還	10	0	10	11	0	11	7	0	7
譲渡	18	0	18	10	9	19	12	0	12
処分(死亡を含む)	15	0	15	16	1	17	2	0	2

【表 77】 猫の収容・処分・返還・譲渡件数の推移

(単位：件)

	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計
飼い主からの引き取り	15	4	19	13	8	21	30	21	51
所有不明猫の引き取り	8	380	388	9	315	324	1	296	297
負傷した猫の収容	26	12	38	33	9	42	30	13	43
飼い主への返還	0	0	0	2	0	2	2	0	2
譲渡	8	42	50	6	19	25	9	40	49
処分(死亡を含む)	41	354	395	45	312	357	51	293	344

また、国の譲渡支援ガイドラインに基づいて、譲渡適性があるものを新たな飼育希望者へ譲渡するとともに、「犬・猫の仲介制度(犬・猫の出会いの広場)」を行い、殺処分数の減少に努めている。

3) 猫不妊手術助成金交付事業

猫の適正飼育管理を推進して地域における猫による迷惑行為の軽減を図り、不幸な命を増やさないため、猫の不妊手術助成金制度を実施している。

猫不妊手術助成金の交付件数の推移は、表 78 のとおりである。

【表 78】 猫不妊手術助成金交付件数の推移

(単位：件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付申請数	1,198	1,199	307

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表 79 のとおりである。

【表 79】 事業費の推移(動物指導業務経費)

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	28,034	27,678	26,429
決算額	26,369	26,598	24,056

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表80及び81のとおりである。

【表80】事業費の内訳（動物指導業務経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	4,800	嘱託員報酬
共済費	796	嘱託員共済費
報償費	82	動物愛護管理講演会講師謝礼他
旅費	158	事務連絡、会議等旅費
需用費	4,916	消耗品、燃料、啓発リーフレット、電気・ガス・水道、施設維持修繕、負傷動物治療用医薬品
役務費	2,170	電話、切手、検査手数料、公用車保険料
委託料	7,351	警備清掃業務、機器保守点検、動物骨片処理、ダイオキシン類検査、飼い犬登録業務、廃棄物処理
使用料及び賃借料	2,196	機器借上料
負担金補助及び交付金	1,562	協議会負担金、猫不妊手術助成金交付
公課費	21	公用車重量税
合計	24,056	

【表81】充当財源の内訳（動物指導業務経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
府支出金	325	大阪府地方分権推進制度による移譲事務交付金 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例委譲事務交付金
その他特定財源	12,754	飼い犬登録手数料、鳥獣飼養登録手数料、雑入等
一般財源	10,976	
合計	24,056	

エ) 主な委託契約の状況

動物指導業務に係る主な委託契約の状況は、表 82 のとおりである。

【表 82】委託契約の状況（動物指導業務経費）

契約名	狂犬病予防業務委託
契約先	一般社団法人東大阪市獣医師会
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
契約金額	3,240,000 円
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
平成 30 年度支出額	3,240,000 円

オ) 補助金の交付状況

動物指導業務に係る補助金の交付状況は、表 83 のとおりである。

【表 83】補助金の交付状況（動物指導業務経費）

補助金名	猫不妊手術助成金
要綱名	東大阪市猫不妊手術助成金交付要綱
交付先	東大阪市内に在住又は在勤する者のうち、東大阪市内に棲息する猫に対し、市内動物病院において不妊手術を受けさせ、その費用を負担した者
補助金額	1,533 千円
補助金の対象経費	猫不妊手術費用
補助金の算定方法	(平成 30 年度) 1 件 5,000 円 (令和元年度) オス 6,000 円、メス 9,000 円 (不妊手術費用が助成の上限額に満たないときには、その金額)

② 監査の結果及び意見

ア) 狂犬病予防業務委託契約書における委託業務の整理について【意見9】

狂犬病予防法第4条及び第5条により、犬の所有者は犬を取得した日から30日以内に東大阪市へ犬の登録を申請し、その犬について毎年1回狂犬病予防注射を受けさせなければならない。また、東大阪市は犬の所有者から登録の申請があった時には鑑札を交付し、狂犬病予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。そして、東大阪市は、犬の登録及び狂犬病予防注射事業の円滑な推進と実績向上を図るために、一般社団法人東大阪市獣医師会（以下「東大阪市獣医師会」という。）との間で、表82のとおり、狂犬病予防業務委託契約を締結している。

本委託契約に係る契約書の第1条（委託業務）によれば、業務内容は次のとおりである。

【委託契約書（抜粋）】

（委託業務）

第1条 甲（東大阪市）は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）

の処理を乙（東大阪市獣医師会）に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の登録所有者に対する狂犬病予防注射の周知及び勧奨。
- (2) 狂犬病予防注射時における犬の登録事務及び狂犬病予防注射済票の交付に関する事務。
- (3) 狂犬病予防注射時における東大阪市保健所事務手数料条例（平成12年条例第8号）第61号及び第62号に規定する犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務。

（注）下線を付した括弧は監査人が挿入した。

この点、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付については、東大阪市獣医師会の正会員である獣医師が開設する動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合には当該動物病院における手続きが可能であるほか、毎年4月に市内の小学校、中学校、公民分館、公園などで実施される集合注射では、東大阪市獣医師会の正会員である獣医師が会場へ出向き、同様の委託業務を行っている。

そして、委託契約書第6条（調査・報告など）第2項には、次のとおり記載されており、上記の委託契約書第1条第2号及び第3号における「狂犬病予防注射」には動物病院における予防注射のほか、集合注射が包含されると解釈することができる。

【委託契約書（抜粋）】

(調査・報告など) 第6条 (略) 2 <u>集合注射時の注射会場の設営や犬の登録者への広報等は、</u> 甲乙協議・調整し、円滑な実施をはかるものとする。
--

(注) 下線は監査人が挿入した。

一方、集合注射の実施について東大阪市と東大阪市獣医師会が協議・調整した結果として、別途、覚書が作成されている。覚書に記載された両者の役割分担は、概ね表 84 のとおりである。

【表 84】集合注射における東大阪市と東大阪市獣医師会の役割分担

業務内容	東大阪市	東大阪市獣医師会
実施計画の策定	両者で協議	
会場の確保	実施計画に基づき会場を確保	—
広報及び周知勧奨	市民への広報	委託業務（第1号）として、犬の登録所有者に対する通知郵送料を負担
物品の準備	予防注射に係る物品を除く物品	予防注射に係る物品
会場の設営等	会場の設営及び運営	獣医師2名及び補助員を派遣
鑑札、注射済票の交付	—	委託業務（第2号及び第3号）として、獣医師が実施
手数料の収納	—	—
予防接種料金	—	ワクチン等、予防注射に係る準備を行い、予防接種の料金を収入する

この点、確かに、表 84 のうち、下線を付した業務に関しては、委託契約書第 1 条に掲げられた委託業務の範囲内と考えられるが、その他の業務については、委託業務に含まれるのかどうか判然としない状況となっている。

覚書は委託契約書に定められた委託業務の詳細について協議・調整した結果について文書化されるものであるから、委託業務の範囲を超えた内容を規定すべきではない。よって、委託契約書と覚書における委託業務の内容について、対応関係を明確に整理する必要があると考える。

また、覚書において、東大阪市獣医師会は犬の登録所有者に対する通知郵送料を負担することとされているが、平成 30 年度における狂犬病予防注射に係るお知らせの郵便料金は 1,196,384 円（56 円×21,364 件）となっており、業務委託契約金額 3,240,000 円の約 36%を占めている。このように契約金額の大きな割合を占める内容については覚書ではなく、委託契約書において規定する方が望ましいと考えられる。

以上のことから、次年度の委託契約書の締結にあたっては、次の変更案を参考に、第1条における委託業務の規定を改定することを検討されたい。

【委託契約書（変更案）】

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の登録所有者に対する狂犬病予防注射の周知及び勧奨（犬の登録所有者に対する通知発送料の負担を含む）。
- (2) 狂犬病予防注射時における犬の登録事務及び狂犬病予防注射済票の交付に関する事務。
- (3) 狂犬病予防注射時における東大阪市保健所事務手数料条例（平成12年条例第8号）第2条第1項第61号及び第62号に規定する犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務。
- (4) 甲が実施する集合注射において乙が実施する狂犬病予防注射に伴う第2号及び第3号の事務。

（注）下線部が変更箇所である。

イ）見積書の積算内訳入手の必要性について【監査の結果2】

狂犬病予防業務委託契約の締結にあたり、東大阪市獣医師会から、見積書を入手しているが、「ア）狂犬病予防業務委託契約書における委託業務の整理について【意見9】」で述べた狂犬病予防注射に係るお知らせの郵便料金を含め、見積金額3,240,000円の内訳が何ら記載されていない。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により認められる随意契約は、単に契約の相手方の選定について特例を認めたものに過ぎず、契約金額の妥当性の検討を免除するものではない。

したがって、随意契約の見積書の金額の妥当性を検証するため、見積書には詳細な積算内訳を添付するように改善する必要がある。

ウ）獣医師による犬の鑑札の出納業務について【監査の結果3】

狂犬病予防業務委託契約には、「ア）狂犬病予防業務委託契約書における委託業務の整理について【意見9】」で述べたとおり、「狂犬病予防注射時における犬の登録事務及び狂犬病予防注射済票の交付に関する事務」及び「狂犬病予防注射時における東大阪市保健所事務手数料条例に規定する犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務」が含まれている。具体的に

は、各獣医師はそれぞれが開設する動物病院等において狂犬病の予防注射を行う際に、飼い主が負担する犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料（以下「登録手数料等」という。）の収納を行っており、毎月 10 日までに前月に収納した登録手数料等について、「犬の鑑札等交付報告書」を作成し、「飼い犬登録申請書」、「狂犬病予防接種済票交付申請書」を添付して保健所（食品衛生課又は動物指導センター）に提出することになっている。

この点、「犬の鑑札等交付報告書」を閲覧したところ、平成 30 年 8 月に提出された同報告書の中に鉛筆で記載されているものがあった。

保健所に提出された「犬の鑑札等交付報告書」が鉛筆書きであった場合、改ざん等のリスクがあるため、同報告書の受理にあたって十分留意する必要がある。

エ) 犬の鑑札の一元管理について【意見10】

犬の登録事務のうち、鑑札の交付事務は食品衛生課、動物指導センター及び業務委託先である東大阪市獣医師会で行っている。そして、動物指導センターにおいては、各所への鑑札の配分から使用しなかった鑑札の回収までを一元的に管理している。

したがって、年度終了後には、使用しなかった鑑札は全て動物指導センターで保管されているはずであり、鑑札の出納簿においても、未使用の鑑札は動物指導センターにおいて一元的に管理しているものとして記録されていた。

しかし、監査実施時点で 1 枚だけ食品衛生課に保管されているものがあった。未使用の鑑札の保管管理は動物指導センターで一元的に行う必要がある。

オ) 猫不妊手術助成金の周知について【意見11】

東大阪市では、地域における猫による被害の軽減と、不幸な命を増やさないために、東大阪市内在住又は在勤の方が市内に棲息する所有者のいない猫（野良猫）に対して行う不妊手術費用の一部を助成している。平成 29 年度までは飼い猫に対しても助成を行っていたが、平成 30 年度からは野良猫に限定している。これは飼い猫の不妊手術は飼い主の責任であり、行政がまず対応すべきは野良猫に対する不妊手術の推進であるとの方針を明確にしたものである。

平成 28 年度から平成 30 年度までの助成金の交付件数は、表 85 のとおりである。

【表 85】猫不妊手術助成金交付件数の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
猫不妊手術助成金交付件数	1,198 件	1,199 件	307 件
飼い猫	974 件	946 件	—
野良猫	224 件	253 件	307 件
助成金 1 件の上限金額	5,000 円	5,000 円	5,000 円

平成 30 年度における同助成金は、野良猫の申請件数が前年度に比べ 50 件程度増加したものの、予算 3,000,000 円に対して実績 1,533,240 円であり、不用額が 1,466,760 円発生している。

平成 30 年度の実績を踏まえ、従来雄雌関係なく 1 件あたり 5,000 円としていた助成金を、雄雌で異なる不妊手術費用を勘案し、令和元年度から雄 6,000 円、雌 9,000 円に変更している。この変更を受けて、令和元年度の交付申請件数は、順調に推移しているとのことである。

地域における猫による被害の軽減と不幸な命を増やさないために、本助成金が有効活用されるように、野良猫の助成金が増額されたことを周知するとともに、飼い猫については飼い主の責任において不妊手術が行われるように働きかけを強化する等の継続的な取組みが必要である。

カ) 苦情相談処理簿に係る上席者の閲覧証跡について【意見12】

東大阪市には、「猫が庭に入ってきて困っている」、「鳴き声がうるさい」、「糞尿で困っている」などの犬や猫に関する苦情が多く寄せられており、これについて食品衛生課の動物指導センター等が対応している。

動物指導センターでは苦情・相談内容について以下のような苦情相談処理簿を作成し、詳細な記録を残している。

苦情相談処理簿の記載内容
1. 受付日時
2. 受付方法 (電話、来所、郵送、メール)
3. 苦情区分 (犬、猫)
4. 相談内容
5. 相談者
6. 飼主等
7. 犬・猫 (種類、毛色、性別、体格等)

動物指導センターではこの苦情相談処理簿をセンター内で共有しているとのことであるが、この処理簿を上席者が承認したり、他のセンター職員が閲覧したりした証跡は残されていない。

苦情相談処理簿上に上席者の承認や他のセンター職員の閲覧の証跡を残す必要がある。

キ) 犬・猫の譲渡の促進に向けた広報について【意見13】

動物指導センターでは、動物愛護及び適正飼養の啓発、命あるものの生存機会の拡大及び処分数の減少を図るため、収容した犬・猫の飼育を希望する方へ譲渡する「犬・猫の譲渡制度」を設けている。「犬・猫の譲渡制度」は、収容した犬・猫の健康診断や性格の適性判定をしたのち、飼いたい方との相性や自宅での順応性などを確認して、終生適正に飼養できる個人の方へ譲渡する制度である。

引取り数の更なる増加を図るため、「犬・猫の譲渡制度」に加えて、「犬・猫の仲介制度(犬・猫の出会い広場)」を行っている。「犬・猫の仲介制度」は、犬・猫を譲りたい方と譲り受けを希望する方を仲介し、譲渡の交渉をする制度である。

また、「犬・猫の譲渡制度」に協力して新たな飼い主を探すための活動をする譲渡ボランティア(個人又は団体)を募集している。現在は犬・猫の譲渡ボランティアに登録されているのは個人4人(犬1人、猫3人)にとどまっております。市報等で広報しているものの、なかなか増加していないとのことである。

「犬・猫の譲渡制度」、「犬・猫の仲介制度」及び譲渡ボランティアの募集については市の広報及び市のホームページでPRしているとのことであるが、命あるものの生存機会の拡大及び処分数の減少のためには、引き続き広報等を十分に行い、譲渡を促進することが必要である。

(2) 食品衛生業務経費

① 概要

ア) 事業の概要

食品衛生業務経費の概要は表 86 のとおりである。

【表 86】食品衛生業務経費の概要

事業の概要	目的	食品の安全性を確保することにより、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、消費者の健康の保護を図る。
	対象	食品等事業者及び消費者
	内容	食品関係施設の許認可、監視指導、食品衛生知識の普及・啓発、流通食品等の収去検査、食中毒の調査等の業務、消費者に対する食品衛生知識の普及・啓発、食品衛生に関する苦情相談の受付及び処理。
根拠法令等	食品衛生法、食品表示法、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例、大阪府食の安全安心推進条例	

食品衛生業務経費は、表 87 に記載する事業から構成される。

【表 87】食品衛生業務経費を構成する事業

	食品関係施設 監視指導業務	収去等の検査業務	講習会等衛生知識 普及啓発事業
目的	東大阪市管内で製造される食品又は流通する食品の安全性を確認する。	東大阪市管内で製造される食品又は流通する食品の安全性を確認するとともに、健康危害発生時において食品との因果関係を究明する。	消費者及び食品等事業者に対する講習会の実施や啓発用リーフレットの配布等を行い、食中毒等食品に起因する健康危害の発生を予防するための啓発を行う。
内容	東大阪市管内で食品を製造し又は販売等を行う食品等事業者の営業施設を臨検し、施設の衛生管理の状態等を確認し必要な指導等を行う。	東大阪市管内で製造される食品又は流通する食品の安全性を確認するため、製造・販売等される食品を抜き取り、必要な検査を実施するとともに、食品による危害発生時（疑い事案を含む）に、残品等の検査を行い、食品との因果関係有無を確認する。	食品による健康危害発生を予防するための食品の取扱い情報等を講習会、リーフレットの配布等により啓発する。

	許認可事業	食品衛生監視員研修事業
目的	食品衛生法第 52 条の規定に基づく、営業施設の営業許可に係る業務。	食品衛生監視員の資質向上に係る情報収集及び研修等の業務。
内容	食品衛生法第 52 条の規定に基づく、営業施設の営業許可が必要な業種についての、許可申請の受付、施設検査及び許可書発行等。	厚生労働省が行う各種研修及び会議への参加。

1) 食品関係施設監視指導業務

近年、食品の製造・加工・流通技術の発達及び食品の多様化、流通の広域化、さらに輸入食品の増加が進む中、食品の安全を確保するために密度の高い科学的な根拠に基づく監視指導が必要であり、年間を通じて効率的かつ最大限の効果が出るよう、「東大阪市食品衛生指導計画」に基づき、業種別の一斉監視を実施している。

営業施設数及び監視指導件数の推移は、表 88 のとおりである。

【表 88】 営業施設数及び監視指導件数の推移

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要許可業種	施設数	8,296	8,183	8,053
	監視件数	4,207	3,881	2,836
非許可業種	施設数	5,118	5,023	4,824
	監視件数	2,434	2,256	1,728

2) 収去等の検査業務

1)と同様に、「東大阪市食品衛生指導計画」に基づき、食品等の収去検査を実施している。

収去検査数等の推移は、表 89 のとおりである。

【表 89】 収去検査数等の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
検査数	846	579	352
不適	0	0	0

3) 講習会等衛生知識普及啓発事業

食品衛生知識の普及・啓発のため、消費者及び食品等事業者に対する衛生講習会等を実施している。

衛生講習会の実施回数等の推移は、表 90 のとおりである。

【表 90】 衛生講習会の実施回数等の推移

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	消費者	12	19	21
	営業者等	15	14	15
	計	27	33	36
受講者数	消費者	774	1,007	911
	営業者等	853	1,270	639
	計	1,627	2,277	1,550

4) 許認可事業

食品関係施設の営業許可申請の受付状況は、表 91 のとおりである。

【表 91】 営業許可申請の受付状況

(単位：件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規	744	750	638
更新	1,116	867	664

5) 食品衛生監視員研修事業

食品衛生監視員の資質向上のため、厚生労働省が行う各種研修及び会議へ参加している。

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表 92 のとおりである。

【表 92】 事業費の推移（食品衛生業務経費）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	21,075	20,553	20,880
決算額	19,275	19,015	19,564

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成 30 年度における決算額及び充当財源の内訳は、表 93 及び 94 のとおりである。

【表 93】 事業費の内訳（食品衛生業務経費）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
旅費	252	各種会議及び研修会
需用費	9,763	監視指導消耗品、食品等検査消耗品、啓発用資料等、公用車燃料
役務費	1,415	外部検査手数料、切手、公用車保険料
委託料	1,944	衛生システム保守委託
使用料及び賃借料	6,144	衛生システムリース代
負担金補助及び交付金	45	各種業務関連会議の負担金
合計	19,564	

【表 94】 充当財源の内訳（食品衛生業務経費）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
府支出金	26	食の安全安心推進事業事務費
その他特定財源	16,037	食品営業許可申請手数料
一般財源	3,500	
合計	19,564	

② 監査の結果及び意見

ア) 監視指導の計画と実績の対比について【意見14】

食品衛生課では、毎年度、「東大阪市食品衛生監視指導計画」を作成し、食品衛生関係施設の監視指導を実施している。

「東大阪市食品衛生監視指導計画」の記載内容は、次のとおりである。

【「東大阪市食品衛生監視指導計画」の内容】

「東大阪市食品衛生監視指導計画」
趣旨及び実施期間
第1 食品等事業者、消費者及び行政の役割分担
(1) 食品等事業者 (2) 消費者 (3) 東大阪市
第2 監視指導等に関する事項
(1) 監視指導の実施体制等に関する基本的事項
(2) 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
(3) 立入検査実施計画及びその措置
(4) 食品等の収去検査計画及びその措置
(5) 食品等の放射性物質測定検査計画及びその措置
(6) 一斉取締の実施に関する事項
(7) 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項
第3 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項
(1) 食品衛生管理者等の設置
(2) 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進
(3) 製造及び加工者に対する HACCP 導入の推進
(4) 自主回収報告制度の推進
第4 関係者相互間のリスクコミュニケーションの実施に関する事項
(1) 市民との情報及び意見の交換の実施
(2) 監視指導計画策定に係るリスクコミュニケーションの実施
(3) 消費者への食品による危害発生防止のための情報提供
(4) 監視指導計画の実施状況の公表
第5 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項
(1) 食品衛生監視員及び食鳥検査員の体制の充実及び資質向上
(2) 食品衛生管理者等の食品等事業者の自主衛生管理を担う者の養成及び資質向上
<表1>業種別標準監視回数
<表2>評価基準
<表3>食品検査計画数
<表4>残留放射性物質測定検査計画数

「東大阪市食品衛生監視指導計画」＜表1＞では次のとおり、施設を業種別の重要度に応じてAランクからEランクに分け、業種別標準監視回数を目安を定めている。

【「東大阪市食品衛生監視指導計画」における業種別標準監視回数】

業種別標準監視回数		
重要度 ランク	標準監視回数	業 態
A	3回/年	①飲食店営業（大規模調理施設[同一メニュー1回300食以上、1日750食以上]） ②乳処理業 ③乳酸菌飲料製造業 ④アイスクリーム類製造業（ハード） ⑤そうざい製造業
B	2回/年	①法違反（過去2年以内）により行政処分を受けた施設 ②食肉製品製造業 ③清涼飲料水製造業 ④乳製品製造業 ⑤食品の冷凍又は冷蔵業（冷凍食品製造業） ⑥缶詰又は瓶詰食品製造業 ⑦菓子製造業（卸売業） ⑧食鳥処理施設
C	1回/年	①飲食店営業（上記以外の仕出し・弁当調製施設） ②集団給食施設（病院） ③魚肉ねり製品製造業 ④あん類製造業 ⑤めん類製造業 ⑥食肉処理業 ⑦醤油製造業 ⑧納豆製造業 ⑨ソース類製造業 ⑩添加物製造業 ⑪食品製造業（非許可）
D	1回/2年	①飲食店営業（寿司店等） ②集団給食施設（学校、保育施設、事業所等） ③食肉販売業（下記を除く） ④魚介類販売業（下記を除く） ⑤アイスクリーム類製造業（ソフト） ⑥食品の冷凍又は冷蔵業（食品の冷蔵業） ⑦菓子製造業（小売業） ⑧みそ製造業 ⑨豆腐製造業 ⑩ふぐ販売営業
E	1回/3年	①飲食店営業（その他：食堂、レストラン、スナック、露店、自動車、自動販売機等） ②集団給食施設（保育施設を除く社会福祉施設） ③喫茶店営業 ④乳類販売業 ⑤食肉販売業（包装食肉販売） ⑥魚介類販売業（包装魚介類販売） ⑦冰雪販売業 ⑧その他非許可業種（上記以外）

食品衛生課では、「東大阪市食品衛生監視指導計画」に基づき、どの時期にどの業種の監視指導を行うかの具体的な年間実施計画である「東大阪市食品衛生監視事業実施計画」（課内で使用する資料）を作成している。

「東大阪市食品衛生監視事業実施計画」の内容を検討したところ、以下の3点の問題点が見受けられた。

まず、第一に、「東大阪市食品衛生監視指導計画」と「東大阪市食品衛生監視事業実施計画」に記載された業種の区分けが必ずしも連動したものではなく、「東大阪市食品衛生監視指導計画」＜表1＞における「重要度ランク」の異なった業種を一つの項目として「東大阪市食品衛生監視事業実施計画」を作成していることである。そのため、「東大阪市食品衛生監視指導計画」の内容が「東大阪市食品衛生監視事業実施計画」でどのように実施されるかの関連性が非常にわかりづらいものとなっている。

第二に、一部の業種（学校給食施設、保育所、社会福祉施設、病院給食）を除き、監視予定の対象施設が全クリスト化されておらず、当該年度の業種別対象施設及び年間の監視予定数が明確にされていない。

第三に、計画である以上、結果の検証は必要であると考えますが、そのような仕組みが構築されていない。これは、第一、第二の問題によるところが大きいと考えられる。

さらに、効率的な監視指導を行い、計画上の監視回数を充足するためには、定期的に進捗状況を把握するための仕組みが必要と考えるが、そういった工夫もなされていない。

したがって、「東大阪市食品衛生監視指導計画」と「東大阪市食品衛生監視事業実施計画」を連動させたものとした上で、年度ごとに作成する「東大阪市食品衛生監視事業実施計画」には業種別の対象施設名及び監視施設数をリスト化することが必要である。また、2年又は3年かけて監視指導が一循環する業態については、予定されている期間で監視指導が完結するように中期的な実施計画を作成する必要がある。

さらに、重要度ランク別・業態別の監視指導の実績について記録を行い、容易に実施計画との対比ができる月別の総括表等を作成するなど、定期的に監視指導の達成度の進捗状況を把握するための工夫が必要である。

イ) 年度終了間際の切手の購入について【意見15】

食品衛生課においては、表 95 のとおり、年度終了間際の平成 31 年 3 月に多額の切手を購入している。

【表 95】食品衛生課における年度終了間際の切手購入

月日	券種	数量	金額
3月7日	82円	1,000枚	100,000円
	120円	150枚	
3月20日	62円	200枚	50,000円
	92円	300枚	
	100円	100枚	
合計			150,000円

年度末間際に多額の切手を購入した理由は、切手の使用額は年度により変動するが、使用額が少ない年度において切手を購入せずに不用額とし、翌年度以降の予算額が減額されると、業務に支障が出る可能性があるためとのことであった。

しかし、平成 30 年度末の切手の残高は、表 96 のように多額となっており、年度終了間際に購入した切手はそのまま翌年度に繰り越されているものと考えられる。

【表 96】食品衛生課の切手残高（平成 30 年度末）

券種	枚数	残金額（円）
1	329	329
10	721	7,210
20	82	1,640
62	401	24,862
82	1,539	126,198
92	337	31,004
100	194	19,400
120	233	27,960
140	138	19,320
合計		257,923

このような当年度使用が予定されない切手の購入は、極力避けるべきである。また、不要な支出を抑えた部署の翌年度以降の予算が合理的な理由なく、減額されるような予算の調製がなされないことが望まれる。

ウ) 食品衛生法の改正とその対応について【意見16】

我が国の食を取り巻く環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、平成30年度に食品衛生法が改正された。今回の改正により、広域的な食中毒事案への対策強化、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置が講じられた。

今回の改正で、食品衛生課が対応すべき重要課題は、HACCPに沿った衛生管理の食品等事業者への速やかな導入である。HACCPとは、事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法で、先進国を中心に義務化が進められているものである。すべての食品等事業者に一般衛生管理に加え、HACCPに沿った厳格な衛生管理の実施を原則として求めるが、事業者の規模、業種及び取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理を求めることになる。

大規模施設については、従来から HACCP に沿った衛生管理指導がなされているため、改正法の影響は少ないと考えられるが、今後は少人数の小規模店舗等でも導入が求められることになる。厚生労働省の考え方は、HACCP の考え方に沿ったマニュアルを各業界で作成し、それに沿って各保健所が指導していくというものである。

各業界におけるマニュアルが整備されても、事業者が広範囲な業種かつ多数となるため、その普及は決して容易ではないことから、食品衛生課としては、HACCP に沿った衛生管理を広く真に浸透させるために、効率的かつ有効的な普及方法及び指導方法を検討する必要がある。

3. 環境薬務課

【概要】

① 環境薬務課の事務分掌

東大阪市事務分掌規則は、環境薬務課の事務分掌について次のとおり定めている。

- | |
|--|
| (1) 環境衛生に関すること。 |
| (2) 衛生害虫等の駆除及びねずみ、衛生害虫等に係る指導の企画調整に関すること。 |
| (3) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。 |
| (4) 住居衛生に関すること。 |
| (5) 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。 |
| (6) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。 |
| (7) 薬事に関すること。 |
| (8) 毒物及び劇物に関すること。 |
| (9) り災地の消毒に関すること。 |
| (10) 感染症患者の家屋等の消毒に関すること。 |

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

② 職員の配置状況

平成 30 年 5 月 1 日現在、環境薬務課には合計 15 名の職員が配置されている。このうち、環境衛生監視員及び薬事監視員の職務内容は、表 97 のとおりである。

【表 97】 環境薬務課の有資格職員等

資格等	人数	主な職務内容
環境衛生監視員	10	旅館法及び公衆浴場法等に基づき、環境衛生に係る施設に対して許認可、立入検査等の監視指導を行う。
薬事監視員	4	医薬品等関係事業者の営業の許認可・衛生監視及び指導等を行う。

③ 平成 30 年度決算額の内訳

環境薬務課の平成 30 年度決算額の内訳は表 98 のとおりである。

【表 98】平成 30 年度決算額の内訳（環境薬務課）

（単位：千円）

項	目	事業（細々目）	決算額	項目
保健衛生費	環境衛生費	環境衛生業務経費	12,104	(1)
		その他（監査対象外）	2,680	
合計			14,785	

(1) 環境衛生業務経費

① 概要

市民等が安心して環境衛生関係施設（旅館、公衆浴場、理容所・美容所等）を利用できるように、施設における良好な衛生環境を確保するために、立入検査等を行うほか、家庭用品（乳幼児用衣類、下着、家庭用洗剤等）の安全性の確認やネズミ、衛生害虫等の駆除指導を実施する。

ア) 事業の概要

環境衛生業務経費の概要は表 99 のとおりである。

【表 99】環境衛生業務経費の概要

事業の概要	目的	市民が安全で快適な暮らしを送ることができるよう、良好な生活環境の確保に努める。
	対象	環境衛生関係施設業者や市民等
	内容	環境衛生関係施設への立入検査や収去検査の実施及び講習会等による啓発指導の実施。 ネズミ、衛生害虫等の駆除相談及び感染症発生時や予防のための消毒の実施。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法 ・興業場法 ・公衆浴場法 ・理容師法 ・美容師法 ・クリーニング業法 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ・水道法 ・浄化槽法 ・化製場等に関する法律 ・墓地、埋葬等に関する法律 ・温泉法 ・大阪府遊泳場条例 ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 	

環境衛生業務経費は、表 100 に記載する事業から構成される。

【表 100】 環境衛生業務経費を構成する事業

	環境衛生関係施設の 監視指導及び衛生指導	有害物質を含有する 家庭用品の試験・検査	ネズミ、衛生害虫等の 駆除指導
目的	市民等が安心して環境衛生関係施設（旅館、公衆浴場、理容所・美容所等）を利用できるように、施設における良好な衛生状態を確保する。	家庭用品（乳幼児用衣類、下着、家庭用洗剤等）の安全性を確認することにより、市民等の安全を確保する。	ネズミ、衛生害虫等の駆除指導を実施することにより、感染症の予防と拡大防止に努める。
内容	環境衛生関係施設の衛生水準を高めるために、施設への立入検査を行うとともに、講習会を開催し営業者自らが自主的に衛生管理を行えるように指導を行う。	市内の家庭用品販売店において、対象となる商品を買上げ、法令に基づく検査を実施する。	市民等からのネズミ、衛生害虫等の相談に対応するとともに、感染症を媒介する蚊の調査を実施する。また、感染症の発生時や予防のために消毒を実施する。

表 100 に記載した事業の概要は以下のとおりである。

1) 環境衛生関係施設の監視指導及び衛生指導

環境衛生関係法規に基づいて施設の衛生管理等に係る規制の対象となる営業関係施設は、旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所の 6 業種である。これら営業関係施設に対して、各法令に定められている基準に基づき衛生的な管理が実施されるよう、必要な監視指導を実施している。

営業関係施設に係る監視指導件数の推移は、表 101 のとおりである。

【表 101】 営業関係施設監視指導数の推移

	旅館		興行場		公衆浴場	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
平成28年度	37	47	4	4	70	102
平成29年度	41	51	4	7	68	82
平成30年度	55	63	4	7	60	78
	理容所		美容所		クリーニング所	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
平成28年度	400	32	800	59	326	16
平成29年度	397	24	818	66	326	17
平成30年度	387	25	801	92	316	21

建築物における衛生的環境の確保に関する法律において建築物の延べ面積が 3,000m²以上の興行場、百貨店、集会所、店舗、事務所、旅館、学校(学校の建築物については延べ面積 8,000m²以上)が特定建築物に指定されており、施設の衛生管理が適切に行われるよう監視指導を実施している。

特定建築物に係る監視指導件数の推移は、表 102 のとおりである。

【表 102】特定建築物監視指導数の推移

	施設数	監視数
平成28年度	98	99
平成29年度	98	139
平成30年度	98	141

地下水などを水源とする自家用の水道を利用し、100人を超える居住者に必要な水を供給している施設及び他の水道から供給を受ける水のみを水源とする一定規模以上の施設は、専用水道として、水質検査、健康診断の実施及び衛生上必要な措置などが義務づけられている。これらの施設の管理が適切に行われるよう監視指導を実施している。

専用水道に係る監視指導件数の推移は、表 103 のとおりである。

【表 103】専用水道監視指導数の推移

	施設数	監視数
平成28年度	4	5
平成29年度	4	5
平成30年度	4	5

ビル、マンション等の大規模建築物では通常受水槽や高置水槽を設置して給水している。これら施設の飲料水について衛生的な管理を図るため、受水槽の有効容量が 10 m³を超えるものについては、簡易専用水道として登録検査機関による年 1 回の定期検査の受検が義務づけられており、施設の管理が適切に行われるよう監視指導を実施している。

簡易専用水道に係る監視指導件数の推移は、表 104 のとおりである。

【表 104】簡易専用水道監視指導数の推移

	施設数	監視数	定期検査受検数
平成28年度	899	109	731
平成29年度	896	189	730
平成30年度	887	125	709

浄化槽については機能を十分に発揮させるために、設置者は定期的な清掃や保守点検の実施などの適切な維持管理を行うこと、さらに年 1 回の定期検査の受検が法令で定められており、これらの施設の衛生的な管理が行われるよう指導啓発及び監視指導を実施している。

浄化槽に係る監視指導件数の推移は、表 105 のとおりである。

【表 105】浄化槽監視指導数の推移

	浄化槽			浄化槽保守点検業 登録業者数
	施設数	監視数	定期検査受検数	
平成28年度	10,537	9	140	66
平成29年度	10,532	12	143	65
平成30年度	10,528	39	135	65

動物飼養場、墓地、納骨堂、火葬場、遊泳場、温泉については、各法令においてそれぞれ定められている基準に基づいて監視指導を実施している。

動物飼養場等に係る監視指導件数の推移は、表 106 のとおりである。

【表 106】動物飼養場等監視指導数の推移

	動物飼養場		墓地		納骨堂	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
平成28年度	2	5	90	0	10	3
平成29年度	5	3	90	8	10	0
平成30年度	18	12	91	13	10	1
	火葬場		遊泳場		温泉	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
平成28年度	7	0	15	26	11	9
平成29年度	7	0	15	28	11	14
平成30年度	7	0	15	26	11	10

2) 有害物質を含有する家庭用品の試験・検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、ホルムアルデヒド、塩化水素、水酸化ナトリウム等 20 種類の有害物質の含有について規制を受ける繊維製品、洗剤等の家庭用品に対し、買上げ検査を実施している。

家庭用品の検査件数の推移は、表 107 のとおりである。

【表 107】家庭用品の検査件数の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
検査件数	91	85	93
基準違反件数	0	0	0
他府県市からの通知件数	0	0	0

3) ネズミ、衛生害虫等の駆除指導

感染症を媒介するネズミ、衛生害虫や、人に危害を及ぼす有害害虫等の駆除に関する相談を受けるとともに、感染症を媒介する蚊の定期調査を実施している。

ネズミ、衛生害虫等の駆除指導の実施状況の推移は、表 108 から 110 までのとおりである。

【表 108】害虫駆除等の陳情（苦情）相談受付件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成 30 年度
ハチ類	704	749	625
毛虫類	19	14	10
蚊・ユスリカ	516	451	358
シラミ類	22	17	24
ダニ類	32	20	23
ハエ・チョウバエ類	33	17	19
ノミ類	29	9	8
ムカデ・ヤスデ類	7	9	10
ネズミ類	128	98	114
ゴキブリ類	53	32	30
その他害虫	275	277	215
計	1, 818	1, 693	1, 436

【表 109】 ウエストナイル熱対策(媒介蚊調査) の推移

	平成28年度	平成29年度	平成 30年度
調 査 場 所	2	2	2
調 査 回 数	14	14	14
蚊 捕 獲 数	947	689	676
ウイルス検査数	947	689	676
検 査 結 果	すべて陰性	すべて陰性	すべて陰性

【表 110】 デング熱対策(媒介蚊調査) の推移

	平成28年度	平成29年度	平成 30年度
調 査 場 所	2	2	2
調 査 回 数	12	12	12
蚊 捕 獲 数	865	595	782
ウイルス検査数	559	383	327
検 査 結 果	すべて陰性	すべて陰性	すべて陰性

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 111 のとおりである。

【表 111】 事業費の推移（環境衛生業務経費）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	13,698	13,329	13,129
決算額	11,345	12,807	12,104

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表112及び113のとおりである。

【表112】事業費の内訳（環境衛生業務経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報償費	87	理容所・美容所衛生講習会講師謝礼金
旅費	213	会議、研修等出席に係る旅費
需用費	7,173	防疫用薬剤等に係る消耗品、公用車ガソリン代、旧防疫事務所の光熱水費
役務費	4,005	各種通知等に係る切手代、電話料金、水質検査及び防疫業務に係る手数料
委託料	530	旧防疫事務所のガス機器保守点検及び清掃業務の委託
使用料及び賃借料	77	旧防疫事務所のケーブルテレビ受信料
負担金補助及び交付金	9	全国環境衛生・廃棄物関係課長会会費
公課費	8	公用車重量税
合計	12,104	

【表113】充当財源の内訳（環境衛生業務経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
府支出金	387	大阪府遊泳場条例事務交付金など
その他特定財源	2,228	環境衛生関係申請手数料など
一般財源	9,488	
合計	12,104	

② 監査の結果及び意見

ア) 理容所・美容所営業者等に対する衛生講習会の参加者増加に向けた取組みについて【意見17】

理容師法第 13 条及び美容師法第 14 条には、必要があると認めるときは、理容所・美容所の衛生環境状況について立入検査を実施できる旨が規定されており、環境薬務課では、これらの規定に基づき、立入検査を実施している。

しかし、理容所・美容所営業者等の平成 30 年度の立入検査の実績をみると、理容所 387 施設に対して監視数 25 件、美容所 801 施設に対して 92 件となっており、低い監視率となっている。これは、理容所・美容所における衛生環境状況の保持は、基本的には当該理容所・美容所の自主管理に委ねられているためである。

そして、環境薬務課では、当該理容所・美容所の自主管理の促進を図るため、また、立入検査だけでは十分な指導が行き渡らないために、理容所・美容所営業者等に対する衛生講習会を開催している。

衛生講習会の平成 28 年度から平成 30 年度までの開催実績は表 114 のとおりである。

【表 114】過去 3 年間の理容所・美容所営業者等に対する衛生講習会の開催実績

年度	開催回数	対象者	参加人数	理容所・美容所施設数
平成 28 年度	3	理容所・美容所営業者等	291	1, 200
平成 29 年度	3	理容所・美容所営業者等	290	1, 215
平成 30 年度	2	理容所・美容所営業者等	266	1, 188

表 114 のように、平成 30 年度の理容所・美容所の施設数に対する衛生講習会参加者数の割合も 22.4% であり、かなり低いものとなっている。

今後、受講対象者の関心の高いテーマを取り上げるなど、講習会参加者の増加に向けた更なる取組みが必要である。

イ) 浄化槽数の整理について【意見18】

環境薬務課が監視の対象としている市内の浄化槽施設数は、平成 30 年度末時点で統計上 10, 528 施設となっている。しかし、環境薬務課においては、1 万件を超える浄化槽数は実態に合っておらず、関係部署の資料から実数は 5 千施設程度と推測しているとのことである。なお、監視の対象となる浄化槽のデータはもともと大阪府が管理していたものを引き継いだものとのことである。

この点、環境薬務課においては、現在、浄化槽数の整理を進めているものの、難航しているとのことである。整理が難航している主な理由としては、設置当時の設置場所の地図が不正確であったり、当時の地番と現在の住居表示が一致しなかったりして、設置場所の特定ができないこと等が挙げられる。

また、平成 18 年 2 月に浄化槽法が改正され、改正後の浄化槽法第 11 条の 2 に「浄化槽管理者は、当該浄化槽を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から 30 日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。」と廃止の届出制度が設けられたが、法改正までに既に廃止されている浄化槽も多いことや、浄化槽を設置した当時の建設業者等が台帳上浄化槽管理者となっているケースが大半で、現所有者が浄化槽管理者となっているケースが少ないことも、整理が困難となる要因とのことである。

このように整理が難航する事情については、一定、理解するところではあるが、浄化槽数は、「公衆衛生の現況」等の公表統計資料に掲載される数値であるので、正確な数値となるよう早急な整理が必要である。

ウ) 簡易専用水道の定期点検受検率の向上について【意見19】

簡易専用水道（受水槽の有効容量が 10 m³）の給水を開始した場合は、保健所に「簡易専用水道給水開始届」を提出する必要がある。

また、水道法の規定により、年 1 回の水槽の清掃及び定期点検を受けることが義務化されている。

定期点検を受検している割合は表 115 のとおりとなっている。近年の受検率は 80%程度で推移しており、200 件近い簡易専用水道の設置者が定期点検を怠っていることになる。

【表 115】簡易水道の定期点検受検率の推移

	施設数	監視数	定期検査受検数	受検率
平成28年度	899	109	731	81.3%
平成29年度	896	189	730	81.4%
平成30年度	887	125	709	79.9%

環境薬務課では定期点検の実施が確認できない簡易専用水道の設置者に対して、定期点検の受検を促す文書を送付している。

しかしながら、受検を促す文書には定期点検が水道法に定められた義務であることは記載されているものの、定期点検を怠った設置者に対して罰金が課される旨の記載はない。

簡易専用水道の設置者に送付する定期点検の受検を促す文書に定期点検を怠った場合は罰金が課される旨を明記して送付し、受検率の向上を図ることを検討すべきである。

<参考>水道法（抜粋）

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(省略)

八 第34条の2第2項の規定に違反した者

エ) 清掃業務の履行確認について【監査の結果4】

旧防疫事務所（2階）の清掃業務を委託しているが、委託先から提出される実施報告書が月次単位のものとなっており、日々の履行確認がなされているか不明なものとなっている。

清掃は職員が在席時に実施しているとのことであるので、日々履行確認してその証跡を残す必要がある。

オ) 旧防疫事務所のテレビの設置について【意見20】

旧防疫事務所にテレビが設置され、毎月4,514円をケーブルテレビ会社に支払っている。テレビの設置理由は、旧防疫事務所が他の部署から離れたところにあるため、災害時等に情報源が多い方がよいためとのことである。

しかし、現在は多様な情報入手方法があるので、テレビの設置が真に必要なかどうかを見極め、廃止を含めて判断する必要がある。

カ) 監視指導に係るローテーション計画の具体化について【意見21】

環境薬務課の施設監視指導は、「東大阪市環境衛生関係施設監視指導要綱」に基づき実施されている。

そして、「東大阪市環境衛生関係施設監視指導要綱」の別表には、旅館や公衆浴場の水質検査、興行場の空気環境調査といった科学監視事項の実施回数について、表116のとおり記載されている。

【表 116】 科学監視事項の実施回数

施設	回数	備 考
旅館	年 1 回以上	該当施設のおおむね 30%以上
興行場	年 1 回	原則として全施設
公衆浴場	年 1 回	管内にある施設のおおむね 30%以上
その他の施設		必要に応じて実施

一方、その他の施設の監視指導については、ローテーションで各施設に監視指導を行う際の頻度が要綱に記載されていない。

その他の施設に関しても、要綱又は別途策定する施設類型ごとの実行計画において、具体的な監視指導の頻度を記載しておく必要がある。

キ) 監視指導の計画と実績の対比について【意見22】

環境衛生に関わる監視指導についての実績については、環境業務課において、「環境衛生関係施設等監視状況報告書」を毎月作成し、監視施設ごとの監視指導数を集計している。

しかしながら、同監視状況報告書は当該月の単月の実績値のみが記載されており、当年度の監視指導数の累計値が記載されておらず、当年度の計画上の監視指導数との対比、すなわち、計画の進捗管理ができる形式とはなっていない。

年度計画に対する進捗管理が月次で容易となるよう、当該月の単月の実績値のみならず、計画上の監視指導数と当年度の監視指導数の累計を比較可能な形式で記載する必要がある。

4. 健康づくり課

【概要】

① 健康づくり課の事務分掌

東大阪市事務分掌規則は、健康づくり課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 地域保健対策に係る情報の収集及び整理並びに調査研究に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 健康づくり施策等保健事業の企画及び調整に関すること。
- (3) 生活習慣病対策の企画及び調整に関すること。
- (4) 栄養改善の企画及び調整並びに食環境の整備に関すること。
- (5) 歯科保健の企画及び調整に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 精神保健福祉及び自殺予防対策の企画及び調整に関すること。
- (7) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。
- (8) 難病に係る医療助成並びに保健事業の企画及び調整に関すること。
- (9) 歯科保健に関する計画の策定及び推進に関すること。
- (10) 高齢者保健福祉計画（健康増進に係るものに限る。）の策定及び推進に関すること。
- (11) 障害者に関する計画（精神障害福祉に係るものに限る。）の策定及び推進に関すること。
- (12) 食育推進計画の策定及び推進に関すること。
- (13) 健康増進計画の策定及び推進に関すること。
- (14) 公害健康被害の補償に関すること。
- (15) 公害保健福祉事業及び環境保健事業に関すること。
- (16) 肝炎治療に係る医療費助成並びに保健事業の企画及び調整に関すること。
- (17) 保健センター事業の指導及び連絡調整に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

健康づくり課は老成人、栄養、精神及び公害の4つのチームに分かれており、保健センターと連携して実施している業務概要は表117のとおりである。

【表117】健康づくり課が保健センターと連携して実施する業務概要

チーム	業務概要
老成人	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法に基づく健康増進事業として健康手帳の交付・健康教育・健康相談・訪問指導・がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん）・肝炎ウイルス検診・成人歯科健診を実施し、健康管理に対する意識を高め、生活習慣病を予防し、健康増進を図るよう努めている。また、要介護状態になることを防ぐため、介護予防事業を実施している。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、大阪府の行う指定難病の医療費の公費申請窓口となり、患者及び家族の療養生活に関する相談、家庭訪問を行っている。 ・健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月に公布され、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、受動喫煙対策を推進するとともに、第2次東大阪市健康増進計画や東大阪市歯科口腔保健計画に基づき、「健康に生活できるまちづくり」の実現への取組みを行っている。
栄養	<ul style="list-style-type: none"> ・「食育トライで広げよう！めっちゃ元気な市民の環」を目標に掲げて、第3次東大阪市食育推進計画を推進している。様々なライフステージにおける「食を営む力」を育む食育を展開し、離乳食から糖尿病食等あらゆる食事相談に取り組んで、栄養改善につながる具体的な支援を行なっている。 ・食生活改善推進協議会や地域活動栄養士会等の地区組織を育成指導し、特定給食施設指導では、協働で喫食者の健康づくりや地域における食育・栄養改善活動を進めている。 ・外食や惣菜等の栄養成分表示事業の推進や事業者への加工食品の適正な栄養成分表示の指導で、市民が栄養成分表示などの栄養情報を活用できるように食環境の整備を進めている。
精神	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者の医療及び福祉に関する相談に応じ訪問指導を行うとともに集団指導を実施し、適正な医療の提供と社会復帰及び自立の促進に必要な援助を行っている。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付や障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス・自立支援医療費（精神通院医療）の申請受付業務のほか、自殺予防対策やアルコール関連問題対策、精神保健福祉に関する普及・啓発活動及び精神障害者の成年後見制度市長申立て等、地域の関係機関との連携により精神障害者の地域生活支援に取り組んでいる。
公害	<ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、大気系公害健康被害認定患者の更新事務、療養の給付及び障害補償費、遺族補償費の支給等を行っている。なお、昭和63年3月1日の法改正に伴い、指定地域の解除により新規認定は行われなくなった。

また、東大阪市事務分掌規則は、東保健センター、中保健センター及び西保健センターの事務分掌について次のとおり定めている。下線は健康づくり課の所掌事務に関連する事務分掌である。

- (1) 生活習慣病対策に関すること。
- (2) 栄養改善及び食育の推進に関すること。
- (3) 母子保健及び歯科保健に関すること。
- (4) 精神保健福祉及び自殺予防対策に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の受付に関すること。
- (6) 予防接種事業に関すること。
- (7) 難病に係る医療費助成の受付及び保健事業に関すること。
- (8) 健康づくり推進事業に関すること。
- (9) 放射線業務に関すること。
- (10) 保健師業務に関すること。
- (11) 公害健康被害補償の受付に関すること。
- (12) 感染症患者医療、未熟児養育医療及び小児慢性特定疾病医療に係る医療費並びに不妊に悩む方への特定治療支援事業の受付に関すること。
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス費等及び自立支援医療費（育成医療及び精神通院医療に係るものに限る。）の受付に関すること。
- (14) その他保健予防に関すること。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

② 職員の配置状況

平成 30 年 5 月 1 日現在、健康づくり課には合計 18 名の職員が配置されているが、このうち、特定の資格等を有する職員とその職務内容は、表 118 のとおりである。

【表 118】健康づくり課の有資格職員等

資格等	人数	主な職務内容
保健師	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東大阪市健康増進計画や歯科口腔保健計画の策定と推進 ・ がん検診や精度管理に関する医師会との調整、企画立案・推進 ・ 保健センターの健康増進事業の企画調整や指定難病等の申請事務調整
管理栄養士	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育推進計画の策定と推進のための関係団体との連携や特定給食施設の指導 ・ 外食栄養成分表示の推進 ・ 食品表示に関する指導や相談 ・ 栄養改善の人材育成
理学療養士	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防を目的に、主に高齢者を対象としてストレッチ体操や筋力トレーニングの実技を実施
精神保健福祉相談員	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神疾患や精神障害に関する正しい知識の普及啓発及び地域づくりのための講演会の実施や会議の運営 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付事務 ・ 保健センターの精神保健福祉業務に関する雇用や予算に係る事務

③ 平成 30 年度決算額の内訳

健康づくり課の平成 30 年度決算額の内訳は表 119 のとおりである。

【表 119】平成 30 年度決算額の内訳（健康づくり課）

(単位：千円)

項	目	事業（細々目）	分類	決算額	項目
保健衛生費	予防費	健康増進事業（がん検診）	老成人	595,723	(1)
		健康増進事業（肝炎ウイルス検診）	老成人	28,330	(2)
		健康増進事業（成人歯科健診）	老成人	11,779	(3)
		健康増進事業（特定健診）	老成人	4,439	(4)
		健康増進事業（健康教育）	老成人	2,202	(5)
		健康増進事業（健康相談）	老成人	1,949	(6)
		健康増進事業（訪問指導）	老成人	1,339	(7)
		予防業務経費	老成人 栄養	6,140	(8)
		医療団体補助金	老成人	8,919	(9)
		精神保健福祉対策事業	精神	13,529	(10)
公害健康 被害補償費		公害健康被害補償給付費支給経費	公害	1,304,667	(11)
		家庭療養指導事業	公害	1,848	
		インフルエンザ予防接種助成事業	公害	1,202	
		健康診査事業	公害	7,481	(12)
		健康相談事業	公害	2,145	
		リハビリテーション事業	公害	1,662	
その他（監査対象外）				5,621	
合計				1,998,982	

(1) 健康増進事業（がん検診）

① 概要

ア) 事業の概要

健康増進事業（がん検診）の概要は表 120 のとおりである。

【表 120】健康増進事業（がん検診）の概要

事業の概要	目的	がんが、日本人の最大の死亡原因になっている現状に鑑み、がんを早期発見し、適切な治療につなげて、がんによる死亡を減少させるために実施している。
	対象	【子宮頸がん検診】 20 歳以上の女性 2 年に 1 回、4 月 1 日現在偶数年齢の者及び前年度受診していない者に限り 4 月 1 日現在奇数年齢の者が対象 【乳がんマンモグラフィ検診】 40 歳以上の女性 2 年に 1 回、4 月 1 日現在偶数年齢の者が対象 【大腸がん検診】 40 歳以上の男女 【肺がん結核検診】 40 歳以上の男女 【胃がん検診（胃 X 線）】 40 歳以上の男女 【胃がん検診（胃内視鏡）】 50 歳以上の男女 2 年に 1 回、4 月 1 日現在偶数年齢の者が対象
	内容	対象者が、がん検診実施医療機関（一部保健センター）で「がん検診受診証」を提示することで、自己負担額が無料から 1,000 円の範囲でがん検診を受診することができるよう補助するものである。
根拠法令等	健康増進法第 19 条第 2 項	

がん検診受診者数の推移は表 121 のとおりである。

【表 121】がん検診受診者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子宮頸がん検診			
受診者数	14,076 人	13,978 人	14,081 人
受診率	24.2%	22.9%	22.9%
乳がんマンモグラフィ検診			
受診者数	9,811 人	9,569 人	9,742 人
受診率	21.5%	19.9%	19.9%
大腸がん検診			
受診者数	23,008 人	23,564 人	23,475 人
受診率	14.7%	15.0%	15.0%
肺がん結核検診			
受診者数	21,833 人	22,574 人	22,485 人
受診率	13.9%	14.4%	14.3%
胃がん検診			
受診者数	15,682 人	15,440 人	15,057 人
受診率	14.1%	13.5%	13.4%

(注) 受診率の算出方法は次のとおりである。

1 年に 1 回のがん検診 (大腸・肺) の場合

受診者数 / *対象者数 × 100

2 年に 1 回のがん検診 (子宮・乳・胃) の場合

(前年度の受診者数 + 当該年度の受診者数 - 前年度及び当該年度における 2 年連続受診者数) / *対象者数 × 100

*対象者数は市町村人口 - 就業者数 + 農林水産業従事者数で算出した推計対象者数。

27 年度国勢調査から算出している。

また、現在公表されている大阪府総計での平成 28 年度のがん検診受診者率は表 122 のとおりである。なお、表 121 と表 122 では、東大阪市の受診率に差異があるが、受診率の集計時点の差によるものである。

【表 122】平成 28 年度のがん検診受診者率（大阪府集計）

	大阪府総計	東大阪市
子宮頸がん検診	22.2%	24.5%
乳がんマンモグラフィ検診	17.8%	21.6%
大腸がん検診	14.6%	15.0%
肺がん結核検診	12.3%	14.1%
胃がん検診	7.8%	14.3%

（出所：大阪府ホームページ掲載資料より抜粋）

表 122 によると、いずれの受診率も大阪府総計より上回っており、東大阪市におけるがん検診の受診率は比較的高い水準にあるといえる。こうした成果は、がん検診のクーポン発送後、未受診者に対する勧奨ハガキ・再勧奨ハガキの発送や休日に検診ができるような健康フェスタの開催、国保や協会けんぽと連携したセット検診の実施、東大阪健康・長寿マイレージ事業との連携等による取組みによるものと考えられる。

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 123 のとおりである。

【表 123】事業費の推移（健康増進事業（がん検診））

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	626,977	616,681	633,381
決算額	599,797	599,976	595,723

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表124及び125のとおりである。

【表124】事業費の内訳（健康増進事業（がん検診））

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
共済費	13	がん検診推進事業アルバイト共済費
賃金	1,033	がん検診推進事業アルバイト賃金
報償費	3,542	がん検診精度管理等報償費（看護師等）
需用費	2,130	印刷製本費（問診票等）・がん検診事業実施に係る消耗品（啓発物品）
役務費	4,583	がん検診受診証・クーポン発送に係る通信運搬費等
委託料	584,393	各がん検診実施に係る検診委託料（医療機関）等
扶助費	26	がん検診推進事業自己負担還付金
合計	595,723	

【表125】充当財源の内訳（健康増進事業（がん検診））

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	2,898	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（がん検診勧奨）
その他	727	事業利用者負担金収入（がん検診受診）
一般財源	592,097	
合計	595,723	

② 監査の結果及び意見

ア) 保険者や事業者等との連携について【意見23】

がん検診の受診率算定の基礎となる対象者数は、市町村人口から就業者数及び農林水産業従事者数を控除した推計対象者数であり、職域検診等を受診する対象者が含まれている。この点、現在は、職域検診等の対象者を把握する体制が未整備であり、市民のがん検診の受診状況について、他の実施主体によるがん検診も含めた全体像を把握することは困難である。

一方、受診率に反映されない職域検診に関し、平成 30 年 3 月に厚生労働省が公表した「職域におけるがん検診に関するマニュアル」において次のとおり記載されている。

平成 28 年国民生活基礎調査によれば、がん検診を受けた者の約 30～60% が職域におけるがん検診を受けているとされており、職域におけるがん検診は、国民に受診機会を提供するという意味でも、我が国のがん対策において、非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、職域におけるがん検診は、法的根拠がなく、保険者や事業者が、福利厚生の一環として任意で実施しているものであり、検査項目や対象年齢等、検診の実施方法は様々であるのが実態である。

これらを踏まえ、東大阪市としては、がんの早期発見・適切な治療により、がんによる死亡を減少させるためのがん検診をより効果的に実施すべく、受診率に反映されない職域検診に関する保険者や事業者等との連携強化も必要と考える。

例えば、東大阪市が職域検診に関する保険者や事業者等と連携して受診勧奨を行ったり、職域でがん検診を受ける機会のない者に対して情報発信したりすることも考えられる。

今後は一層、地域・各種機関と連携した検診の実施や効果的な受診勧奨・啓発を実施し、がん検診の更なる受診者数の増加を目指すとともに、精度の高いがん検診を提供する体制整備が求められる。

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「報償費に係る源泉徴収について【意見 39】」（204 ページ）、「切手の受払い管理の単位について【意見 40】」（207 ページ）及び「切手の適正在庫について【意見 41】」（208 ページ）を記載している。

(2) 健康増進事業（肝炎ウイルス検診）

① 概要

ア) 事業の概要

健康増進事業（肝炎ウイルス検診）の概要は表 126 のとおりである。

【表 126】健康増進事業（肝炎ウイルス検診）の概要

事業の概要	目的	肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じてフォローを受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅らせるために実施している。
	対象	40 歳以上の市民 ※肝炎ウイルス検診未受診者のみ
	内容	対象者が、肝炎ウイルス検診実施医療機関で「がん検診受診証」を提示することで、自己負担額 1,000 円で肝炎ウイルス検診を受診することができるよう補助するものである。
根拠法令等	健康増進法第 19 条第 2 項	

肝炎ウイルス検診受診者数の推移は表 127 のとおりである。

【表 127】肝炎ウイルス検診受診者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診者数	1,625 人	1,697 人	6,541 人

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 128 のとおりである。

【表 128】事業費の推移（健康増進事業（肝炎ウイルス検診））

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	14,354	12,363	9,757
決算額	10,602	10,542	28,330

平成 30 年度において、決算額が当初予算額を大幅に超過しているが、これは医療機関独自での検診勧奨による影響である。具体的には、市内医療機関で特定健診や他のがん検診と同時に受診しやすい環境が整備されていること及び肝炎ウイルス検診の受診歴のない方に肝炎ウイルス検診の案内の声かけや勧奨チラシを渡すなど、積極的な受診勧奨が行われたことが受診者数増加の要因と考えられる。

次に、過去 3 年間の肝炎ウイルス検診受診者 1 人当たり事業費の推移は表 129 のとおりである。

【表 129】 肝炎ウイルス検診受診者 1 人当たり事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
肝炎ウイルス検診受診者 1 人当たりの事業費	6,524 円	6,212 円	4,331 円

平成 29 年度から平成 30 年度において、1 人当たりの事業費が大幅に減少しているが、これは特に単価の低い特定健診との同時実施での割合が高くなった影響である。単独実施と同時実施の場合の委託料単価は次のとおりである。

- ・ 単独実施の場合の委託料単価 6,024 円
- ・ 同時実施の場合の委託料単価 3,015 円

同時実施が増加した要因には、前述の医療機関独自での検診勧奨による影響が大きいと考えられる。

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表130及び131のとおりである。

【表130】事業費の内訳（健康増進事業（肝炎ウイルス検診））

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
需用費	60	問診票等印刷製本費
役務費	342	クーポン発送に係る通信運搬費等
委託料	27,919	検診委託料等（医療機関）
扶助費	9	肝炎ウイルス検診自己負担還付金
合計	28,330	

【表131】充当財源の内訳（健康増進事業（肝炎ウイルス検診））

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
府支出金	6,425	健康増進事業費補助金
一般財源	21,905	
合計	28,330	

② 監査の結果及び意見

ア) 医療機関との連携について【意見24】

平成30年度の肝炎ウイルス検診受診者は、前年度以前と比較して大幅に増加することとなった。これは検診受診の向上を推進している東大阪市としても喜ばしい結果であったが、あくまでも医療機関独自の取組みによるものである。

また、反面、当初予定していなかった受診者数増加により委託料が増加し、決算額は当初予算額の約3倍ともなったことから、委託料の工面が必要となった。

今後、限られた予算を最大限有効に活用できるよう、医療機関との連携をより一層強化し、特定健診との同時受診を勧奨するなど、受診者数の増加に取り組むことが期待される。

(3) 健康増進事業（成人歯科健診）

① 概要

ア) 事業の概要

健康増進事業（成人歯科健診）の概要は表 132 のとおりである。

【表 132】健康増進事業（成人歯科健診）の概要

事業の概要	目的	歯を十分に保持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を防止するために実施している。
	対象	満 30 歳・35 歳・40 歳・45 歳・50 歳・55 歳・60 歳・65 歳・70 歳・75 歳・80 歳の市民 ※満 75 歳・80 歳は後期高齢者医療被保険者以外の市民 ※満 75 歳・80 歳は咀嚼・舌機能・嚥下評価を追加で実施
	内容	対象者が、成人歯科健診実施医療機関において、無料で歯科健康診査（口腔内診査、指導等）を受診できるよう補助するものである。
根拠法令等	健康増進法第 19 条第 2 項	

成人歯科健診受診者数の推移は表 133 のとおりである。

【表 133】成人歯科健診受診者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
成人歯科健診受診者数	3,418 人	3,534 人	2,735 人

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 134 のとおりである。

【表 134】事業費の推移（健康増進事業（成人歯科健診））

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	16,288	14,204	11,873
決算額	15,232	15,765	11,779

平成 30 年度の事業費決算額及び成人歯科健診受診者数は、いずれも平成 29 年度より減少している。これは、平成 30 年度から満 75 歳・80 歳の多くの対象者が、大阪府後期高齢者医療広域連合の実施する歯科健診の対象となったため、本事業の成人歯科健診対象外となったことに起因する。

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表135及び136のとおりである。

【表135】事業費の内訳（健康増進事業（成人歯科健診））

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
需用費	58	問診票等印刷製本費
委託料	11,720	成人歯科健診検診委託料（医療機関）
合計	11,779	

【表136】充当財源の内訳（健康増進事業（成人歯科健診））

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
府支出金	3,316	健康増進補助金
一般財源	8,463	
合計	11,779	

② 監査の結果及び意見

本事業に関する監査の結果及び意見はない。

(4) 健康増進事業（特定健診）

① 概要

ア) 事業の概要

健康増進事業（特定健診）の概要は表 137 のとおりである。

【表 137】健康増進事業（特定健診）の概要

事業の概要	目的	健康診査を実施し、生活習慣病等の疾病発症の予防及び早期発見・早期治療を図るため実施している。
	対象	生活保護受給者 医療保険未加入者
	内容	40 歳以上の生活保護受給者及び医療保険未加入者が、特定健康診査実施医療機関において無料で健康診査を受診できるよう補助するものである。
根拠法令等	健康増進法第 19 条第 2 項	

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 138 のとおりである。

【表 138】事業費の推移（健康増進事業（特定健診））

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	4,660	4,274	4,300
決算額	3,952	4,106	4,439

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表139及び140のとおりである。

【表139】事業費の内訳（健康増進事業（特定健診））

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報償費	130	特定健診実施に係る報償費（看護師）
需用費	86	問診票等印刷製本費等
委託料	4,222	特定健診に係る健診委託料
合計	4,439	

【表140】充当財源の内訳（健康増進事業（特定健診））

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
府支出金	2,658	健康増進事業費補助金
一般財源	1,781	
合計	4,439	

② 監査の結果及び意見

ア) 補助対象者の確認方法等について【意見25】

特定健診とは、日本人の死亡原因の約 6 割を占める生活習慣病の予防のために、40 歳から 74 歳までの公的医療保険（国民健康保険等）加入者全員を対象とした健診である。

特定健診については、東大阪市国民健康保険と後期高齢者医療の加入者は、年度に 1 回、無料で受診することができる。全国健康保険協会や国保組合、共済組合、企業健保の加入者は、それぞれの医療保険者に従い自己負担額が必要な場合がある。

一方、本事業における補助対象者は生活保護受給者及び医療保険未加入者であり、受診券の発行に際して、それぞれ次のとおりに実施している。

- ・生活保護受給者

特定健診の受診券については、生活保護受給者の担当ケースワーカーが発行しており、保護受給者であるかどうかの確認はケースワーカーにより行われる。

- ・医療保険未加入者

受診券を発行する際、確認書類として申請書及び身分証明の提出を義務づけているが、医療保険未加入であるかどうかは、本人の申し出となっている。

このように、医療保険未加入者の場合は、申請書と本人の身分証明のみで特定健診を無料で受診することができる。実際に医療保険に未加入であることの確認は難しいと考えられるが、申請書に医療保険に未加入である事情の記載を求めるなど、追加的な確認の実施についても検討が必要と考えられる。

なお、健康増進法施行規則第 4 条の 2 第 4 号の規定に基づき、40 歳から 74 歳までの医療保険未加入者については、市町村が特定健診を実施することとされており、東大阪市としては医療保険未加入者を本事業の対象から除外することはできないが、国民皆保険制度のもとでは、国保所管課、他の機関等と連携し、公的医療保険への加入を勧奨することも必要と考えられる。

(5) 健康増進事業（健康教育）

① 概要

ア) 事業の概要

健康増進事業（健康教育）の概要は表 141 のとおりである。

【表 141】健康増進事業（健康教育）の概要

事業の概要	目的	(集団) 生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図り健康の保持増進を目的とする。 (個別) 個人の生活習慣を把握し継続的に健康教育を行い生活習慣行動の改善を支援し、生活習慣病予防を目的とする。
	対象	40 歳から 64 歳までの市民
	内容	集団健康教育(歯周疾患、ロコモティブシンドローム、COPD、病態別等)は、健康教育の内容に関して歯科医師、保健師、管理栄養士等が講師となり実施する。 個別健康教育(喫煙者)の期間は3か月間実施する。
根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項	

健康教育実施状況の推移は表 142 のとおりである。

【表 142】健康教育実施状況の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
個別健康教育			
参加実人数	41 人	41 人	3 人
集団健康教育			
開催回数	335 回	335 回	343 回
参加延人数	10,066 人	9,029 人	9,911 人

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表143のとおりである。

【表143】事業費の推移（健康増進事業（健康教育））

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	5,409	3,517	2,331
決算額	4,295	3,052	2,202

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表144及び145のとおりである。

【表144】事業費の内訳（健康増進事業（健康教育））

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報償費	970	健康教育に係る報償費（医師・看護師等）
需用費	237	教室用パンフレット等消耗品
役務費	65	集団健康教育勸奨通知に係る通信運搬費
委託料	504	骨密度測定装置保守
使用料及び賃借料	424	骨密度測定装置リース
合計	2,202	

【表145】充当財源の内訳（健康増進事業（健康教育））

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
府支出金	1,166	健康増進事業費補助金
一般財源	1,036	
合計	2,202	

② 監査の結果及び意見

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「報償費に係る源泉徴収について【意見39】」（204ページ）を記載している。

(6) 健康増進事業（健康相談）

① 概要

ア) 事業の概要

健康相談事業の概要は表 146 のとおりである。

【表 146】健康増進事業（健康相談）の概要

事業の概要	目的	健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理を目的とする。
	対象	40 歳から 64 歳までの市民
	内容	重点相談（高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗しょう症、女性の健康、病態別）、総合相談（禁煙、一般的事項）に関し医師、保健師、管理栄養士等が健康に関する指導及び助言を行う。
根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項	

健康増進事業における健康相談は、常時窓口、電話等で対応しているが、加えてイベント等でも相談の場を設け、生活習慣病以外にも、歯科疾患、女性特有の健康問題等多岐にわたる健康に関する相談に対応している。また、平成 30 年度の健康増進法の一部改正に伴い、受動喫煙対策を周知・啓発とともに、喫煙者に対しての禁煙啓発・支援を実施している。

健康相談実施状況の推移は表 147 のとおりである。

【表 147】健康相談実施状況の推移

健康相談実施状況	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	1,469 回	1,444 回	1,328 回
参加延人数	8,623 人	9,292 人	7,594 人

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表148のとおりである。

【表148】事業費の推移（健康相談事業）

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	1,976	1,906	1,990
決算額	1,620	1,688	1,949

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表149及び150のとおりである。

【表149】事業費の内訳（健康相談事業）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	1,700	健康相談に係る報償費（医師・看護師等）
需用費	248	健康相談用パンフレット等
合計	1,949	

【表150】充当財源の内訳（健康相談事業）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
府支出金	1,261	健康増進事業費補助金
一般財源	688	
合計	1,949	

② 監査の結果及び意見

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「報償費に係る源泉徴収について【意見39】」（204ページ）を記載している。

(7) 健康増進事業（訪問指導）

① 概要

ア) 事業の概要

健康増進事業（訪問指導）の概要は表 151 のとおりである。

【表 151】健康増進事業（訪問指導）の概要

事業の概要	目的	療養中の保健指導が必要と認められる者及びその家族に対して保健師等が訪問して、健康問題を把握し、必要な指導を行い心身機能の低下の防止と健康の保持増進を目的とする。
	対象	40 歳から 64 歳までの市民で、その心身の状況、環境から療養上の保健指導が必要な方。
	内容	家庭訪問により、家庭での療養方法、閉じこもり・転倒予防、家族介護を担う者の健康管理、生活習慣病予防等の助言・指導を実施。必要時には、医療機関等の関係機関と連携を図り支援する。
根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項	

被訪問指導者数の推移は表 152 のとおりである。

【表 152】被訪問指導者数の推移

被訪問指導者数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実人数	967 人	1,074 人	1,075 人
延人数	1,749 人	2,144 人	2,309 人

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 153 のとおりである。

【表 153】事業費の推移（健康増進事業（訪問指導））

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,616	1,611	1,611
決算額	1,336	1,177	1,339

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表154及び155のとおりである。

【表154】事業費の内訳（健康増進事業（訪問指導））

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	1,291	訪問指導員に係る報酬
共済費	3	訪問指導員に係る共済費
需用費	44	訪問指導員貸与品等
合計	1,339	

【表155】充当財源の内訳（健康増進事業（訪問指導））

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
府支出金	405	健康増進事業費補助金
一般財源	934	
合計	1,339	

② 監査の結果及び意見

本事業に関する監査の結果及び意見はない。

(8) 予防業務経費

① 概要

ア) 事業の概要

予防業務経費の概要は表 156 のとおりである。

【表 156】 予防業務経費の概要

事業の概要	目的	予防業務として、難病対策、被爆者検診、栄養改善等を実施。法律に基づき、大阪府から委譲を受け事務を行うものなどにおいて、実態が把握しやすい市町村としての役割を担うために事業を実施している。
	対象	難病患者、被爆者、一般市民、特定給食施設、食品関連事業者等
	内容	予防業務として、栄養改善指導（特定給食施設への栄養改善指導や食品関連事業者への栄養成分表示等の相談等も含む）、原爆被爆者を対象とした検診、難病患者に対する特定医療費の申請受付と大阪府への進達業務及び保健事業等、骨髄移植ドナー支援に係る助成金事業を実施。
根拠法令等	難病の患者に対する医療等に関する法律 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 健康増進法 食品表示法 東大阪市骨髄移植ドナー等支援助成事業にかかる助成金交付要綱	

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表 157 のとおりである。

【表 157】 事業費の推移（予防業務経費）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	7,676	6,800	7,119
決算額	6,823	5,312	6,140

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表158及び159のとおりである。

【表158】事業費の内訳（予防業務経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	604	訪問指導員報酬
共済費	70	アルバイト共済費等
賃金	1,713	アルバイト賃金
報償費	1,253	食生活講座・講習会等報償費（栄養士等）、被爆者検診受託（医師等）、難病対策講演会等報償費（医師等）
需用費	800	栄養指導物品・チラシ、難病対策コピー料金
役務費	484	難病更新通知郵送料
委託料	836	難病システム保守点検・改修委託料
使用料及び賃借料	77	難病受付用コピー機賃借料
負担金補助及び交付金	298	骨髄ドナー等支援事業助成金
合計	6,140	

【表159】充当財源の内訳（予防業務経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	476	難病特別対策推進事業費補助金
府支出金	3,481	原爆被爆者事務等委託金・特定医療費事務委託金
一般財源	2,182	
合計	6,140	

エ) 補助金の交付状況

予防業務経費に係る補助金の交付状況は、表 160 のとおりである。

【表 160】 補助金の交付状況（予防業務経費）

補助金名	骨髄移植ドナー等支援事業助成金
要綱名	東大阪市骨髄移植ドナー等支援助成事業にかかる助成金交付要綱
交付先	(1) 骨髄等の提供時に市内に住所を有する者であって、骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者（以下「助成対象ドナー」） (2) 当該要綱による助成金の交付の決定を受けた助成対象ドナーの者の骨髄等を提供するために入通院に要した日がすべて勤務を要する日であった国内に事務所を有する事業者（以下「助成対象事業所」）。ただし、国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資している法人と助成対象ドナー本人を除く。
補助金額	280,000 円
補助金の算定方法	助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 助成対象ドナー 骨髄等の提供に係る通院又は入院（骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に 2 万円を乗じた額。ただし、1 回の骨髄等の提供について 14 万円を限度とする。 (2) 助成対象事業所 助成対象ドナー 1 人につき 7 万円

東大阪市では平成 29 年度より骨髄移植ドナー等支援事業助成金を導入しており、平成 30 年度の骨髄移植ドナー等支援事業に係る助成金は、申請件数 2 件 280,000 円の支給であった。大阪府内中核市においても同様に実施しているが、導入している自治体はまだ少ない。今後も、平成 30 年度に引き続き、骨髄移植ドナー制度の促進を図るため、啓発に努めていくことが期待される。

② 監査の結果及び意見

ア) 特定給食施設指導に係る計画策定について【意見26】

予防業務として、特定給食施設等への栄養改善指導を実施している。特定給食施設は、健康増進法により、1回100食以上・1日250食以上を特定の人に提供する給食施設として定められている。東大阪市では、特定給食施設に加え、「その他の給食施設要領」において、1回50食以上・1日100食以上の施設も対象としており、その中でも管理栄養士・栄養士が配置されていない施設を指導するようにしている。

現状、栄養改善指導において、特定給食施設等への巡回を実施しているが、巡回に関する計画は策定されておらず、また、人員不足等による影響から直近3年間でもすべての特定給食施設等への巡回実績はない。

また、特定給食施設等への栄養改善指導では、健康増進法第21条、第22条及び第24条第1項に基づき、栄養管理の実施を確保するため特定給食施設の管理者に対し、年2回の栄養管理報告書の提出を求めており、栄養管理報告書を確認の上、栄養管理において改善が必要な施設には連絡を取り、指導を実施している。

【健康増進法（抜粋）】

(特定給食施設における栄養管理)
第21条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。
2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。
3 特定給食施設の設置者は、前2項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。
(指導及び助言)
第22条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。
(立入検査等)
第24条 都道府県知事は、第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2、3 (略)

(注)健康増進法第10条により、上記の規定における「都道府県知事」は保健所を設置する市にあっては、市長とされている。

しかし、栄養管理報告書に関し、対象となるすべての施設の提出状況は把握しているものの、一部においては数年間提出がない施設も存在している。

今後、新規の特定給食施設等や栄養管理報告書の提出がない施設等を重点的に巡回するなど、一定のローテーションのルールを設け、より効率的・効果的に栄養改善指導を実施できるよう、特定給食施設等への巡回に関する計画策定について検討する必要がある。

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「報償費に係る源泉徴収について【意見 39】」（204 ページ）、「切手の受払い管理の単位について【意見 40】」（207 ページ）及び「切手の適正在庫について【意見 41】」（208 ページ）を記載している。

(9) 医療団体補助金

① 概要

ア) 事業の概要

医療団体補助金の概要は表 161 のとおりである。

【表 161】 医療団体補助金の概要

事業の概要	目的	市民の健康管理、健康の保持増進、疾病予防など、市民がより良質な医療を受けることができるよう地域の医療技術の向上に寄与する団体に補助金を交付している。
	対象	東大阪市内の医師会 (枚岡医師会、河内医師会、布施医師会) 東大阪市内の歯科医師会 (東歯科医師会、西歯科医師会)
	内容	研修学術事業や地域保健事業等の対象事業の実施に対し、会員基準単価及び団体基準単価によって算定した額を補助金として交付するものである。
根拠法令等	東大阪健康づくり医療団体補助金交付要綱	

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表 162 のとおりである。

【表 162】 事業費の推移 (医療団体補助金)

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	9,071	9,168	9,168
決算額	9,071	9,007	8,919

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表163及び164のとおりである。

【表163】事業費の内訳（医療団体補助金）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	8,919	各団体に交付する医療団体補助金
合計	8,919	

【表164】充当財源の内訳（医療団体補助金）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
一般財源	8,919	
合計	8,919	

エ) 補助金の交付状況

医療団体補助金の交付状況は、表 165 のとおりである。

【表 165】 補助金の交付状況（医療団体補助金）

補助金名	医療団体補助金
要綱名	東大阪市健康づくり医療団体補助金交付要綱
交付先	東大阪市の医師会、歯科医師会
補助金額	8,919,540 円
補助金の対象経費	<p>補助金の交付の対象となる事業は、市民の健康増進及び地域医療推進のために実施する以下の事業である。</p> <p>(1) 医療技術向上のための講習会や説明会など研修学術事業</p> <p>(2) 意見交換会や会議など地域で医療情報を共有するための医療情報管理事業</p> <p>(3) 市民を対象にした各種啓発イベントなどの地域保健事業</p> <p>(4) 医療情報にかかわる新聞発行やホームページ掲載などの情報提供事業</p>
補助金の算定方法	<p>補助金額については、予算の範囲内において、以下により算定した額を限度額とする。</p> <p>会員基準単価</p> <p>1. 基準単価 会員一人当たり 4,860 円</p> <p>2. 会員数調整加算 枚岡医師会 135,000 円 河内医師会 135,000 円</p> <p>団体基準単価</p> <p>枚岡医師会 1,000,000 円 河内医師会 1,000,000 円 布施医師会 1,000,000 円 東歯科医師会 300,000 円 西歯科医師会 300,000 円</p>

② 監査の結果及び意見

ア) 医療団体補助金に係る計画・実績の確認の徹底について【意見27】

東大阪市は、補助金申請の際、交付申請とともに各団体が予定している事業に関する補助事業計画書の提出を求めている。交付決定にあたっては、補助事業計画書に記載されている実施予定事業が補助対象事業であるかどうかについて確認しているが、監査委員監査（平成 30 年度後期定期監査）において、事業計画書の記載が具体的でなく、要綱に規定する補助対象事業に該当しているか判断できないとの指摘があった。実施した事業の詳細及び妥当性等については、実績報告時に確認しているが、平成 29 年度実績報告までは、実績報告様式及び収支決算書のみでの確認であったため、同監査において、実績報告時には、実施したことがわかるもの及び領収書等を確認するよう指摘があり、平成 30 年度実績報告時より、各団体にそれらの提出を求めている。しかしながら、平成 30 年度の事業実施終了後の依頼となったことにより、各団体において可能な限りの提出しか求めることができず、書類不足により金額の妥当性を確認できない部分があった。なお、補助金の基準単価の根拠については、各団体の事業実施において、人数の多少によらない経費（講演会に係る講師代や賃借料、情報管理料等）を考慮し、会員基準単価に加え、会員数調整加算、団体基準単価を設けたとされているが、その詳細は明らかでない。また、各団体の補助事業計画及び実績報告資料を確認した限り、計画の具体性や講習会等の事業内容・開催数・参加者数、ホームページの情報の充実・更新頻度等について、その規模・情報量の差が補助金交付先の各団体間で大きい状況であった。

したがって、まずは、平成 30 年度定期監査での指摘のとおり、具体的な計画策定や実績報告に関する証拠の提出を徹底するとともに、実施した事業の詳細について確認し、その支出の妥当性を検討し、必要に応じて補助金の算定方法についても検討する必要がある。

(10) 精神保健福祉対策事業

① 概要

ア) 事業の概要

精神保健福祉対策事業の概要は表 166 のとおりである。

【表 166】精神保健福祉対策事業の概要

事業の概要	目的	精神障害者の早期治療、社会復帰、自立及び社会経済活動への参加の促進と、地域住民の精神的健康の保持増進を図る。
	対象	精神障害者及びその家族を含むすべての市民
	内容	精神障害者やその家族等に対し、適切な医療の提供や社会復帰、自立した地域生活を送るための相談助言・訪問指導・集団指導のほか、自立支援医療費（精神通院医療）や障害福祉サービスの申請受理・進達等を行う。また、精神保健福祉に関する正しい知識の普及・啓発を図り、早期発見・早期対応のための体制・地域づくりを推進する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 	

精神保健福祉対策事業は、表 167 に記載する事業から構成される。

【表 167】精神保健福祉対策事業を構成する業務

	精神保健福祉相談・訪問業務	集団指導業務	普及・啓発業務
目的	精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神科の受療、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進。	精神障害者の社会復帰の促進、地域における自立と社会参加の促進。	精神的健康の保持増進。精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する市民の関心と理解の促進。
内容	診療を受けるにあたっての相談、社会復帰相談など、保健、医療、福祉の広範にわたる。相談の結果に基づき、医療機関、障害福祉サービス事業所や、自助グループ等への紹介、関係機関への紹介、ケースワーク等を行う。必要に応じて訪問を行う。	保健センターで概ね毎週金曜日の午前中に、レクリエーション・料理・ミーティング・スポーツなどのプログラム活動を行う。	精神科医などを講師に招き、精神疾患及びその予防に関する講演会の開催や、各種情報を掲載した広報媒体の作成等。

平成 30 年度における各業務の実績は、表 168 のとおりである。

【表 168】平成 30 年度における精神保健福祉対策事業の実績

〈精神保健福祉相談・訪問業務〉

東・中・西	相談実人数	相談延回数	訪問実人数	訪問延回数
保健センター 合計	899	5,101	201	775

〈集団指導業務〉

東・中・西	開催回数	参加延人数
保健センター 合計	67	219

〈普及・啓発業務〉

実施年月日	対象者	内 容
平成 30 年 10 月 20 日	市民・市内在勤者	市民講演会「ぐっすり！スッキリ！不眠症克服大作戦」 市民・市内在勤者 34 名 + 職員 5 名
平成 30 年 10 月 25 日	市内精神保健医療 福祉関係機関職員	講演会「向精神薬について」 市内精神保健医療福祉関係機関職員 23 名

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 169 のとおりである。

【表 169】事業費の推移（精神保健福祉対策事業）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	20,251	19,972	18,689
決算額	16,412	14,411	13,529

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表170及び171のとおりである。

【表170】事業費の内訳（精神保健福祉対策事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	7,000	精神保健福祉相談補助員 （非常勤嘱託職員）報酬 （各保健センター1名ずつ）
共済費	1,212	精神保健福祉相談補助員雇用 （各保健センター1名ずつ）
旅費	389	精神保健福祉相談補助員交通費 （通勤分及び出張分）
報償費	4,064	精神保健福祉相談医師報償費 （各保健センター）
需用費	370	講演会等啓発事業用チラシ・啓発パン フレット・グループワーク料理教室 （各保健センター）
役務費	30	連絡通知用切手 （健康づくり課及び各保健センター）
使用料及び賃借料	8	精神科病院訪問活動等高速道路通行料 （健康づくり課及び各保健センター）
負担金補助及び交付金	453	精神障害者家族会活動補助金
合計	13,529	

【表171】充当財源の内訳（精神保健福祉対策事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
府支出金	5,065	大阪府移譲事務交付金 （自立支援医療費（精神通院医療））
一般財源	8,463	
合計	13,529	

② 監査の結果及び意見

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「報償費に係る源泉徴収について【意見39】」（204ページ）及び「切手の適正在庫について【意見41】」（208ページ）を記載している。

(11) 公害健康被害補償給付費支給経費、家庭療養指導事業、
インフルエンザ予防接種助成事業

① 概要

ア) 公害健康被害補償制度の概要

公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）の規定に基づき、著しい大気汚染が生じその影響により気管支ぜん息等の疾病が多発している地域において、所定の要件を満たすと認定された患者（以下「認定患者」という。）が補償給付の支給や公害保健福祉事業を受けることができることとなっている。これを公害健康被害補償制度という。

公健法においては、「著しい大気汚染が生じ、その影響により気管支ぜん息等の疾病が多発している地域」（第一種地域）として全国 41 地域が指定され、その地域を管轄する都道府県知事等により、認定患者への補償給付支給等の事務が行われていた。昭和 63 年 3 月の公健法の改正により、41 地域のすべてについて第一種地域の指定が解除され、現在は、新規の認定は行わなくなったが、指定解除前に認定を受けた患者やその遺族等については、従来どおり認定の更新や補償給付の支給等が行われている。

そして、東大阪市の市域の一部は、第一種地域に指定されていたことから、東大阪市内では、現在も認定患者に係る認定更新事務、補償給付の支給及び公害保健福祉事業を行っている。

公害健康被害補償制度に含まれる補償給付及び公害保健福祉事業の種類は表 172 のとおりである。

【表 172】補償給付及び公害保健福祉事業の種類

	補償給付	公害保健福祉事業
根拠条文	公健法第 3 条	公健法第 46 条 公健法施行令第 25 条
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・療養の給付及び療養費 ・障害補償費 ・遺族補償費 ・遺族補償一時金 ・児童補償手当 ・療養手当 ・葬祭料 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションに関する事業 (転地療養に関する事業) (家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業) ・家庭における療養の指導に関する事業 ・前各号に掲げるもののほか、被認定者の福祉を増進し、又は指定疾病による被害を予防するために必要な事業で環境大臣が定めるもの

(注) 公害保健福祉事業において括弧を付した事業については、東大阪市内では実施していない。
また、公害保健福祉事業の「リハビリテーションに関する事業」は後述の「リハビリテーション事業（ぜん息児向け水泳教室）」とは異なる。

イ) 公害健康被害補償制度と監査対象事業の関係

表 172 に記載した公害健康被害補償制度における補償給付及び公害保健福祉事業と監査対象事業の関係を整理すると、表 173 のとおりである。

【表 173】 公害健康被害補償制度の種類と監査対象事業の関係

公害健康被害補償制度		事業
補償給付		公害健康被害補償給付費支給経費
公害保健福祉事業	家庭における療養の指導に関する事業	家庭療養指導事業
	前各号に掲げるもののほか、被認定者の福祉を増進し、又は指定疾病による被害を予防するために必要な事業で環境大臣が定めるもの	インフルエンザ予防接種助成事業

ウ) 各事業の概要

1) 公害健康被害補償給付費支給経費

公害健康被害補償給付費支給経費の概要は表 174 のとおりである。

【表 174】 公害健康被害補償給付費支給経費の概要

事業の概要	目的	認定患者の補償給付に係る支払い及び等級の審査
	対象	認定患者及びその遺族
	内容	対象者に療養の給付・療養費・障害補償費・遺族補償費の支払いを実施している。また、東大阪市公害健康被害認定審査会条例により東大阪市公害認定審査会を設置している。審査会では、等級の認定、障害の程度及び死亡に係る起因率について、市長からの諮問に関し審査・答申を行っている。
根拠法令等		公害健康被害の補償等に関する法律第 3 条

平成 28 年度から平成 30 年度までの認定患者の認定状況（累計）は表 175 のとおりである。

【表 175】 認定患者の認定状況

(単位：人)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定	(a)	4,984	4,984	4,984
転入	(b)	428	430	433
(a) + (b) = (c)		5,412	5,414	5,417
失効	死亡	2,107	2,143	2,169
	治癒	87	87	87
	期間満了	1,669	1,680	1,680
	更新拒否	17	17	17
	転出	402	405	409
	その他	15	15	15
小計	(d)	4,297	4,347	4,377
患者累計 (c) - (d)		1,115	1,067	1,040

2) 家庭療養指導事業

家庭療養指導事業の概要は表 176 のとおりである。

【表 176】 家庭療養指導事業の概要

事業の概要	目的	認定患者の健康の回復・保持・増進を図る
	対象	全認定患者
	内容	すべての認定患者を対象とし、訪問指導を実施している。
根拠法令等		公害健康被害の補償等に関する法律第 46 条第 1 項

家庭療養指導事業は、公健法施行令第 25 条第 1 項に規定された「家庭における療養の指導に関する事業」に該当する事業であり、各保健センターに配属された訪問指導員が認定患者を個別訪問し、療養の指導を行うものである。

過去 3 年間における個別訪問の延べ人数は、表 177 のとおりである。

【表 177】 家庭療養指導事業における個別訪問件数

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1,374 人	989 人	1,281 人

3) インフルエンザ予防接種助成事業

インフルエンザ予防接種助成事業の概要は表 178 のとおりである。

【表 178】 インフルエンザ予防接種助成事業の概要

事業の概要	目的	認定患者がインフルエンザに罹患すると重症化しやすいため、未然に予防すること。
	対象	認定患者でインフルエンザ予防接種を希望する者
	内容	認定患者に対しインフルエンザ予防接種費用を支給している。
根拠法令等		公害健康被害の補償等に関する法律第 46 条第 1 項

過去 3 年間におけるインフルエンザ予防接種助成事業における接種者数は表 179 のとおりである。

【表 179】 インフルエンザ予防接種助成事業における接種者数

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
479 人	466 人	467 人

エ) 過去3年間の事業費の推移

1) 公害健康被害補償給付費支給経費

公害健康被害補償給付費支給経費の過去3年間の事業費の推移は、表180のとおりである。

【表180】事業費の推移（公害健康被害補償給付費支給経費）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	1,570,221	1,523,650	1,462,679
決算額	1,442,812	1,400,677	1,304,667

2) 家庭療養指導事業

家庭療養指導事業の過去3年間の事業費の推移は、表181のとおりである。

【表181】事業費の推移（家庭療養指導事業）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	2,266	2,266	2,266
決算額	1,990	1,675	1,848

3) インフルエンザ予防接種助成事業

インフルエンザ予防接種助成事業の過去3年間の事業費の推移は、表182のとおりである。

【表182】事業費の推移（インフルエンザ予防接種助成事業）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	3,934	3,792	3,673
決算額	1,233	1,166	1,202

オ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

1) 公害健康被害補償給付費支給経費

公害健康被害補償給付費支給経費の平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表183及び184のとおりである。

【表183】事業費の内訳（公害健康被害補償給付費支給経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	3,808	審査会委員への報酬
報償費	192	診療報酬審査委員への報償費
旅費	71	公害補償地域連絡協議会等への出席に係る旅費
需用費	642	事務用品や審査に係る帳票等の印刷製本費
役務費	21,312	更新・見直しに係る検査料及び文書料
委託料	5,664	レセプト点検及びレセプトとりまとめ委託料
使用料及び賃借料	3,239	システム機器借り上げ料
負担金補助及び交付金	10	大気汚染公害認定研究会負担金
扶助費	1,269,727	公健法に基づく補償給付
合計	1,304,667	

【表184】充当財源の内訳（公害健康被害補償給付費支給経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	24,036	公害健康被害補償給付支給事務費補助金
その他特定財源	1,268,827	公害健康被害補償給付費負担金
一般財源	11,804	
合計	1,304,667	

公害健康被害補償制度においては、独立行政法人環境再生保全機構（以下「保全機構」という。）が補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分をばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者から徴収しており、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する仕組みとなっている。

公害健康被害補償給付費支給経費の充当財源のほとんどは、保全機構から納付される公害健康被害補償給付費負担金である。

2) 家庭療養指導事業

家庭療養指導事業の平成 30 年度における決算額及び充当財源の内訳は、表 185 及び 186 のとおりである。

【表 185】事業費の内訳（家庭療養指導事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	1,766	訪問指導員報酬
共済費	4	訪問指導員に係る労災保険料
需用費	77	消耗品
合計	1,848	

【表 186】充当財源の内訳（家庭療養指導事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
その他特定財源	1,699	家庭療養指導事業費負担金
一般財源	149	
合計	1,848	

家庭療養指導事業の充当財源である家庭療養指導事業費負担金も保全機構から納付されるものである。

3) インフルエンザ予防接種助成事業

インフルエンザ予防接種助成事業の平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表187及び188のとおりである。

【表187】事業費の内訳（インフルエンザ予防接種助成事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
需用費	28	消耗品
役務費	85	事業案内用
扶助費	1,089	予防接種費
合計	1,202	

【表188】充当財源の内訳（インフルエンザ予防接種助成事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
その他特定財源	581	インフルエンザ予防接種費負担金
一般財源	621	
合計	1,202	

インフルエンザ予防接種助成事業の充当財源であるインフルエンザ予防接種費負担金も保全機構から納付されるものである。

② 監査の結果及び意見

ア) 公害補償管理システム機器保守点検業務等に係る随意契約理由の明記について【意見28】

公害健康被害補償給付費支給経費に係る委託契約のうち、公害補償管理システム機器保守点検業務、公害補償・小児ぜん息システム保守契約及び公害診療報酬及び書類作成料請求に係る受付事務委託契約の概要は、表 189 のとおりである。

【表 189】委託契約の状況（公害健康被害補償給付費支給経費）

契約名	公害補償管理システム機器保守点検業務
契約先	富士通株式会社 関西支社
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
契約金額	561,420 円
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
平成 30 年度支出額	561,420 円
契約名	平成 30 年度 公害補償・小児ぜん息システム保守契約
契約先	株式会社さくらケーシーエス
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
契約金額	648,000 円
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
平成 30 年度支出額	648,000 円
契約名	公害診療報酬及び書類作成料請求に係る受付事務委託契約
契約先	市内 3 医師会（枚岡・河内・布施）
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
契約金額	枚岡：404,352 円 河内：418,824 円 布施：774,576 円 公害診療報酬明細書追加報酬：324,000 円
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
平成 30 年度支出額	枚岡：441,385 円 河内：473,677 円 布施：900,806 円

表 189 のとおり、これらの契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結しているが、契約締結に係る回議書等を閲覧したところ、地方自治法施行令の該当号数は記載されていたものの、その具体的な理由については記載されていなかった。

確かに、システム保守については当該システムの導入業者に優位性があり、診療報酬等請求事務については市内には医師会に代替する団体が存在しない

ことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用して随意契約を締結するには一定の妥当性が認められる。

しかし、東大阪市随意契約ガイドライン（財務部調度課 平成 21 年 4 月 1 日）においては、「随意契約を選択することとした場合は、契約事務の公平性を保持し、経済性の確保を図る観点から個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を整理・明確にする必要があります。」とされている。

また、平成 29 年 3 月 2 日に財務部長から発出された「各所属における契約事務の適正な執行について（通知）」においては、「随意契約を行う場合には、起案において必ず随意契約の理由を明確に記載してください。」とされている。

したがって、地方自治法施行令の該当号数だけでなく、その具体的な理由を回議書に明記したり、別途、具体的な理由を記載した理由書を回議書に添付したりすることにより、随意契約を選択した理由及び経緯を明確にしておく必要がある。

なお、システムの更新等に際しては、導入に係るイニシャルコストだけでなく将来のメンテナンス費用等のランニングコストが大きな比重を占める可能性があることから、システムの構築開始から利用終了までのライフサイクルコストで判断することが望ましい。

イ) 公害補償管理システム機器保守点検業務の履行確認について

【監査の結果5】

表 189 のうち、公害補償管理システム機器保守点検業務の契約書には、成果の報告及び業務委託料の支払いに関して、次のように規定されている。

【契約書（抜粋）】

(成果の報告)

第 6 条 乙（受託者）は、委託期間終了後速やかに委託業務の成果に関する報告書を提出しなければならない。

(業務委託料の支払)

第 7 条 業務委託費は、後払いするものとする。

2 乙（受託者）は、業務委託料の支払いを受けようとするときは、毎月末日をもって当該月分を請求するものとする。

3 甲（東大阪市）は、前項の請求を適正と認めたときは、請求書受領後 30 日以内に、当該請求による業務委託料を乙（受託者）の指定する銀行口座に振込むものとする。

(注) 括弧内は監査人が追記した。

まず、契約書第7条第3項の規定に基づき、東大阪市は支払いに先立って、請求の適正性を確認する作業を実施する必要がある。

そのためには、東大阪市は、受託者による保守点検作業の都度、あるいは月次に作業内容報告書の提出を受託者に求めるなどして、保守点検作業の実態を確認する必要があると考えられるが、健康づくり課において、このような確認作業は実施されていなかった。

さらに、契約書第6条の規定に基づき、受託者は年間の業務成果に関する報告書を提出する必要があるが、健康づくり課において、このような報告書は入手されていなかった。

この結果、本契約における保守点検作業の実態について、事後的に確認することができない状況となっている。

したがって、今後は、保守点検作業の都度、あるいは月次に作業内容報告書を入手するとともに、委託期間終了後に提出される業務成果に関する報告書と照合することにより、業務が適切に履行されていることを確認する必要がある。

ウ) 公害健康被害認定審査会の委員構成について【意見29】

認定患者の認定更新、障害の程度及び起因死亡並びに不服申し立ての審査を実施する公害健康被害認定審査会の委員は、公健法第45条の規定により、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから任命することとされており、東大阪市公害健康被害認定審査会の委員についても医師9名及び法学部教授2名から構成されている。

このうち、法律学に関し学識経験のある者については大学教授のみとなっているが、他市においては弁護士が任命されているケースが多く、学識と経験の両面から審査できるよう実務家である弁護士を委員として任命することについて検討する必要があると考える。

また、東大阪市では、平成23年4月からの第3次男女共同参画推進計画「東大阪 みらい 翔(はばたき)プラン」において、令和2年度を目標に、審議会や委員会における女性委員の割合が40%となるよう取り組んでいるが、東大阪市公害健康被害認定審査会の委員11名中、女性委員は2名で、女性委員の割合は約18.2%となっており、目標に達していない。

この点、健康づくり課によると、公健法第45条に基づき特定分野の専門的識見を求める必要があることに加え、関係団体からの推薦を受けて委員を任命していることから女性委員の割合を高めることは困難とのことである。

しかし、健康づくり課においても市全体の取組みに貢献する必要があることから、女性割合の向上のために、現在委員の推薦を依頼している医師会等に

加え、推薦を依頼していない大阪府女医会や大阪弁護士会に対しても女性の推薦を依頼するなどの対策が考えられる。

エ) 家庭療養指導事業における訪問指導実績集計資料のチェック体制の確立について【意見30】

家庭療養指導事業においては、各保健センターに配属された訪問指導員が認定患者を個別訪問した実績の集計について、各保健センターから健康づくり課に提出される「データ連絡票」という実績報告書により訪問実績を確認し、訪問実績延数を集計している。そして、家庭療養指導事業費負担金の精算にあたって、訪問実績延数を「納付金精算書」に添付して保全機構に提出することとなっている。

この点、健康づくり課での訪問実績延数の集計作業において、認定番号と患者名の不一致や訪問内容についての修正等が散見されたことから、各保健センターにおけるチェック体制及び方法を検討した。

その結果、「データ連絡票」は訪問指導員が作成し、各保健センターの担当者が確認した後に、健康づくり課に提出されているが、その過程において、次のように、チェック体制が十分に整備及び運用されていない状況が見受けられた。

- ・「データ連絡票」の作成及びチェックに関するマニュアル等が存在していない。
- ・各保健センターによってチェック方法に相違がある。
- ・網羅的にチェックがなされておらず、確認証跡も残されていない。

このような「データ連絡票」の作成状況をみると、訪問実績延数の集計結果には疑義があると言わざるを得ない。

ただし、家庭療養指導事業費負担金の精算は、訪問実績延数をもとに算出される基準額と実支出額のいずれか低い方の額で行われることとなっており、結果的に実支出額により精算されていることから、負担金の額に及ぼす影響はない。しかし、保全機構に訪問実績延数を提出している以上、訪問実績延数を正しく集計する必要があり、その基礎資料である「データ連絡票」についても適切に作成する必要がある。

また、健康づくり課における集計作業において、「データ連絡票」の確認、修正に過大な労力がかかっている状況であることから、各保健センターにおけるチェックを有効に機能させ、事後に修正する必要のない「データ連絡票」を作成できる仕組みを構築する必要がある。

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「切手の適正在庫について【意見 41】」(208 ページ) を記載している。

(12) 健康診査事業、健康相談事業、リハビリテーション事業

① 概要

ア) 公害健康被害予防事業の概要

公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、国や地方公共団体が行っているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として、保全機構が実施する事業である。

公害健康被害予防事業には、保全機構自らが実施する直轄事業（公健法第 68 条第 1 項）と地方公共団体が行う事業に対する助成を行う助成事業（公健法第 68 条第 2 項）がある。なお、助成事業における助成率は 100%となっている。

助成事業のうち、東大阪市では、健康診査事業、健康相談事業及び機能訓練事業（以下「ソフト 3 事業」という。）を実施している。

イ) 各事業の概要

1) 健康診査事業

健康診査事業の概要は表 190 のとおりである。

【表 190】健康診査事業の概要

事業の概要	目的	気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎及び肺気腫の未然防止を図る。
	対象	母子保健・感染症課にて抽出した 1 歳 6 か月児健診、3 歳 6 か月児健診の対象者で問診票にて意思表示をした児童及びその保護者。
	内容	3 保健センターで行う健診時に、医師、保健師によるぜん息・アレルギーに関する問診、保健指導を実施。併せて栄養士による栄養指導を実施。
根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律第 68 条第 2 項	

2) 健康相談事業

健康相談事業の概要は表 191 のとおりである。

【表 191】健康相談事業の概要

事業の概要	目的	気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎及び肺気腫の予防並びに当該疾患に係る患者の健康回復、保持及び増進に関する知識の普及及び意識の向上を図る。
	対象	市内在住・在勤・在学者
	内容	第 2 次東大阪市健康増進計画に基づき、年 1 回、「COPD 講演会」を開催し認知度の向上を図るとともに、保健センターにおける肺がん結核検診（集合）にあわせて、年 8 回、「COPD 予防相談会」を実施している。 「アレルギー個別相談会」として 1 歳 6 か月児健診や 3 歳 6 か月児健診時において、当該相談を受けることが望ましい者を抽出し、その者が希望する場合に、医師・看護師・栄養士による、診察・栄養相談・保健指導を実施している。 また、年 1 回、各保健センターにおいて地域性を考慮した「アレルギー講演会」を実施している。
根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律第 68 条第 2 項	

3) リハビリテーション事業（ぜん息児向け水泳教室）

リハビリテーション事業の概要は表 192 のとおりである。

【表 192】リハビリテーション事業の概要

事業の概要	目的	気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎及び肺気腫の未然防止を図る。
	対象	気管支ぜん息に罹患する幼児・児童
	内容	対象者に係る水泳教室の実施
根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律第 68 条第 2 項	

ウ) 過去3年間の事業費の推移

1) 健康診査事業

健康診査事業の過去3年間の事業費の推移は、表193のとおりである。

【表193】事業費の推移（健康診査事業）

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	7,734	7,734	7,734
決算額	7,589	7,642	7,481

2) 健康相談事業

健康相談事業の過去3年間の事業費の推移は、表194のとおりである。

【表194】事業費の推移（健康相談事業）

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	2,775	2,779	2,853
決算額	1,949	1,966	2,145

3) リハビリテーション事業（ぜん息児向け水泳教室）

リハビリテーション事業の過去3年間の事業費の推移は、表195のとおりである。

【表195】事業費の推移（リハビリテーション事業）

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	4,177	3,208	2,312
決算額	2,881	2,659	1,662

エ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

1) 健康診査事業

平成30年度における健康診査事業の決算額及び充当財源の内訳は、表196及び197のとおりである。

【表196】事業費の内訳（健康診査事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報償費	6,906	健診時の従事者への支払い
需用費	95	事務用品及び発送用封筒作成 印刷製本費
役務費	479	案内通知発送用通信運搬費
合計	7,481	

【表197】充当財源の内訳（健康診査事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
その他特定財源	7,481	健康診査事業費負担金
一般財源	0	
合計	7,481	

2) 健康相談事業

平成30年度における健康相談事業の決算額及び充当財源の内訳は、表198及び199のとおりである。

【表198】事業費の内訳（健康相談事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報償費	1,726	講演会の講師及び相談会の従事者 への支払い
旅費	0	開催地までの旅費
需用費	362	普及啓発に必要な消耗品
委託料	56	ふれあいまつり テント設営委託料
合計	2,145	

【表 199】 充当財源の内訳（健康相談事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
その他特定財源	2,144	健康相談事業費負担金
一般財源	1	
合計	2,145	

3) リハビリテーション事業（ぜん息児向け水泳教室）

平成30年度におけるリハビリテーション事業の決算額及び充当財源の内訳は、表200及び201のとおりである。

【表 200】 事業費の内訳（リハビリテーション事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報償費	620	水泳教室従事の医師・看護師への支払い
旅費	4	会場往復の旅費
需用費	79	パンフレット作成費及び消耗品
役務費	191	案内通知通信運搬費
委託料	765	水泳指導委託料
合計	1,662	

【表 201】 充当財源の内訳（リハビリテーション事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
その他特定財源	1,659	機能訓練事業費負担金
一般財源	3	
合計	1,662	

② 監査の結果及び意見

ア) 事業内容の見直しに係る基準の明確化及び文書化について【意見31】

ソフト3事業の今後の方向性については、保全機構が令和元年5月に作成した「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」において、次の6点が掲げられている。

- ・ソフト3事業の必要性等についての理解の促進
- ・「アレルギー疾患対策基本法」「基本的指針」への対応
- ・地域住民のニーズを踏まえた事業の方向性
- ・参加者の確保
- ・地方公共団体の負担軽減
- ・地域連携の推進

このうち、「地域住民のニーズを踏まえた事業の方向性」については、地域住民のニーズに沿って事業を改善する仕組みづくりが課題とされている。

この点、これまで、東大阪市においても、音楽教室の廃止及び水泳教室の回数削減を実施しているが、それがどのような市民の意見・要望を受けて、当該判断に至ったのかを記載した根拠資料が存在していない状況となっていた。

保全機構からの負担金により財源が確保されているとはいえ、東大阪市として事業を実施する以上、市民の意見・要望を反映し、効果の最大化を図ることが求められる。

したがって、今後、保全機構から提供を受ける情報を参考にしながら、市民の意見・要望を的確に把握した上で、具体的にどのような場合において見直しや廃止を検討するかについて、一定の基準（ガイドライン等）を作成する必要があると考える。

イ) 水泳教室に係る日程の見直しについて【意見32】

リハビリテーション事業の一環として、表 202 のとおり、東大阪市では 2 者に委託してぜん息児向け水泳教室を実施している。

【表 202】委託契約の状況（リハビリテーション事業）

契約名	平成 30 年度第 1 期ぜん息児水泳教室実施契約
契約先	NPO 法人東大阪市水泳協会
契約期間	平成 30 年 5 月 19 日から平成 30 年 7 月 14 日まで
契約金額	495,600 円
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
平成 30 年度支出額	495,600 円
契約名	平成 30 年度第 2 期ぜん息児水泳教室実施契約
契約先	株式会社エヌ・エス・アイ
契約期間	平成 30 年 7 月 20 日から平成 30 年 8 月 24 日まで
契約金額	270,000 円
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
平成 30 年度支出額	270,000 円

しかし、表 203 のとおり、ぜん息児向け水泳教室の参加人数は 5 年前と比較して約 70%減少しており見直しが必要な状況にあると思われる。

【表 203】水泳教室の参加者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加者延人数	583	585	299	214	175

平成 30 年度においては、小学校高学年対象の水泳教室を 1 学期の土曜日に開催し、年中児から小学校低学年対象の水泳教室を夏休み期間の金曜日に実施しており、その開催実績は、表 204 のとおりである。

【表 204】平成 30 年度における水泳教室の開催実績

開催場所	開催期間	対象	参加者延人数
東大阪アリーナ	5/19～7/14 の毎土曜日	小学校高学年	125
NSI 花園スイミングスクール	7/20～8/24 の毎金曜日	年中児から 小学校低学年	50
合計			175

表 204 の参加者延人数をみると、夏休み期間の金曜日に開催した年中児から小学校低学年の児童を対象とする水泳教室の参加者数が相対的に少なくなっていることが分かる。

この点、共働き世帯が増加傾向にあるライフスタイルの変化の影響もあると考えられる。すなわち、年中児から小学校低学年の児童であれば、保護者の付添いが必要となると考えられるところ、平日に実施していることが参加者数減少の一因となっている可能性がある。

したがって、開催時期を土曜日に統一するなど、参加希望者がより参加しやすい開催期間について検討する必要がある。

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「**6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項**」に「**切手の適正在庫について【意見 41】**」(208 ページ) を記載している。

5. 母子保健・感染症課

【概要】

① 母子保健・感染症課の事務分掌

東大阪市事務分掌規則は、母子保健・感染症課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 地域保健対策に係る情報の収集及び整理並びに調査研究に関すること（母子保健及び感染症に係るものに限る。）。
- (2) 母子保健の企画及び調整に関すること。
- (3) 感染症の対策に係る企画及び調整並びに予防に関すること。
- (4) 予防接種の企画及び調整に関すること。
- (5) 歯科保健の企画及び調整に関すること（母子保健に係るものに限る。）。
- (6) 感染症患者医療、未熟児養育医療、結核児童療育医療及び小児慢性特定疾病医療に係る医療費並びに不妊に悩む方への特定治療支援事業に関すること。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費（育成医療に係るものに限る。）に関すること。
- (8) 保健センター事業の指導及び連絡調整に関すること（母子保健及び感染症に係るものに限る。）。

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

母子保健・感染症課は母子保健及び感染症の2つのチームに分かれており、保健センターと連携して実施している業務概要は表 205 のとおりである。

【表 205】母子保健・感染症課が保健センターと連携して実施する業務概要

チーム	業務概要
母子保健	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦健康診査費用助成、妊婦歯科健診の補助、府外で受診した妊婦健康診査等の償還払いを実施している。 ・保健センター及び市役所本庁舎において母子健康手帳交付及び妊婦面接を実施するとともに、保健センターにおいて母親学級・両親学級を実施している。 ・保健センターにおいて集団乳幼児健康診査、電話相談・健康相談・家庭訪問・育児教室等を実施するとともに、医療機関に委託して個別乳児健康診査（生後 1 か月及び後期）を実施している。 ・「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施、「2 か月親子講習会」、「ティーンズママの会」、「ふたごの教室」等を開催している。1 歳 6 か月児健診及び 3 歳 6 か月児健診未受診の家庭に対して子ども見守り課と連携して地域の民生委員や保健師が家庭訪問し、未受診児家庭支援を行っている。 ・産後ケア事業、子育て支援課と共同で子育て支援情報アプリ配信事業を実施している。 ・1 歳 6 か月児健診時、3 歳 6 か月児健診時の歯科健診・歯科保健指導及び 2 歳児歯科健康相談を実施している。 ・未熟児養育医療給付制度、自立支援医療費（育成医療）支給制度、小児慢性特定疾病医療費助成制度を実施している。不妊に悩む方への特定治療支援事業を実施している。
感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき発生届の受理、指定医療機関への入院措置業務をはじめ、患者への積極的な疫学調査を行い、感染源や経路を追及すると共に、接触者健診等を実施し、感染拡大防止、二次感染予防に努めている。感染症の発生を予防するため、他課とも連携しながら健康教育を実施している。 ・予防接種法に基づき、百日咳、ジフテリア、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、B 型肝炎、ヒブ、肺炎球菌、水痘、インフルエンザ等の発生及びまん延を予防することを目的に、市民に対し積極的な接種勧奨を行い、予防接種率を高く維持することに努めている。 ・結核対策業務として、予防接種の受診率向上に加え、患者への確実な服薬のための支援を強化し、患者の発生にとまなう接触者健診の徹底に力を注いでいる。発病者への服薬支援や接触者健診等のまん延防止の対策の徹底を図っている。

また、東大阪市事務分掌規則は、東保健センター、中保健センター及び西保健センターの事務分掌について次のとおり定めている。下線は母子保健・感染症課の所掌事務に関連する事務分掌である。

- (1) 生活習慣病対策に関すること。
- (2) 栄養改善及び食育の推進に関すること。
- (3) 母子保健及び歯科保健に関すること。
- (4) 精神保健福祉及び自殺予防対策に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の受付に関すること。
- (6) 予防接種事業に関すること。
- (7) 難病に係る医療費助成の受付及び保健事業に関すること。
- (8) 健康づくり推進事業に関すること。
- (9) 放射線業務に関すること。
- (10) 保健師業務に関すること。
- (11) 公害健康被害補償の受付に関すること。
- (12) 感染症患者医療、未熟児養育医療及び小児慢性特定疾病医療に係る医療費並びに不妊に悩む方への特定治療支援事業の受付に関すること。
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス費等及び自立支援医療費（育成医療及び精神通院医療に係るものに限る。）の受付に関すること。
- (14) その他保健予防に関すること。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

② 職員の配置状況

平成 30 年 5 月 1 日現在、母子保健・感染症課には合計 16 名の職員が配置されているが、このうち、特定の資格等を有する職員とその職務内容は、表 206 のとおりである。

【表 206】母子保健・感染症課の有資格職員等

資格等	人数	主な職務内容
歯科医師	1	・乳幼児歯科健診
保健師	7	・母子保健関連事業の企画、講演企画、保健センターとの調整等 ・感染症の発生届の受理、入院措置 ・感染症対策に関する計画立案・推進 ・結核対策として予防接種の計画立案・実施、服薬指導
診療放射線技師	1	・結核患者の接触者検診 ・感染症診査協議会での CT 画像の取扱い ・読影の補助

③ 平成 30 年度決算額の内訳

母子保健・感染症課の平成 30 年度決算額の内訳は表 207 のとおりである。

【表 207】平成 30 年度決算額の内訳（母子保健・感染症課）

（単位：千円）

項	目	事業（細々目）	分類	決算額	項目	
保健衛生費	母子衛生費	母子衛生業務経費	母子保健	480,046	(1)	
		小児慢性特定疾病医療費助成制度	母子保健	110,181	(2)	
		不妊に悩む方への特定治療支援事業	母子保健	78,110	(3)	
		未熟児養育医療費支給経費	母子保健	30,453	(4)	
		自立支援医療（育成医療）給付事業	母子保健	15,147	(5)	
		児童虐待予防支援事業	母子保健	4,796	(6)	
	予防費	予防接種事業		感染症	1,038,972	(7)
		結核医療費等支給経費		感染症	21,373	(8)
		感染症対策事業		感染症	11,643	(9)
		予防業務経費		感染症	9,004	(10)
		結核対策費補助事業		感染症	6,543	(11)
	一般管理費	還付事務管理費		母子保健 感染症	23,955	(12)
その他（監査対象外）				2,416		
合計				1,832,646		

(1) 母子衛生業務経費

① 概要

ア) 事業の概要

母子衛生業務経費の概要は表 208 のとおりである。

【表 208】母子衛生業務経費の概要

事業の概要	目的	妊産婦及び乳幼児等に対して年齢や時期に応じた健康診査、保健指導、衛生教育等を行っている。健康診査は保健センターでの集団健康診査と医療機関に委託する個別健康診査の二本立てで実施している。乳児家庭全戸訪問事業では、戸別訪問を実施することにより子育ての不安を取り除きつつ虐待の発生予防に努めている。また、近年の核家族化・少子化・晩婚化など様々な要因から「妊娠期からの切れ目ない支援」が重要視されており、産後ケア事業を委託で実施し、よりきめ細やかな支援を図っている。これら母子保健事業を充実させることにより、妊娠期から子育て期を健やかにすごしてもらい、長期的に出生数が維持されることをねらいとする。
	対象	市内在住の妊産婦及び乳幼児等
	内容	<ol style="list-style-type: none"> 1) 集団健康診査として、4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児健診、予約健診、療育相談を実施 2) 個別健康診査として、妊産婦健康診査、乳児一般・後期健康診査、乳幼児精密健康診査、妊婦歯科健康診査を医療機関に委託し実施 3) 母親教室、2 か月親子講習会、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業を実施 4) 歯科関連事業として、2 歳児歯科健康相談、よい歯のコンクールを実施 5) 府外で受診した妊産婦・乳児一般健診費用の償還払いを実施
根拠法令等	母子保健法、児童福祉法	

表 208 に掲げた事業内容のうち、主な事項の実施件数推移は表 209 から 219 までのとおりである。

1) 集団健康診査

【表 209】健康診査開催回数の推移

(単位：回)

センター	平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度			
	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳 6 か月児	計	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳 6 か月児	計	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳 6 か月児	計
東	24	24	24	72	24	24	24	72	24	24	24	72
中	36	30	30	96	36	30	30	96	36	30	29	95
西	36	24	24	84	36	24	24	84	36	23	24	83
計	96	78	78	252	96	78	78	252	96	77	77	250

【表 210】健康診査受診者数の推移

(単位：人)

センター	平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度			
	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳 6 か月児	計	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳 6 か月児	計	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳 6 か月児	計
東	872	838	867	2,577	790	875	834	2,499	735	787	806	2,328
中	1,205	1,268	1,331	3,804	1,136	1,196	1,198	3,530	1,255	1,133	1,213	3,601
西	1,361	1,382	1,363	4,106	1,376	1,323	1,261	3,960	1,326	1,329	1,284	3,939
計	3,438	3,488	3,561	10,487	3,302	3,394	3,293	9,989	3,316	3,249	3,303	9,868

【表 211】歯科健康診査実施回数の推移

(単位：回)

センター	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	1 歳 6 か月児	3 歳 6 か月児	計	1 歳 6 か月児	3 歳 6 か月児	計	1 歳 6 か月児	3 歳 6 か月児	計
東	24	24	48	24	24	48	24	24	48
中	30	30	60	30	30	60	30	29	59
西	23	24	47	24	24	48	23	24	47
計	77	78	155	78	78	156	77	77	154

【表 212】 歯科健康診査受診者数の推移

(単位：人)

センター	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	1 歳 6 か月児	3 歳 6 か月児	計	1 歳 6 か月児	3 歳 6 か月児	計	1 歳 6 か月児	3 歳 6 か月児	計
東	840	866	1,706	875	834	1,709	786	806	1,592
中	1,265	1,340	2,605	1,196	1,198	2,394	1,133	1,213	2,346
西	1,385	1,364	2,749	1,323	1,261	2,584	1,329	1,284	2,613
計	3,490	3,570	7,060	3,394	3,293	6,687	3,248	3,303	6,551

2) 個別健康診査

【表 213】 妊産婦健康診査受診件数（府内医療機関委託分）の推移

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
前期	3,732	3,456	3,330
中期	3,083	3,362	3,199
後期	3,021	2,955	2,971
基本①～⑪ (超音波検査含む)	31,226	30,844	29,956
多胎	16	13	15
産後	2,349	2,863	2,516
産婦	-	-	770

【表 214】 乳児健康診査受診件数（医療機関委託分）の推移

(単位：件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳児一般健康診査	2,988	2,900	2,900
乳児後期健康診査	3,067	2,992	2,893

【表 215】 妊婦歯科健康診査受診者数（医療機関委託分）の推移

(単位：件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診者数	600	765	810

3) 産後ケア事業、訪問事業等

【表 216】産後ケア事業利用人員数の推移

	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	純実 人員	実人員	利用 合計	純実 人員	実人員	利用 合計	純実 人員	実人員	利用 合計
ショート ステイ	207 人	139 人	469 泊	192 人	111 人	347 泊	201 人	101 人	283 泊
デイサー ビス		133 人	397 日		150 人	449 日		159 人	552 日

【表 217】乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)訪問状況数の推移

(単位：人)

センター	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東	873	783	708
中	1, 220	1, 147	1, 154
西	1, 356	1, 361	1, 338
計	3, 449	3, 291	3, 200

4) 歯科関連事業

【表 218】2 歳児歯科健康相談実施回数・参加人数の推移

セン ター	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)
東	12	118	12	156	11	148
中	12	158	12	203	12	209
西	12	178	12	217	12	209
計	36	454	36	576	35	566

5) 妊産婦健診費用の償還払い

【表 219】妊産婦検診府外償還払い延件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
多胎	2, 130	1, 848	1, 916
産後	238	291	286
産婦	-	-	22

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表220のとおりである。

【表220】事業費の推移（母子衛生業務経費）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	585,624	558,216	541,377
決算額	480,645	471,662	480,046

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額の内訳は、表221のとおりである。

【表221】事業費の内訳（母子衛生業務経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	2,511	非常勤嘱託員報酬
共済費	395	非常勤嘱託員雇用に係る共済費
報償費	34,785	乳幼児健診等に係る医師等報償費
旅費	27	非常勤嘱託員交通費
需用費	4,150	保健センター事業実施に伴う 消耗品費
役務費	1,210	切手代
委託料	421,205	妊産婦・乳児健康診査委託料
使用料及び賃借料	16	保健センター事業実施に伴う 施設借上料
備品購入費	198	保健センター事業実施に係る 備品購入費
負担補助及び交付金	140	よい歯のコンクール負担金
扶助費	15,405	妊婦健康診査費用等助成金 (償還払い)
合計	480,046	

上記のうち、報償費は各センターにおける乳幼児健診等に係るものであり、報償費の内訳は表222のとおりである。

【表 222】報償費の内訳

(単位：千円)

細々節名	歳出決算額
乳幼児健診	30,020
乳幼児保健指導	2,217
育児支援	1,252
口腔衛生対策	873
母性保護対策	422
計	34,785

また、平成 30 年度における充当財源の内訳は、表 223 のとおりである。

【表 223】充当財源の内訳（母子衛生業務経費）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	21,875	母子保健衛生費国庫補助金 子ども・子育て支援交付金
府支出金	7,832	子ども・子育て支援交付金
一般財源	450,339	
合計	480,046	

② 監査の結果及び意見

ア) 備品の有効活用について【意見33】

母子保健・感染症課の備品台帳からサンプルを抽出し、現物の管理状況を確認したところ、表 224 の備品について開封されておらず、使用の形跡がなかった。

【表 224】 使用の形跡のなかった備品

備品番号	一般備品	分類	種類	取得日
2039000-00010	標本模型類	人体模型	歯形	平成 10 年 9 月 8 日
2039000-00011	標本模型類	人体模型	歯形	平成 10 年 9 月 8 日
2039000-00012	標本模型類	人体模型	歯形	平成 10 年 9 月 8 日



これらは、おそらく講習等に使用するため購入したものとのことである。取得が約 20 年前であり、当時の経緯を知る人がいないため、購入の意図や使用されなかった理由は不明であるが、公金を投入して購入したものである以上、各保健センターに使用を呼びかけるなどし、有効活用を図るべきである。

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「報償費に係る源泉徴収について【意見 39】」（204 ページ）及び「切手の適正在庫について【意見 41】」（208 ページ）を記載している。

(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

① 概要

ア) 事業の概要

小児慢性特定疾病医療費助成制度の概要は表 225 のとおりである。

【表 225】 小児慢性特定疾病医療費助成制度の概要

事業の概要	目的	小児慢性特定疾病にかかっている東大阪市内の 20 歳未満の児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。
	対象	小児慢性特定疾病にかかっている東大阪市内の 20 歳未満の児童。
	内容	本制度では、申請者は小児慢性特定疾病指定医が作成した意見書を添付して申請を行い、東大阪市内はその申請に基づいて東大阪市小児慢性特定疾病審査会において審査を行い、承認された者に対して、小児慢性特定疾病医療受給者証と小児慢性特定疾病児童手帳を交付する。受給者は、認定された小児慢性特定疾病指定医療機関、指定薬局、指定訪問看護ステーションで受給者証を提示し、認定された疾病の治療にかかる医療費の 2 割を負担する。ただし、受給者の 1 か月の負担は、所得や病態等に応じて別途定められた自己負担上限月額までの負担となる。また、児童福祉法第 19 条の 22 の規定に基づき、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的として、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行う。
根拠法令等	児童福祉法	

小児慢性特定疾病医療費助成の承認件数の推移は表 226 のとおりである。

【表 226】 承認件数の推移（小児慢性特定疾病医療費助成）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
承認件数	440	469	470

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表 227 のとおりである。

【表 227】 事業費の推移（小児慢性特定疾病医療費助成制度）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	131, 000	133, 729	131, 205
決算額	121, 352	105, 157	110, 181

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成 30 年度における決算額及び充当財源の内訳は、表 228 及び 229 のとおりである。

【表 228】 事業費の内訳（小児慢性特定疾病医療費助成制度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	1, 196	小児慢性特定疾病審査会委員報酬
報償費	11	小児慢性特定疾病自立支援事業 講演会謝礼
需用費	87	事業実施に伴う印刷製本費
役務費	577	切手代
委託料	901	公費負担システム改修費
使用料及び賃借料	1, 477	公費負担システム賃借料
扶助費	105, 928	小児慢性特定疾病医療費 (償還払い含む)
合計	110, 181	

【表 229】 充当財源の内訳（小児慢性特定疾病医療費助成制度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	63,985	小児慢性特定疾病医療費国庫負担金等
一般財源	46,196	
合計	110,181	

② 監査の結果及び意見

ア) 小児慢性特定疾病医療費助成制度の更なる理解促進について【意見34】

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、児童福祉法に基づき、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度である。

具体的には、対象疾病ごとに厚生労働大臣の定める疾病の状態の程度を満たした患児の治療にかかる医療費を公費によって助成することとされており、医療保険における世帯の市町村民税（所得割）の課税額に応じて、月額自己負担上限額が定められている。

一方、各自治体では、独自事業として乳幼児医療費助成や子ども医療費助成などの施策を実施しており、昨今その対象範囲が拡大される傾向にある。

小児慢性特定疾病医療費助成制度と東大阪市における子ども医療費助成制度を比較すると、表 230 のとおりである。

【表 230】小児慢性特定疾病医療費助成制度と子ども医療費助成制度の比較

	小児慢性特定疾病医療費助成制度	子ども医療費助成制度（東大阪市）
対象	18 歳未満の児童で、「厚生労働大臣が定める慢性疾病及び当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に該当する者（注）	東大阪市内に居住地を有し、健康保険に加入している 15 歳到達後最初の 3 月末日(中学校卒業)までの子ども
申請手続き	申請書に小児慢性特定疾病指定医が作成した意見書を添付して申請。申請に基づいて東大阪市小児慢性特定疾病審査会において審査を行い、承認された者に対して、小児慢性特定疾病医療受給者証と小児慢性特定疾病児童手帳を交付。	申請書に健康保険証（対象になる子どもの氏名が記載されたもの）を添付して申請。
助成額	受診者と同じ医療保険に加入する世帯における市民税（所得割）の課税額により、月額自己負担上限額を決定。	同一の医療機関等につき、1 日最大 500 円を月 2 日まで自己負担。
財源	国庫負担金により 1/2 補助	小学校就学前までは府補助金あり

（注）18 歳到達時点で上記の状態にあり、かつ、本事業の認定を受けている方のうち、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合にあっては、20 歳未満の方（18 歳以上の新規申請はできない。）

表 230 からわかるとおり、小児慢性特定疾病医療費助成制度は、医師の意見書が必要とされ、東大阪市小児慢性特定疾病審査会における審査が必要となるなど、申請手続きは煩雑なものとなっている。一方、助成額については子ども医療費助成制度を単独で使用した場合と大差ない状況である。さらに、子ども医療費助成制度は、特定の疾病に対する医療に限定されておらず、患者が負担すべき額から一部自己負担額を除いた額を助成する制度となっており、保護者にとっては利便性の高い制度である。そのため、小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となる場合であっても、子ども医療費助成制度を単独で使用する保護者がいることが予想される。

例えば、表 231 は東大阪市における小児慢性特定疾病医療費助成制度の年代別承認件数である。当該件数は、新規のほか、継続分（毎年申請が必要）も含まれるため一概には言えないが、子ども医療費の制度が利用できなくなる 15 歳以上での新規承認があることが推測され、小児慢性特定疾病医療費助成制度の利用対象であっても利用していないケースもあると考えられる。

【表 231】小児慢性特定疾病医療費助成制度年代別承認件数（支払いベース）

（単位：件）

	0歳～4歳	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～19歳	計
平成 28 年度	89	134	164	136	523
平成 29 年度	76	117	147	112	452
平成 30 年度	89	134	164	136	452

（注）件数には、継続分が含まれる。

年度中に医療費の支払いを行った件数であり、表 226（承認件数の推移（小児慢性特定疾病医療費助成）170 ページ）の承認数とは一致しない。

しかし、子ども医療費助成制度は、国の制度である小児慢性特定疾病医療費助成制度と比較して、大阪府と東大阪市の財源だけで実施している地方単独事業である。このため、患児家庭に安定して医療費を助成し続けるにあたっては、保護者に対して小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請を強制することはできないものの、本来的には、国の制度である小児慢性特定疾病医療費助成制度を優先して使用してもらうことが望ましいといえる。

小児慢性特定疾病医療費助成制度には、子ども医療費助成制度の対象外となる 15 歳以上 18 歳未満の児童（引き続き治療が必要と認められる場合は 20 歳未満）も対象となったり、小児慢性特定疾病受給者証や小児慢性特定疾病児童手帳を保持することにより、病識を持って生活していくことができ、また緊急時などにおいても医療機関がいち早く対応できたりするメリットもある。

さらに、小児慢性特定疾病医療費助成制度の利用者の情報を元に調査研究が行われており、小児慢性特定疾病医療費助成制度の利用が増えることで、小児慢性特定疾病に対する医療の質の向上が期待される。

したがって、引き続き、母子保健・感染症課や各保健センターにおいて、健診などの際に、小児慢性特定疾病医療費助成制度に関する情報を保護者に対して丁寧に説明し、更なる理解の促進を図る必要がある。

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「切手の適正在庫について【意見 41】」（208 ページ）を記載している。

(3) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

① 概要

ア) 事業の概要

不妊に悩む方への特定治療支援事業の概要は表 232 のとおりである。

【表 232】 不妊に悩む方への特定治療支援事業の概要

事業の概要	目的	特定不妊治療費のうち、体外受精及び顕微授精については、1 回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成することによりその経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
	対象	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦。かつ申請時点で東大阪市内に住所を有し、夫婦合算した前年の所得額が 730 万円未満であり、妻が治療開始日の時点で 43 歳未満である者。
	内容	指定医療機関で受けた特定不妊治療に対し、治療内容に応じて 15 万円もしくは 7 万 5 千円を 6 回もしくは 3 回まで助成する（助成回数は妻の年齢によって異なる）。初回の申請の場合、さらに 15 万円を上乗せする。また、特定不妊治療に至る過程の一環で行った男性不妊治療に対しても、15 万円を 6 回もしくは 3 回まで助成する（15 万円の上乗せは一部対象外の治療内容あり）。 その他、不妊治療や助成制度に関する広報・周知・啓発・相談支援も行っている。
根拠法令等	母子保健医療対策総合支援事業の実施について（母子保健医療対策総合支援事業実施要綱）	

不妊に悩む方への特定治療支援の承認件数の推移は表 233 のとおりである。

【表 233】 承認件数の推移（不妊に悩む方への特定治療支援）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
承認件数	455	463	467

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表234のとおりである。

【表234】事業費の推移（不妊に悩む方への特定治療支援事業）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	95,043	81,159	84,187
決算額	79,047	76,246	78,110

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表235及び236のとおりである。

【表235】事業費の内訳（不妊に悩む方への特定治療支援事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報償費	28	実地調査報償費
需用費	31	事務用品等（消耗品費）
役務費	21	切手代
扶助費	78,030	不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金
合計	78,110	

【表236】充当財源の内訳（不妊に悩む方への特定治療支援事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	42,093	母子衛生費国庫補助金
一般財源	36,017	
合計	78,110	

② 監査の結果及び意見

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「切手の適正在庫について【意見41】」（208ページ）を記載している。

(4) 未熟児養育医療費支給経費

① 概要

ア) 事業の概要

未熟児養育医療費支給経費の概要は表 237 のとおりである。

【表 237】 未熟児養育医療費支給経費の概要

事業の概要	目的	母子保健法に基づき、未熟性があり家庭保育が困難なため入院医療を必要とする未熟児に対して、その未熟性をなくし健康に成長することを期待して、養育に必要な医療の給付を行っている。
	対象	市内在住で、出生体重が 2,000 g 以下の乳児、又は生活能力が特に薄弱であって、東大阪市未熟児養育医療給付事業実施要綱に定める未熟性がある乳児。
	内容	上記の条件を満たし、申請があった者に対し、養育医療の給付の決定を行う。養育医療給付に要した医療費総額のうち、健康保険者から給付される分を除く健康保険自己負担分の範囲内で、所得に応じて自己負担額を徴収する。
根拠法令等	母子保健法	

未熟児養育医療費支給の承認件数の推移は表 238 のとおりである。

【表 238】 承認件数の推移（未熟児養育医療費）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
承認件数	102	103	124

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 239 のとおりである。

【表 239】 事業費の推移（未熟児養育医療費支給経費）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	43,085	41,083	40,079
決算額	34,537	31,282	30,453

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表240及び241のとおりである。

【表240】事業費の内訳（未熟児養育医療費支給経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
需用費	15	事業実施に伴う消耗品
役務費	62	切手代、手数料
扶助費	30,375	未熟児養育医療費
合計	30,453	

【表241】充当財源の内訳（未熟児養育医療費支給経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	13,408	未熟児養育医療費等国庫負担金
府支出金	6,369	養育医療費等府費負担金
その他	4,898	自己負担金
一般財源	5,778	
合計	30,453	

② 監査の結果及び意見

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「切手の適正在庫について【意見41】」（208ページ）を記載している。

(5) 自立支援医療（育成医療）給付事業

① 概要

ア) 事業の概要

本事業は、自立支援医療費（育成医療）支給制度に基づき、医療費の支給を行うものである。

自立支援医療費（育成医療）支給制度の概要は表 242 のとおりである。

【表 242】 自立支援医療費（育成医療）支給制度の概要

事業の概要	目的	治療を行うことにより身体上の障害が軽くなり、日常生活が容易にできるように自立支援医療費（育成医療）指定医療機関における医療を行うもの。負担軽減を図るため、医療費の一部を公費によって支給する。
	対象	自立支援医療費（育成医療）の対象となる疾患（障害）がある東大阪市内の 18 歳未満の児童のうち、確実な治療の効果が期待できる者。
	内容	本制度では、育成医療機関の指定医が作成した意見書を添付して申請を行い、医療給付の決定を行う。育成医療給付に要した医療費総額のうち、健康保険者から給付される分を除く健康保険自己負担分の範囲内で、所得に応じて自己負担額を徴収する。 また、育成医療の認定を受けている患者が、治療のため健康保険の適用内で治療用装具を着用した場合、申請により装具代の自己負担分を育成医療費として支給する。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	

自立支援医療費（育成医療）支給制度の承認件数の推移は表 243 のとおりである。

【表 243】 承認件数の推移（自立支援医療費（育成医療）支給制度）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
承認件数	75	75	55

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表244のとおりである。

【表244】事業費の推移（自立支援医療（育成医療）給付事業）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	15,252	13,229	11,206
決算額	5,323	28,248	15,147

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表245及び246のとおりである。

【表245】事業費の内訳（自立支援医療（育成医療）給付事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
需用費	14	事業実施に伴う消耗品
役務費	57	切手代、手数料
扶助費	15,075	育成医療費
合計	15,147	

【表246】充当財源の内訳（自立支援医療（育成医療）給付事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	7,060	障害者医療費国庫負担金（育成医療）
府支出金	3,768	自立支援医療費（育成医療）府費負担金
一般財源	4,319	
合計	15,147	

② 監査の結果及び意見

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「切手の適正在庫について【意見41】」（208ページ）を記載している。

(6) 児童虐待予防支援事業

① 概要

ア) 事業の概要

児童虐待予防支援事業の概要は表 247 のとおりである。

【表 247】 児童虐待予防支援事業の概要

事業の概要	目的	母親の育児不安を解消し、児童虐待を防止する。
	対象	健診時の問診票の内容、健診時の様子及び母親からの聞き取りにより、支援が必要と判断した母親
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診時育児支援事業 1歳6か月児及び3歳6か月児健診等に心理判定員、保育士を配置し、グループでの遊びの様子観察、個別の育児相談を行っている。 ・ 虐待対応サポート事業 育児に困難を感じ、虐待のリスクのある母子に対して、虐待の予防を目的にマザーサポート教室を実施している。母親グループには、心理判定員や保健師が入りグループミーティングを行うことで心理的ケアを行う。子どものグループには保育士と保健師が入り、遊びを通して大人との関わりから人間関係の安定をめざす。
根拠法令等	—	

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表 248 のとおりである。

【表 248】 事業費の推移（児童虐待予防支援事業）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	5,618	5,538	5,430
決算額	5,359	5,448	4,796

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表249及び250のとおりである。

【表249】 事業費の内訳（児童虐待予防支援事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報償費	4,796	健診時報償費
合計	4,796	

【表250】 充当財源の内訳（児童虐待予防支援事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
一般財源	4,796	
合計	4,796	

② 監査の結果及び意見

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「報償費に係る源泉徴収について【意見39】」（204ページ）を記載している。

(7) 予防接種事業

① 概要

ア) 事業の概要

予防接種事業の概要は表 251 のとおりである。

【表 251】 予防接種事業の概要

事業の概要	目的	疾病のまん延・予防を目的とする。
	対象	予防接種法に定められた年齢内で、接種当日東大阪市に住民登録のある者。
	内容	BCG は集団接種、その他の法定予防接種は個別接種で医師会所属市内医療機関に委託し事業実施している。
根拠法令等	予防接種法	

予防接種事業の啓発を積極的に行ったことで、麻しん風しん混合ワクチンについて平成 29 年度から接種率が 0.8%上昇した。また、平成 30 年度より、骨髄移植等により過去に獲得した免疫を消失又は低下した 20 歳以下に対して再接種費用の補助を行うなど、積極的に予防接種の勧奨を行い、感染症のまん延の予防を図った。

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 252 のとおりである。

【表 252】 事業費の推移（予防接種事業）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1, 132, 537	1, 174, 665	1, 149, 285
決算額	1, 038, 015	1, 026, 305	1, 038, 972

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表253及び254のとおりである。

【表253】事業費の内訳（予防接種事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
共済費	10	アルバイト職員共済費
賃金	1,022	アルバイト職員賃金
報償費	6,898	集団接種雇用医師、又は看護師への報償費
需用費	12,500	BCG ワクチン、 予防接種請求書・予診票印刷
役務費	3,230	ワクチン接種案内の郵送料
委託料	1,014,770	医療機関へ支払い
備品購入費	388	ワクチン保冷庫
扶助費	151	償還払い
合計	1,038,972	

【表254】充当財源の内訳（予防接種事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
府支出金	3,789	大阪府風しんワクチン等接種事業費補助金等
一般財源	1,035,183	
合計	1,038,972	

エ) 主な委託契約の状況

予防接種事業に係る主な委託契約の状況は、表255のとおりである。

【表255】委託契約の状況（予防接種事業）

契約名	予防接種業務委託
契約先	枚岡医師会、河内医師会、布施医師会
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
契約金額	995,374千円
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
平成30年度支出額	1,014,770千円

② 監査の結果及び意見

ア) BCGワクチンの購入方法について【意見35】

BCG ワクチン接種は東、中、西の各保健センターで実施している。接種計画に基づいてワクチンを購入しており、その購入額は需用費（医薬材料費）の決算額 10,468 千円の主要な部分を占める。購入の頻度と購入単位は平成 30 年度において表 256 のとおりであった。ワクチンには有効期限があり、また、停電発生時等のリスク回避のため、大量のまとめ買いは困難であり、在庫を見ながら必要量を発注しているとのことである。

【表 256】 BCG ワクチンの購入状況（予防接種事業）

	購入回数（回/年）	購入 1 回当たりの数量
東保健センター	16	20～80
中保健センター	11	43～110
西保健センター	15	50～120

3ヶ所の保健センターを合計すると年間 42 回の購入事務が生じており、その都度、見積り合わせが行われている。そこで、事務手続きを簡素化するため単価契約とすることに検討の余地がないか、感染症チームに質問したところ、見積り合わせは調度課が行っているため、単価契約としても各保健センターには業務簡素化のメリットは期待できないとのことであった。

確かに、見積り合わせを調度課が担当しているもとでは、各保健センターには単価契約に切り替えるインセンティブは働かないと言える。しかし全市的にみた場合、可能な部分から業務の簡素化を図っていくという観点から、調度課との協議を行うなどして、単価契約の導入の可否を検討する必要がある。

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「報償費に係る源泉徴収について【意見 39】」（204 ページ）を記載している。

(8) 結核医療費等支給経費

① 概要

ア) 事業の概要

結核医療費等支給経費の概要は表 257 のとおりである。

【表 257】 結核医療費等支給経費の概要

事業の概要	目的	<ul style="list-style-type: none">・ 予防接種を起因とする健康被害を被ったと認定された市民に対して賠償責任を果たす。・ 感染症法の規定により、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の入院患者及び結核患者に対し、適正な医療を受けられるように必要な医療費を公費で負担する。
	対象	<ul style="list-style-type: none">・ 予防接種が原因で健康被害を被ったとされる市民・ 結核患者等
	内容	<ul style="list-style-type: none">・ 予防接種が原因で健康被害を被ったことを国に認定された市民に対して、障害年金、医療手当及び医療費を支給するもの。・ 結核患者等に対し、適正な医療を受けられるように必要な医療費を公費で負担するもの。
根拠法令等	予防接種法第 15 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条、第 37 条の 2	

結核医療費等支給経費は、表 258 に記載する事業から構成される。

【表 258】結核医療費等支給経費を構成する事業

	東大阪市健康被害等調査委員会の開催	予防接種による健康被害の救済措置	結核患者等医療費の公費負担
目的	市民が予防接種を起因とする健康被害を訴えた場合、東大阪市健康被害等調査委員会を開催し、認定の可否を判断することを目的とする。	予防接種を起因とする健康被害を被ったことを国に認定された市民に対して賠償責任を果たすことを目的とする。	感染症法の規定により、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の入院患者及び結核患者に対し、適正な医療を受けられるように必要な医療費を公費で負担する。
内容	市民が予防接種を起因とする健康被害を訴えた場合、有識者によって予防接種を起因とする健康被害であるかどうか検討する。	該当する市民に対し障害年金、医療手当及び医療費を支給する。	結核患者等に対し、適正な医療を受けられるように必要な医療費を公費で負担する。 当該医療費は社会保険診療報酬支払基金及び大阪府国民健康保険団体連合会に対して支払う。

1) 東大阪市健康被害等調査委員会の開催

平成 30 年度は予防接種を起因とする健康被害を訴えた市民がいないため、開催されていない。

2) 予防接種による健康被害の救済措置

平成 30 年度は、対象とする市民 1 名に対して、厚生労働省からの「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和 51 年法律第 69 号）附則第 3 条第 1 項の規定に基づく障害の認定について」及び「予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）」に基づき、医療手当、障害年金及び介護加算を支給している。

3) 結核患者等医療費の公費負担

当該医療費は社会保険診療報酬支払基金及び大阪府国民健康保険団体連合会に対して、請求に基づき支払っている。

結核患者等医療費の公費負担件数の推移は表 259 のとおりである。

【表 259】 結核患者等医療費の公費負担件数

(単位：件)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
通院患者	申請数	272	190	209
	承認数	270	188	207
入院を要する患者	申請数	44	47	37
	承認数	44	47	37

(通院患者には継続申請を含む)

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 260 のとおりである。

【表 260】 事業費の推移 (結核医療費等支給経費)

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	29,725	45,611	33,922
決算額	33,261	28,848	21,373

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表261及び262のとおりである。

【表261】事業費の内訳（結核医療費等支給経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	—	・予防接種を起因とする健康被害を訴えた場合、有識者によって予防接種を起因とする健康被害であるかどうか検討する調査委員会委員への報酬 平成30年度は開催されていない
報償費	475	・結核診査を行うアルバイト職員への報償費支払い
需用費	4	・結核診査等の事務消耗品及び書籍等の消耗品費
役務費	205	・結核医療費関係通信運搬費 ・結核公費負担診療報酬診査事務手数料
扶助費	20,687	・予防接種による健康被害の救済措置として支給する障害年金、医療手当及び医療費 ・結核患者（感染症法第37条・第37条の2）医療費の公費負担額
合計	21,373	

【表262】充当財源の内訳（結核医療費等支給経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	18,707	結核医療費国庫負担（補助）金
府支出金	3,746	予防接種事故等救済等対策費補助金
一般財源	(注)	

(注) 翌年度の国庫への返還金額が6,178千円ある。

② 監査の結果及び意見

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「切手の受払い管理の単位について【意見40】」（207ページ）及び「切手の適正在庫について【意見41】」（208ページ）を記載している。

(9) 感染症対策事業

① 概要

ア) 事業の概要

感染症対策事業の概要は表 263 のとおりである。

【表 263】 感染症対策事業の概要

事業の概要	目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症の発生を予防し及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る。
	対象	市民等
	内容	一類感染症、二類感染症の患者の就業制限の通知、入院勧告、入院の期間の延長及び医療の公費負担の申請等についての審議を行う感染症の診査に関する協議会を開催している。 また、感染症発生の状況及び動向の調査、分析及びその結果の情報提供並びに感染症の予防及び対策についての審議を行う東大阪市感染症発生動向調査委員会を開催している。 その他、患者発生届の受理、患者発生時の指定医療機関等への移送及び入院措置業務、情報の収集分析及び検体回収、接触者検診等を実施している。
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条等 東大阪市感染症の診査に関する協議会条例 東大阪市感染症発生動向調査委員会規則	

主な感染症の発生状況の推移は表 264 のとおりである。

【表 264】 主な感染症の発生状況の推移

(単位：件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一類感染症 エボラ出血熱等	0	0	0
二類感染症 結核等	201	136	154
三類感染症 腸管出血性大腸菌感染症等	10	9	5

エイズに関する相談件数、検査数の推移は、表 265 のとおりである。

【表 265】 エイズに関する相談件数、検査数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	75	76	87
検査数	330	302	414

風しん抗体検査数の推移は、表 266 のとおりである。

【表 266】 風しん抗体検査数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
検査数	219	178	468

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 267 のとおりである。

【表 267】 事業費の推移（感染症対策事業）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	6,999	7,948	12,216
決算額	5,430	6,469	11,643

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表268及び269のとおりである。

【表268】事業費の内訳（感染症対策事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	2,944	感染症診査協議会委員報酬 感染症発生動向調査委員会報酬
報償費	1,316	感染症診査協議会医師報償費
旅費	31	特別旅費・出張旅費
需用費	1,397	消耗品費・印刷製本費・医療材料費
役務費	1,685	通信運搬費・手数料
委託料	1,745	病原体収集及び定点報告業務等委託
備品購入費	2,522	事業用備品購入費
合計	11,643	

【表269】充当財源の内訳（感染症対策事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	2,423	感染症予防事業費負担金
一般財源	9,220	
合計	11,643	

エ) 主な委託契約の状況

保健所では、府知事が指定する市内の定点医療機関での診療時における主として臨床診断の結果をもって、対象となる感染症(以下「対象疾病」という。)の患者発生状況を把握しており、これを定点報告業務と称する。定点報告業務に係る主な委託契約の状況は、表 270 のとおりである。

【表 270】委託契約の状況（定点報告業務）

契約名	平成 30 年度感染症発生動向調査事業に係る感染症患者情報の収集業務の委託
契約先	一般社団法人大阪府医師会
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
契約金額	1,577,280 円
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
平成 30 年度支出額	1,561,280 円 (インフルエンザ検体採取数による)

② 監査の結果及び意見

ア) 定点報告業務に係る契約の業務委託契約書の別表について

【監査の結果6】

平成30年度感染症発生動向調査事業に係る感染症患者情報の収集業務の委託について、業務委託契約書を閲覧したところ、当該契約書第1条(2)に別表として定められている対象疾病及び調査単位が袋とじされていなかった。別表自体はあったものの、平成30年度契約に係る別表である旨の明記がないため、平成30年度業務委託契約書に係るものであるかどうかは不明であった。現状では、散逸や差替えの恐れがあり、契約当事者の一方が他方の了解なく変更を行ったとしても、それを防ぐことが難しい。

別表は契約の一部をなすものであるから、契約当事者間の合意を文書で明確化したものとして、押印済みの契約書本文とともに袋とじその他の方法により一体化しておかなければならない。

イ) 定点報告業務に係る契約の随意契約理由の明記について【意見36】

平成30年度感染症発生動向調査事業に係る感染症患者情報の収集業務の委託について回議書等を閲覧したところ、地方自治法施行令の該当号数は記載されていたものの、その具体的な理由については記載されていなかった。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号は、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合を指している。競争入札に適しない理由には様々なものが想定されるが、その具体的な理由について感染症チームに質問したところ、契約先は感染症法に基づき大阪府知事が指定する医療機関であって他に選択の余地はないとのことであった。すなわち、感染症チーム内及び回議書の承認・決裁に関与する担当者の間では随意契約理由は明確になっているが、暗黙の了解にとどまり、回議書の文面上には記載されていない状況と言える。しかし、東大阪市随意契約ガイドライン（財務部調度課 平成21年4月1日）においては、「随意契約を選択することとした場合は、契約事務の公平性を保持し、経済性の確保を図る観点から個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を整理・明確にする必要があります。」とされている。また、平成29年3月2日に財務部長から発出された「各所属における契約事務の適正な執行について（通知）」においては、「随意契約を行う場合には、起案において必ず随意契約の理由を明確に記載してください。」とされている。

したがって、地方自治法施行令の該当号数だけでなく、その具体的な理由を回議書に明記したり、別途、具体的な理由を記載した理由書を回議書に添付したりすることにより、随意契約を選択した理由及び経緯を明確にしておく必要がある。

(10) 予防業務経費

① 概要

ア) 事業の概要

予防業務経費の概要は表 271 のとおりである。

【表 271】 予防業務経費の概要

事業の概要	目的	結核検診、結核医療療養、専門相談、風しん抗体検査などを行い、各種疾病のまん延の防止、予防を図る。
	対象	結核検診の対象者は、結核感染が疑われると保健所が選定した者 風しん抗体検査の対象者は、東大阪市民で妊娠を希望する女性及びそのパートナー等
	内容	結核検診を、保健所、保健センター及び委託医療機関において実施している。 先天性風しん症候群の子どもの出生を予防するため風しん抗体検査を実施し、抗体価が低い方を予防接種につなげる。 平成 30 年度まで保健所で実施、令和元年度より委託医療機関で実施。
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 特定感染症検査等事業実施要綱	

管理検診として、結核登録票に登録されている者（結核患者及び省令で定める結核回復者）に対して、感染症法第 53 条の 13 に基づき、X線検査他による精密検査を実施している。管理検診実施数の推移は表 272 のとおりである。

【表 272】 管理検診実施数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象数	378	382	330
受診数	348	365	319
結果、異常なし	348	365	319

結核患者が発生した場合、患者の周囲にいる者に対して行われる検診が接触者検診である。その目的はその患者から感染を受けた人を発見し、またその患者の感染源を追求することにある。家族及び接触者検診受診数の推移は表 273 のとおりである。

【表 273】 家族及び接触者健診受診数の推移

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	家族	接触者	家族	接触者	家族	接触者
対象数	145	441	188	451	133	706
受診数	141	423	177	444	132	704
結果						
潜在性結核感染症	7	44	5	24	16	50
要治療	0	10	1	0	3	5

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表 274 のとおりである。

【表 274】 事業費の推移（予防業務経費）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	9,570	9,175	10,635
決算額	9,008	7,071	9,004

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成 30 年度における決算額及び充当財源の内訳は、表 275 及び 276 のとおりである。

【表 275】 事業費の内訳（予防業務経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報償費	2,119	医師等報償費
需用費	3,416	消耗品費、印刷製本費、修繕料
役務費	1,339	通信運搬費、手数料、保険料
委託料	1,780	結核検診委託料、風しん抗体検査委託料、医療廃棄物処理委託料
備品購入費	347	事業用備品購入費
合計	9,004	

【表 276】 充当財源の内訳（予防業務経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	3,964	感染症予防事業費等負担金
一般財源	5,040	
合計	9,004	

エ) 主な委託契約の状況

予防業務経費に係る主な委託契約の状況は、表 277 のとおりである。

【表 277】 委託契約の状況（予防業務経費）

契約名	結核検診及び結核健康診断業務委託契約
契約先	医療法人宝持会池田病院 外 35 件
契約期間	平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 3 月 31 日
予算額	2,100,000 円
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
平成 30 年度支出額	1,471,796 円

② 監査の結果及び意見

ア) 結核検診及び結核健康診断業務委託契約に係る随意契約理由の明記について【意見37】

平成30年度結核検診及び結核健康診断業務委託契約について回議書等を閲覧したところ、地方自治法施行令の該当号数は記載されていたものの、その具体的な理由については記載されていなかった。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号は、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合を指している。競争入札に適しない理由には様々なものが想定されるが、その具体的な理由について感染症チームに質問したところ、契約先は、これまでの実績から結核検診を確実に実施できる医療機関であって、かつ、受診者に対して複数の選択肢を示した上で、本人の希望があればそれも考慮して決定しているとのことであった。すなわち、感染症チーム内及び回議書の承認・決裁に関与する担当者の間では随意契約理由は明確に認識されているが、暗黙の了解にとどまり、回議書の文面上には記載されていない状況といえる。

しかし、東大阪市随意契約ガイドライン（財務部調度課 平成21年4月1日）においては、「随意契約を選択することとした場合は、契約事務の公平性を保持し、経済性の確保を図る観点から個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を整理・明確にする必要があります。」とされている。

また、平成29年3月2日に財務部長から発出された「各所属における契約事務の適正な執行について（通知）」においては、「随意契約を行う場合には、起案において必ず随意契約の理由を明確に記載してください。」とされている。

したがって、地方自治法施行令の該当号数だけでなく、その具体的な理由を回議書に明記したり、別途、具体的な理由を記載した理由書を回議書に添付したりすることにより、随意契約を選択した理由及び経緯を明確にしておく必要がある。

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「報償費に係る源泉徴収について【意見39】」（204ページ）、「切手の受払い管理の単位について【意見40】」（207ページ）及び「切手の適正在庫について【意見41】」（208ページ）を記載している。

(11) 結核対策費補助事業

① 概要

ア) 事業の概要

結核対策費補助事業の概要は表 278 のとおりである。

【表 278】結核対策費補助事業の概要

事業の概要	目的	感染症法第 53 条の 2 第 1 項に基づく定期の健康診断を実施し、結核患者の早期発見により、まん延を防ぐ。
	対象	・市内の私立学校の学生、生徒（入学年度に 1 回） ・市内の社会福祉施設の 65 歳以上の入所者（年度内 1 回）
	内容	感染症法第 60 条により定期の健康診断に要する費用の 3 分の 2 を補助する。
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 東大阪市結核対策費補助金交付要綱	

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 279 のとおりである。

【表 279】事業費の推移（結核対策費補助事業）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	12,294	13,472	13,588
決算額	5,618	6,574	6,543

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表280及び281のとおりである。

【表280】事業費の内訳（結核対策費補助事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
役務費	16	通信運搬費
負担金補助及び交付金	6,527	定期の健康診断に要する費用の3分の2を補助
合計	6,543	

【表281】充当財源の内訳（結核対策費補助事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
一般財源	6,543	
合計	6,543	

② 監査の結果及び意見

ア) 結核対策費補助事業に係る補助単価の見直しについて【意見38】

本事業において、定期の健康診断として実施するのは胸部X線撮影である。表 279（事業費の推移（結核対策費補助事業）199 ページ）のとおり、直近3年度の決算額は当初予算額の2分の1程度で推移している。これは、補助対象となる定期の健康診断の実施率の問題ではなく、予算策定時の補助単価の設定によるものである。

「東大阪市結核対策費補助金交付要綱」（以下、本項において「交付要綱」という。）において補助金の額は次のとおり定められている。

【「交付要綱」抜粋】

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条の補助事業について次に掲げる額を比較して、最も少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。

- (1) 毎年度市長が定める補助金交付基準により算定した額
- (2) 補助対象経費の実支出額

平成30年度において(1) 毎年度市長が定める補助金交付基準により算定した額は、補助基本単価(1人につき)として東大阪市のホームページに掲載されており、X線の間接撮影の場合503円、直接撮影の場合1,740円である。感染症チームによると、補助基本単価は、厚生労働省の定めている単価をそのまま使用しているとのことであった。そして、予算策定に際しては直接撮影の補助基本単価を用いて積算しているのに対し、市内の私立学校、社会福祉施設においては間接撮影によっている場合があること、また実支出額が補助基本単価より低額な場合があるため、決算額が予算額を下回るという説明を受けた。また、胸部X線撮影は間接撮影から直接撮影へ移行途上の学校・施設があるとのことである。

決算額が当初予算額の2分の1程度で推移している状況のもとでは、予算額を見直して他の事業に予算を振り向けることを検討すべきと考える。直接撮影の補助基本単価を用いて予算の積算を行うことは、支出額が予算額を超過しないようあらかじめ上限を設けるという意味では優れているものの、不用額の発生状況をみると、実態に即していない可能性もある。したがって、予算策定にあたっては、実績を踏まえた平均単価等を補助単価として使用することにも検討の余地がある。

本事業に関しては、他の事業と共通する事項として、「6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項」に「切手の受払い管理の単位について【意見40】」（207ページ）及び「切手の適正在庫について【意見41】」（208ページ）を記載している。

(12) 還付事務管理費

① 概要

ア) 事業の概要

還付事務管理費の概要は表 282 のとおりである。

【表 282】 還付事務管理費の概要

事業の概要	目的	—
	対象	—
	内容	母子保健・感染症課の各事業の国庫負担金、補助金等を実績に基づき精算を行い、過払い分について翌年度に返還する。
根拠法令等		—

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表 283 のとおりである。

【表 283】 事業費の推移（還付事務管理費）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	—	—	—
決算額	9,264	18,230	23,955

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成 30 年度における決算額及び充当財源の内訳は、表 284 及び 285 のとおりである。

【表 284】 事業費の内訳（還付事務管理費）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
償還金利子及び割引料	23,955	小児慢性特定疾病医療費国庫負担金返還金等
合計	23,955	

【表 285】 充当財源の内訳（還付事務経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
一般財源	23,955	
合計	23,955	

エ） 還付事務経費の推移

過去3年間の負担金、補助金等の区分別の還付事務経費の推移は、表 286 のとおりである。

【表 286】 還付事務経費の推移

（単位：千円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小児慢性特定疾病医療費国庫負担金	930	4,854	14,132
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費国庫負担金	-	24	30
小児慢性特定疾病対策国庫補助金	108	57	19
母子保健衛生費国庫補助金	2,690	8,693	6,296
障害者医療費（育成医療）国庫負担金	-	2,386	-
未熟児養育医療費等国庫補助金	3,319	-	-
感染症予防事業費等国庫負担金	1,110	2,071	2,134
結核医療費国庫補助金	1,105	143	1,342
合計	9,264	18,230	23,955

② 監査の結果及び意見

本事業に関する監査の結果及び意見はない。

6. 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項

【概要】

本項では、「4. 健康づくり課」及び「5. 母子保健・感染症課」において監査対象とした事業において、共通的に見受けられた事項を記載している。

(1) 報償費に係る源泉徴収

① 関連する事業

下記の「ア) 報償費に係る源泉徴収について【意見 39】」に関連する事業は、表 287 のとおりである。

【表 287】 意見に関連する事業（報償費）

健康づくり課	母子保健・感染症課
(1) 健康増進事業（がん検診）	(1) 母子衛生業務経費
(5) 健康増進事業（健康教育）	(6) 児童虐待予防支援事業
(6) 健康増進事業（健康相談）	(7) 予防接種事業
(8) 予防業務経費	(10) 予防業務経費
(10) 精神保健福祉対策事業	

② 監査の結果及び意見

ア) 報償費に係る源泉徴収について【意見39】

保健センターにおける集団健康診査等については、医師や看護師等に対して毎年度当初に年間分の業務を依頼し、毎月の出務に係る報償費を翌月にまとめて支払っている。そして、報償費は、一部法人に対し支払うものもあるが、原則として医師や看護師等個人に支払っている。

個人に対し報償費を支払う場合、税務上給与として取り扱われ、源泉徴収した上で個人に支払いを行っているが、健康づくり課及び母子保健・感染症課においては源泉徴収を行うにあたり、「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」丙欄を用いている。

まず、日額表丙欄を適用していることについて、所得税基本通達 185-8(2)においては、「あらかじめ定められた雇用契約の期間が 2 月以内の者に支払われる給与等で、労働した日又は時間によって算定されるもの(雇用契約の期間の延長又は再雇用により継続して 2 月を超えて雇用されることとなった者に当該 2 月を超える部分の期間につき支払われる給与等を除く。)」には日額表丙欄の適用があるものとされている。

この点、各保健センターが行う医師等に対する業務従事の依頼は次のように行われている。すなわち、各保健センターでは、前年度中に年間スケジュール

ルを作成し、医師会等を通じ、年度当初には1年間の健診等業務に従事する医師や看護師等を決定する。その後、各保健センターにより方法は相違するが、原則として医師等の所属機関又は医師等本人に依頼文を送付するか、担当を記載した予定表等を作成し、年間予定を周知している。

実際の医師等の業務への従事状況をみると、年間の従事回数は人により様々であり、年2回の医師等もいれば、毎週のように従事している医師等もいる。また、看護師に多いとのことであるが、毎日のように複数の保健センターにおける業務に従事している者もいる。

このように、各人の従事状況は様々であるが、基本的には年度当初に決定された担当者と日程で業務が行われており、年2回など従事期間が半年ほど空くような場合を除いて、「あらかじめ定められた雇用契約の期間が2月以内の者に支払われる給与」に該当せず、日額表丙欄が適用できない恐れがある。

源泉徴収について、現在のように日額表丙欄を適用する場合と日額表乙欄、月額表乙欄を適用する場合を比較すると表288のとおりである。

【表 288】源泉徴収税額表別源泉徴収税額等

	1回あたり 給与	源泉徴収税額 日額表丙欄	源泉徴収税額 日額表乙欄	源泉徴収税額 月額表乙欄
医師及び 歯科 医師	28,000円	1,386円	10,350円	857円
看護師	5,950円	0円	440円	182円
備考		日額9,300円 未満の場合、 0円	日額2,900円 未満の場合、 3.063%	月額88,000円 未満の場合、 3.063%

表288のとおり、看護師については日額9,300円に満たない給与であるため、日額表丙欄を適用すると源泉徴収税額は0円となり、現在、実際に源泉徴収を行っているのは医師及び歯科医師のみとなっている。

しかし、日額表乙欄又は月額表乙欄を用いれば、全員から徴収すべきこととなり大きく事務が相違することとなる。(母子保健・感染症課では歯科衛生士、心理判定員、視能訓練士、栄養士、検査技師、事業補助、保育士、地区相談等補助員についても同様。)

次に、仮に乙欄を適用とした場合、月額表と日額表のいずれを使用するかについて検討すると、所得税基本通達185-1においては、「給与等の額が日額により定められる場合であっても、月ごとにまとめて支払うことと定められているときは、たとえ欠勤等により1月分に満たない給与等(例えば、23

日分の給与等)を支払う場合であっても、「給与等の支給期が毎月と定められている場合」に該当することに留意する」とされている。

この点、医師等への報償費の支払いは翌月にまとめて行われていることから、月額表乙欄を使用することが適当ということとなる。

当該業務が開始した当初は業務に従事する医師等が現在よりも多く、2か月を超えて継続的に業務に従事することが少なかったため、月額表丙欄を用いることとしたと考えられるとのことであった。しかし、近年の医師等の不足から、最近は継続的に従事する機会が多くなってきているとのことであった。

このように、過去とは前提条件となる業務への従事状況が相違してきていると考えられるため、適用している源泉徴収税額表が適切であるか検討し、必要に応じて所轄税務署へ照会するなどの対応を行う必要がある。

(2) 切手の管理

① 関連する事業

下記の「②監査の結果及び意見」のうち、「ア) 切手の受払い管理の単位について【意見 40】」に関連する事業は、表 289 のとおりである。

【表 289】意見に関連する事業（切手の管理）

健康づくり課	母子保健・感染症課
(1) 健康増進事業（がん検診） (8) 予防業務経費 健康トライ 21 啓発事業 食育関係経費 外食栄養成分表示事業 一般介護予防事業費 （高齢介護課からの執行委任）	(8) 結核医療費等支給経費 (10) 予防業務経費 (11) 結核対策費補助事業 結核対策特別促進事業

また、「イ) 切手の適正在庫について【意見 41】」については、健康づくり課及び母子保健・感染症課における切手の保有全般に係る意見である。

② 監査の結果及び意見

ア) 切手の受払い管理の単位について【意見40】

切手の購入に係る予算（役務費（通信運搬費））は、事業（細々目）ごとに執行されることから、事業（細々目）ごとに各年度の切手の受入額を把握することができる。

しかし、切手使用時の事業（細々目）ごとの内訳の把握や受払いの管理方法については、健康づくり課及び母子保健・感染症課の各チームにおいて取扱いが様々な状況となっていた。

まず、健康づくり課の老成人チーム及び栄養チームにおいては、それぞれが所管する事業（細々目）をまとめて一つの受払い単位として、切手受払簿を作成しており、切手の使用高についても事業（細々目）ごとに記録していないため、事業（細々目）ごとの切手の残高を把握することができない。

一方、母子保健・感染症課の感染症チームにおいては、切手の使用高について事業（細々目）ごとに切手受払簿に記録しており、事業（細々目）ごとの切手の残高を把握することができる。ただし、結核検診に関する 4 事業（細々目）について、券種によっては、実際の切手の受払いの際、事業（細々目）間で融通しているものもあり、事業（細々目）ごとにみると、残数がマイナスになっている券種も存在する。

なお、健康づくり課の精神チーム及び公害チーム並びに母子保健・感染症課の母子保健チームにおいては、事業（細々目）ごとに区分した受払い管理が行われている。

この点、予算上、事業（細々目）ごとに通信運搬費が割り当てられている以上、本来は、事業（細々目）ごとに明確に区分して、切手の受払い管理を行うことが必要と考えるが、実務上の煩雑性から各チームの単位で受払い管理を行う現状の取扱いも理解できるところではある。

しかし、仮に、現状の取扱いで問題ないのであれば、そもそも、事業（細々目）単位で予算を割り当ててではなく、各チーム単位で予算を割り当て、管理すればよいということになる。

予算科目の体系に関わる事項であり、健康づくり課及び母子保健・感染症課単独で解決することが困難な面はあるが、切手の受払い管理について、より効果的かつ効率的に行うことが可能な方法を検討する必要がある。

イ) 切手の適正在庫について【意見41】

健康づくり課及び母子保健・感染症課における平成30年度中の切手の受払いの状況は表290のとおりである。

【表290】健康づくり課及び母子保健・感染症課における切手の受払い
(平成30年度)
(単位：円)

	平成29年度末 残高	平成30年度		平成30年度末 残高
		受入	使用	
健康づくり課	2,792,329	2,122,572	2,899,135	2,015,766
母子保健・感染症課	1,975,333	965,516	1,289,947	1,650,902
合計	4,767,662	3,088,088	4,189,082	3,666,668

両課とも、平成29年度末から平成30年度末にかけて切手の残高が減少しているが、多額の切手が翌年度に繰り越されている状況である。切手の適正在庫の水準について一義的に判断することはできないが、少なくとも年間の使用額を超える残高を保有する必要はないと考える。

また、料金後納郵便や料金別納郵便といった切手を使用する必要のない方法の採用を拡大し、切手の使用そのものを減少させることにより必要な在庫を削減することも考えられる。

いずれにしても、切手は金券であり換金可能性が高く、現金と同じレベルの管理を行う必要があり、現物の数量確認にも手間や時間がかかることから、在庫はできるだけ少なくする必要がある。

また、購入した切手は年度内に全て使用されておらず、厳密には役務費（通信運搬費）の予算を全額執行したとは言えないため、予算執行の適正化という観点からも、切手の在庫について見直すことが必要である。

7. 保健センター

【概要】

① 保健センターの概要

保健所は、地域住民の健康や衛生を支える公的機関の一つであり、地域保健法に基づき都道府県、政令指定都市、中核市、その他指定された市（保健所設置市）、特別区が設置するものである。東大阪市では、この保健所の下部組織として保健センターを設置し、住民向けサービスは保健センターが実施している。

【表 291】 東大阪市の保健所・保健センター

東大阪市保健所	東大阪市岩田町4丁目3番22号 希来里施設棟
東保健センター	東大阪市旭町1番1号
中保健センター	東大阪市岩田町4丁目3番22号 希来里施設棟
西保健センター	東大阪市高井田元町2丁目8番27号

各保健センターで実施されている事務は表 292 のとおりである。

【表 292】 各保健センターで実施されている事務

母子保健	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子手帳交付(妊婦健康診査受診券の発行)、父子手帳交付(希望者) ・ 4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児などの健康診査 ・ 妊産婦・乳幼児などの健康に関する相談(訪問、面接、電話) ・ マタニティ教室、家族でマタニティ教室、離乳食講習会、育児教室など ・ 身体の機能に障害のある児童や、そのおそれのある児童の自立支援医療費(育成医療)支給認定の申請受付、未熟児の養育医療給付申請受付など ・ 小児慢性特定疾病医療費助成制度申請受付 ・ 不妊に悩む方への特定治療支援事業申請受付 ・ 産後ケア事業申請受付
生活習慣病予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康手帳の交付 ・ 健康教育・健康相談 ・ 特定健康診査 ・ B型、C型肝炎ウイルス検査 ・ 胃がん検診 ・ 大腸がん検診 ・ 子宮頸がん検診 ・ 乳がんマンモグラフィ検診 ・ 肺がん結核検診 ・ 成人歯科健診 ・ 骨密度測定 ・ 訪問指導 ・ 介護予防教室

予防接種	・ 予防接種に関する相談
健康相談	・ 母子、感染症、難病、そのほか健康に関するあらゆる相談 ・ 医師・保健師による個別相談
栄養指導	・ 栄養教室や離乳食、糖尿病食、その他食事に関する相談
精神保健 福祉相談	・ 精神科医や精神保健福祉相談員などによる個別相談(アルコール・薬物・ ギャンブル等依存症を含む)、集団指導 ・ 自立支援医療費(精神通院医療)の申請等の受理 ・ 精神障害者保健福祉手帳の申請等の受理及び交付
専門相談	・ 医師・保健師による個別相談 ・ 性感染症に関する検査(エイズ・梅毒・クラミジア・B型、C型肝炎)
公害健康 被害補償	・ 給付や更新などの申請書の受理 ・ 保健師による療養指導など

② 職員の配置状況

平成 30 年 5 月 1 日現在、職員の職種別配置数は表 293 のとおりである。

【表 293】 職員の職種別配置数（保健センター）

	東保健センター	中保健センター	西保健センター
事務	3	3	4
歯科医師			
保健師	11	16	18
診療放射線技師	1	1	
管理栄養士	1	1	1
精神保健福祉指導員	2	3	4
再任用職員	4	3	3
任期付職員		1	
合計	22	28	30

③ 保健センターへの実地監査

本年度の包括外部監査においては、保健センターでの財務事務の執行について検証するため、表 294 のとおり、保健センターへの実地監査を行った。

【表 294】 保健センターへの実地監査

保健センター名	実地監査実施日
東保健センター	令和元年 11 月 12 日
中保健センター	令和元年 10 月 16 日
西保健センター	令和元年 10 月 24 日

本項においては、保健センターへの実地監査において検出された事項を記載している。

(1) 保健センターにおける現物管理

① 監査の結果及び意見

ア) 保健センターにおける備品管理について【意見42】

保健センターでは備品を保有し、それぞれで管理を行っているが、備品管理システム上で備品登録されている件数が大きく相違している。保健センターにおいて備品登録されている件数は表 295 のとおりである（いずれも監査日現在）。

【表 295】 保健センターの備品登録件数

(単位：件)

	東保健センター	中保健センター	西保健センター
件数	97 (385)	94	525

注) 東保健センターの () 数値は、廃棄予定の備品を含めた数値。

各保健センターの規模はそれほど大きく相違するわけではないが、備品登録されている件数が大きく相違しており、特に、西保健センターが多くなっている。

これは西保健センターが大阪府から移管を受けた保健所を前身としており、大阪府時代の備品を引き継いだことなどにより件数が増えているとのことであった。また大阪府から移管を受けた備品は古いものが多く、机など一部の備品について現物が特定できないものもあるとのことであった。なお、西保健センターは平成 30 年度において監査委員の定期監査の対象となっており、備品管理システムに登録されている備品を抽出で確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられたとの指摘を受けている。そのため、定期監査後に備品の精査を行い、備品管理システムと現物の一致を図っている。前述の特定ができない机についても、登録と現物の件数は一致させているとのことである。

一方、東保健センターでは、廃棄予定の備品も含めると監査日現在の登録件数は多かったが、令和元年 10 月の事務所移転の際、不要な備品を判別し、令和 2 年 2 月に廃棄の手続きを完了した。

西保健センターの備品は、登録件数が他より群を抜いている。大阪府から引き継いだ机類（片袖机や脇机）は職員数の減少により余剰となっているが（片袖机 76 台に対し西保健センターに常時勤務する職員等の数は約 40 名）、システム用パソコンやプリンター等のラック代わりとして使用するなど、用途に応じて使用している。

西保健センターの備品については、定期監査後に備品の精査を行った際に不要なものの廃棄は行ったとのことであるが、他の保健センターと比較すると件数が多いため、今後も引き続き備品の要否の判別を行い、適切な備品管理を行う必要がある。

また、中保健センターと西保健センターでは、備品の管理帳票を依頼した際、備品シールの出力帳票が提出され、東保健センターでは、備品台帳データの出力帳票が提出された。それぞれの記載事項は、表 296 のとおりである。

【表 296】 備品シール、備品台帳記載事項

	備品シール	備品台帳
記載事項	備品番号 備品分類 センター名 取得年月日	備品番号 備品分類 備品品名 備品規格 金額 取得年月日

備品シールには、備品番号や備品分類は記載されているものの、備品品名、規格がないため、現物を特定することが難しい。また、金額情報もないため、金額の重要性に応じた管理も難しくなっている。

東保健センターでは、事務所移転時の備品整理上、備品台帳データが必要になると考え、別途、行政管理部情報化推進室に依頼して入手したとのことであったが、他の保健センターにおいても当該データは管理上必要と考えられるため、行政管理部情報化推進室から備品台帳データを入手し、現物管理に活用することが望ましい。

イ) 保健センターにおける切手の管理について【意見43】

各保健センターでは、健康づくり課及び母子保健・感染症課が購入した切手の支給を受けている。その際、健康づくり課及び母子保健・感染症課では、事業（細々目）別に切手を支給しているが、年度末における切手の残高についての報告は求めている。

また、東保健センター及び中保健センターでは、一部を除き、健康づくり課及び母子保健・感染症課から受け入れた切手をまとめて現物管理を行っている一方、西保健センターでは、事業（細々目）別に現物管理を行っており、各保健センターにおいて取扱いが相違している。ただし、西保健センターにて作成されている受払簿上においても、事業（細々目）ごとにみると、切手の残高が不足し、マイナスの金額となっているものあり、結果的に、他の事業から充用されているとのことであった。

したがって、各保健センターにおける切手の現物管理の取扱いを統一するとともに、健康づくり課及び母子保健・感染症課においては、各保健センターから年度末における切手の残高についての報告を受ける必要がある。

なお、各保健センターに対し、通信運搬費を執行委任することで資金前渡による切手の購入を行うことも考えられる。

8. 環境衛生検査センター

【概要】

① 環境衛生検査センターの事務分掌

東大阪市事務分掌規則は、環境衛生検査センターの事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 衛生上の試験及び検査に関すること。
- (2) 公害関係試料の分析に関すること。
- (3) 環境衛生検査に係る研究機関等との連絡調整に関すること。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

② 職員の配置状況

平成 30 年 5 月 1 日現在、環境衛生検査センターには合計 11 名の職員が配置されており、その構成は、薬剤師 1 名、獣医師 1 名、検査技師 2 名、薬学技術職員 4 名、化学技術職員 3 名となっている。

③ 環境衛生検査センターの概要

環境衛生検査センターは、保健所業務に係る感染症、食中毒、食品、飲用水、家庭用品等の衛生検査、公害関係の環境監視調査や規制指導に伴う検体分析、市民等から直接依頼を受ける有料検査を実施している。

1) 保健所関係業務検査

保健所の母子保健・感染症課、食品衛生課、環境薬務課及び各保健センターに係る衛生検査業務を行っている（放射能検査は学校給食課からの依頼を含む）。

平成 28 年度から平成 30 年度までの保健所関係業務検査の件数等の推移は表 297 のとおりである。

【表 297】 環境衛生検査センターにおける保健所関係業務検査の件数等の推移

検査業務区分		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		
		件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数	
結核菌検査		13	26	4	8	1	1	
感染症検査	細菌	28	28	31	31	40	40	
	ウイルス	10	10	2	2	4	4	
	核酸検査	9	9	9	9	5	5	
食中毒・ 食品苦情検査	細菌	103	1,591	34	500	53	832	
	ウイルス	88	88	50	50	37	37	
	核酸検査	95	102	50	50	41	41	
臨床検査	エイズ(HIV) 検査	32	32	16	16	27	27	
	結核 (QFT) 検査	326	326	222	222	451	451	
食品等検査	微生物学的検査	375	1,899	307	1,208	248	1,444	
	理化学的検査	195	5,595	167	3,778	137	5,164	
	放射能検査	119	238	120	240	120	240	
水 質 検 査	飲用水	細菌学的検査	22	52	22	52	17	36
		理化学的検査	22	276	22	276	17	169
	プール水	細菌学的検査	16	32	16	32	0	0
		理化学的検査	16	63	16	64	0	0
	浴場水他	細菌学的検査	94	94	91	91	72	72
		理化学的検査	35	74	37	76	24	48
家庭用品検査		91	280	85	198	93	203	
おしぼり検査		20	140	20	140	20	140	
計		1,709	10,955	1,321	7,043	1,407	8,954	

2) 一般有料依頼検査

市民等から直接依頼を受け有料で検査を行っている。

平成 28 年度から平成 30 年度までの一般有料依頼検査の件数等の推移は表 298 のとおりである。

【表 298】環境衛生検査センターにおける一般有料依頼検査の件数等の推移

		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数
検便検査		213	681	272	880	296	952
寄生虫卵検査		2	2	1	1	2	2
飲用水検査	細菌学的検査	10	20	15	30	14	28
	理化学的検査	11	104	14	140	13	132
プール水検査	細菌学的検査	12	24	11	22	11	22
	理化学的検査	13	49	12	45	11	44
計		261	880	325	1,118	347	1,180

3) 公害関係業務

環境部の環境監視調査や規制指導に係る行政分析業務で、事象別に公害対策課の各担当と共同で実施している。

平成 28 年度から平成 30 年度までの公害関係業務の件数等の推移は表 299 のとおりである。

【表 299】環境衛生検査センターにおける公害関係業務の件数等の推移

		平成28年度		平成29年度		平成 30 年度	
		件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数
大気検査	有害化学物質・重金属等	218	813	211	736	104	592
	酸性雨	104	1,198	104	1,088	91	1,040
	その他	100	300	104	312	102	306
水質検査	公共用水域	167	3,456	179	3,693	145	1,617
	工場・事業場排水	32	670	36	748	40	305
土壌・底質・その他の検査		0	0	0	0	0	0
計		621	6,437	634	6,577	482	3,860

④ 平成 30 年度決算額の内訳

環境衛生検査センターの平成 30 年度決算額の内訳は表 300 のとおりである。

【表 300】平成 30 年度決算額の内訳（環境衛生検査センター）

(単位：千円)

項	目	事業（細々目）	決算額	項目
保健衛生費	環境衛生費	環境衛生検査センター 運営経費	10,556	(1)
		環境衛生検査センター 施設管理費	14,251	
		環境衛生検査センター 整備事業	70,537	
合計			95,345	

(1) 環境衛生検査センター運営経費、施設管理費、整備事業

① 概要

ア) 各事業の概要

1) 環境衛生検査センター運営経費

環境衛生検査センター運営経費の概要は表 301 のとおりである。

【表 301】環境衛生検査センター運営経費の概要

事業の概要	目的	組織の運営
	対象	環境衛生検査センター
	内容	旅費、消耗品費、印刷製本費、備品修繕料、機器保守点検等の手数料及び委託料、協議会等の会費
根拠法令等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法、東大阪市食品衛生法施行条例 ・ 水道法 ・ 旅館業法、東大阪市旅館業法施行条例 ・ 公衆浴場法、東大阪市公衆浴場法施行条例 ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 ・ クリーニング業法 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・ 環境基本法 ・ 水質汚濁防止法 ・ 大気汚染防止法

2) 環境衛生検査センター施設管理費

環境衛生検査センター施設管理費の概要は表 302 のとおりである。

【表 302】環境衛生検査センター施設管理費の概要

事業の概要	目的	施設の管理
	対象	環境衛生検査センターの庁舎管理
	内容	蛍光灯などの消耗品、光熱水費、施設補修、電話料金、樹木剪定・貯水槽清掃、警備清掃業務、機器保守点検（受電設備、エレベーター、消防用設備、エアコン）
根拠法令等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健法 ・ 東大阪市保健所及び保健センター条例 ・ 水道法 ・ 消防法 ・ 労働安全衛生法

3) 環境衛生検査センター整備事業

環境衛生検査センター整備事業の概要は表 303 のとおりである。

【表 303】 環境衛生検査センター整備事業の概要

事業の概要	目的	感染症・食中毒発生時、食品衛生・環境衛生行政、環境調査などに必要な検査機能・精度の確保
	対象	検査分析機器整備を始めとして、検査関連機器設備、施設の維持整備の計画的な実施
	内容	耐震補強その他工事 備品購入
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法 ・ 東大阪市保健所事務手数料条例 ・ 食品衛生法、東大阪市食品衛生法施行条例 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・ 水道法 	

イ) 過去3年間の事業費の推移

1) 環境衛生検査センター運営経費

環境衛生検査センター運営経費の過去3年間の事業費の推移は、表304のとおりである。

【表304】事業費の推移（環境衛生検査センター運営経費）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	11,771	11,771	10,608
決算額	11,884	11,447	10,556

2) 環境衛生検査センター施設管理費

環境衛生検査センター施設管理費の過去3年間の事業費の推移は、表305のとおりである。

【表305】事業費の推移（環境衛生検査センター施設管理費）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	15,426	15,145	14,931
決算額	14,778	15,081	14,251

3) 環境衛生検査センター整備事業

環境衛生検査センター整備事業の過去3年間の事業費の推移は、表306のとおりである。

【表306】事業費の推移（環境衛生検査センター整備事業）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	15,700	11,100	98,700
決算額	8,157	8,923	70,537

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

1) 環境衛生検査センター運営経費

平成30年度における環境衛生検査センター運営経費の決算額及び充当財源の内訳は、表307及び308のとおりである。

【表307】事業費の内訳（環境衛生検査センター運営経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
旅費	217	会議、研修等の出張
需用費	402	文具等の消耗品、印刷、備品修繕
役務費	2,216	機器の定期点検等
委託料	7,641	機器の保守契約、廃溶剤等の処理
負担金補助及び交付金	79	地方衛生研究所全国協議会の会費
合計	10,556	

【表308】充当財源の内訳（環境衛生検査センター運営経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	1,024	感染症予防事業等負担金
その他特定財源	1,062	保健衛生手数料：検便、水質検査
一般財源	8,469	
合計	10,556	

2) 環境衛生検査センター施設管理費

平成30年度における環境衛生検査センター施設管理費の決算額及び充当財源の内訳は、表309及び310のとおりである。

【表309】事業費の内訳（環境衛生検査センター施設管理費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
需用費	4,989	蛍光灯等の消耗品、光熱水費、施設補修
役務費	455	電話料金、樹木剪定・貯水槽清掃
委託料	8,805	警備清掃業務、機器保守点検
合計	14,251	

【表 310】 充当財源の内訳（環境衛生検査センター施設管理費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
一般財源	14,251	
合計	14,251	

3) 環境衛生検査センター整備事業

平成 30 年度における環境衛生検査センター整備事業の決算額及び充当財源の内訳は、表 311 及び 312 のとおりである。

【表 311】 事業費の内訳（環境衛生検査センター整備事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
委託料	5,802	耐震補強その他工事に係る監理、設計意図伝達及び設備機器移設、撤去業務
工事請負費	61,938	耐震補強その他工事
備品購入費	2,796	ダルトン実験台一式、薬用冷蔵ショーケース一式
合計	70,537	

【表 312】 充当財源の内訳（環境衛生検査センター整備事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	3,894	社会資本整備総合交付金
地方債	48,400	環境衛生検査センター整備事業債
一般財源	18,243	
合計	70,537	

② 監査の結果及び意見

ア) 環境衛生検査センターの今後の活用について【意見44】

環境衛生検査センターは、保健所業務に係る感染症、食中毒、食品、飲用水、家庭用品等の衛生検査、公害関係の環境監視調査や規制指導に伴う検体分析、市民等から直接依頼を受ける有料検査を実施している。環境衛生検査センターの沿革は、平成17年に東・中・西の各保健所にあった検査室を統合し、環境衛生検査センターとして整備し、開設されたものである。

環境衛生検査センターで実施される検査は、微生物検査と理化学検査に大別される。微生物検査には、感染症関係検査、食品収去検査（細菌）、食中毒・食品苦情検査、有料依頼検便、有料依頼ぎょう虫卵検査がある。また、理化学検査には、食品検査（食品収去検査（理化学）、食中毒・食品苦情検査、器具、容器・包装検査）と環境衛生・公害検査（飲用水水質検査、プール・浴場水等水質検査、家庭用品検査、公共用水域水質調査、工場排水・苦情水質検査、有害大気汚染物質調査等）がある。

東大阪市のような独立した検査センターを保有する自治体はあまり多くはないとのことである。しかし、自前の検査センターを保有することは、食中毒等の発生時に迅速かつ柔軟に対応できるという大きなメリットがある。

環境衛生検査センターでは、平成30年度において、耐震補強、外壁アスベスト除去及びレイアウト変更のための間仕切り改修工事を総事業費70,537千円で実施している。また、検査機器の更新についても、不足状態にある感染症、食中毒の原因菌・ウイルス等の微生物検査を迅速に対応できる体制を確保するため、平成28年度から遺伝子的検査関連機器について段階的に増設整備を実施している。

一方、国は、感染症や食中毒の原因究明にあたり、遺伝子型を特定し、信憑性を確保するよう通知を発出している。今後の環境衛生検査センターにおける検査機器の整備上の課題は、このような遺伝子型が確認できるより高度なレベルの検査にどのように対応するかである。このような検査を実施するためには、新たにシーケンサー（遺伝子配列の解析や遺伝子の大きさを決定する機器）の導入が必要であり、シーケンサーの導入にあたっては、職員の技術習得のための研修にも時間を要するとのことである。その反面、シーケンサーの導入により高度なレベルの検査が実施されれば、食中毒の発生要因の解明に大きく寄与するとともに、信憑性の高い根拠に基づく行政指導が可能となるとのことである。

以上のように、今後の環境衛生検査センターの課題は、検査機器等の整備をどのように行うか、また、精度の高い検査技術を持つ職員をどのように育成するかである。

環境衛生検査センターが作成した主要測定分析機器導入更新計画(案)によると、令和2年度以降5年間で140百万円程度の費用(上記のシーケンサーを含む)を要するとのことである。

既に、平成28年度以降の検査機器の更新及び平成30年度の多額の耐震補強等の工事を実施しており、さらに今後の投資額が必要となることを踏まえ、今後、東大阪市として、環境衛生検査センターをどのように活用するか、十分に検討する必要がある。

9. 斎場管理課

【概要】

① 斎場管理課の事務分掌

東大阪市事務分掌規則は、斎場管理課の事務分掌について次のとおり定めている。

- | |
|---------------|
| (1) 斎場に関すること。 |
| (2) 墓地に関すること。 |

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

② 職員の配置状況

平成 30 年 5 月 1 日現在、斎場管理課には合計 14 名の職員が配置されているが、このうち、7 名は斎場作業員である。斎場作業員は、東大阪市が直営で管理している長瀬、小阪、楠根及び今米斎場に配置されており、異動はほとんどない。

③ 平成 30 年度決算額の内訳

斎場管理課の平成 30 年度決算額の内訳は表 313 のとおりである。

【表 313】平成 30 年度決算額の内訳（斎場管理課）

(単位：千円)

項	目	事業（細々目）	決算額	項目
保健衛生費	環境衛生費	斎場等施設管理費	116,517	(1)
		斎場整備事業	67,809	
		墓地整備事業	9,277	(2)
		斎場墓地整備経費	8,655	(1)
合計			202,259	

(1) 斎場等施設管理費、斎場整備事業、斎場墓地整備経費

① 概要

ア) 各事業の概要

1) 斎場等施設管理費

斎場等施設管理費の概要は表 314 のとおりである。

【表 314】 斎場等施設管理費の概要

事業の概要	目的	<p>市営斎場及び市営墓地の維持管理を行うものである。</p> <p>市営斎場（長瀬・小阪・楠根・岩田・今米・額田・荒本）は地域の共同墓地に併設された斎場を起源とするが、当初の設置や移管の経過についての詳細は不明である。</p> <p>また、市営墓地（長瀬・小阪・楠根・今米・吉田・額田）も明治時代以前から設置されていた地域の共同墓地を起源とするが、市営斎場と同様、当初の設置や移管の経過についての詳細は不明である。</p> <p>市営斎場 7ヶ所のうち、長瀬・小阪・楠根・今米の 4ヶ所については直営により、荒本・岩田・額田の 3ヶ所については指定管理により運営している。ただし、令和 2 年 3 月現在、長瀬斎場は大規模改修工事のため、今米斎場は老朽化と平成 30 年 9 月の台風による煙突倒壊のため、稼働を中止している。</p> <p>また、墓地については上記の市営墓地 6ヶ所のほか、底地を東大阪市が所有する市有墓地 12ヶ所が市内に点在している。市有墓地の管理については、それぞれ、地元の墓地管理委員会により行われている。</p>
	対象	市営斎場及び市営墓地
	内容	火葬に要する燃料費、施設の修繕費、嘱託職員の報酬等
	根拠法令等	東大阪市立斎場条例及び施行規則等

2) 斎場整備事業

斎場整備事業の概要は表 315 のとおりである。

【表 315】 斎場整備事業の概要

事業の概要	目的	火葬需要に対し、安定した供給を行うために改修等を行う。
	対象	市営斎場
	内容	火葬炉の改修、斎場そのものの改修に係る設計、工事等
根拠法令等		—

3) 斎場墓地整備経費

斎場墓地整備経費の概要は表 316 のとおりである。

【表 316】 斎場墓地整備経費の概要

事業の概要	目的	火葬炉の補修をはじめ、火葬業務を滞りなく執り行うための経費
	対象	市営斎場
	内容	火葬炉の巻替え補修、各斎場に備え付ける備品の購入
根拠法令等		—

イ) 過去3年間の事業費の推移

1) 斎場等施設管理費

斎場等施設管理費の過去3年間の事業費の推移は、表 317 のとおりである。

【表 317】 事業費の推移（斎場等施設管理費）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	102,361	95,584	124,334
決算額	90,433	94,025	116,517

2) 齋場整備事業

齋場整備事業の過去3年間の事業費の推移は、表318のとおりである。

【表318】事業費の推移（齋場整備事業）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	4,000	—	90,000
決算額	93,420	—	67,809

3) 齋場墓地整備経費

齋場墓地整備経費の過去3年間の事業費の推移は、表319のとおりである。

【表319】事業費の推移（齋場墓地整備経費）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	28,800	20,800	7,300
決算額	27,074	21,112	8,655

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

1) 斎場等施設管理費

平成30年度における斎場等施設管理費の決算額及び充当財源の内訳は、表320及び321のとおりである。

【表320】事業費の内訳（斎場等施設管理費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	7,200	嘱託職員報酬
共済費	992	嘱託職員に係る共済費
旅費	352	嘱託職員に係る交通費
需用費	31,042	火葬の燃料費、斎場の光熱水費
役務費	652	市内斎場の電話代
委託料	70,445	指定管理委託料、火葬炉メンテナンス
使用料及び賃借料	597	斎場予約システム導入・保守
工事請負費	5,172	岩田斎場・額田斎場火葬炉補修
原材料費	62	寒水石購入費
合計	116,517	

【表321】充当財源の内訳（斎場等施設管理費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
一般財源	116,517	
合計	116,517	

2) 斎場整備事業

平成30年度における斎場整備事業の決算額及び充当財源の内訳は、表322及び323のとおりである。

【表322】事業費の内訳（斎場整備事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
委託料	6,451	長瀬斎場解体設計、長瀬斎場地質調査
工事請負費	61,358	長瀬斎場煙突解体、今米斎場煙突改修、額田斎場火葬炉巻替
合計	67,809	

【表 323】 充当財源の内訳（斎場整備事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
地方債	25,800	今米斎場煙突改修、額田斎場火葬炉改修
一般財源	42,009	
合計	67,809	

3) 斎場墓地整備経費

平成 30 年度における斎場墓地整備経費の決算額及び充当財源の内訳は、表 324 及び 325 のとおりである。

【表 324】 事業費の内訳（斎場墓地整備経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
委託料	244	斎場設置カウンター
工事請負費	8,411	小阪斎場 3 号炉補修
合計	8,655	

【表 325】 充当財源の内訳（斎場墓地整備経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
一般財源	8,655	
合計	8,655	

エ) 主な委託契約の状況

齋場等施設管理費のうち指定管理者制度が導入されている 3 齋場に係る指定管理の状況は、表 326 のとおりである。

【表 326】指定管理の状況（齋場等施設管理費）

協定名	東大阪市立岩田齋場・額田齋場の管理に関する協定
指定管理者	NSK 株式会社
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
指定管理料	52,000,000 円
指定管理者の 選定方法	東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 第 2 条第 1 号に基づく非公募
平成 30 年度支出額	53,139,711 円
協定名	東大阪市立荒本齋場の管理に関する協定
指定管理者	荒本齋場管理委員会
指定期間	平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
指定管理料	8,647,985 円
指定管理者の 選定方法	東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 第 2 条第 3 号に基づく非公募
平成 30 年度支出額	8,350,715 円

また、斎場等施設管理費のうち、直営の3斎場（平成30年度通年において稼働を中止していた長瀬斎場を除く）の設備保守点検に係る委託契約の状況は、表327のとおりである。

【表327】火葬設備保守点検に係る委託契約の状況（斎場等施設管理費）

契約名	平成30年度市立小阪斎場火葬設備保守点検業務
契約先	昭栄建設株式会社
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
契約金額	2,129,400円
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
平成30年度支出額	2,129,400円
契約名	平成30年度市立楠根斎場火葬設備保守点検業務
契約先	昭栄建設株式会社
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
契約金額	830,900円
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
平成30年度支出額	830,900円
契約名	平成30年度市立今米斎場火葬設備保守点検業務
契約先	昭栄建設株式会社
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
契約金額	515,100円
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
平成30年度支出額	332,022円

次に、斎場整備事業に係る主な委託契約の状況は、表 328 のとおりであり、主に長瀬斎場に係る大規模改修に関連するものである。

【表 328】委託契約の状況（斎場整備事業）

契約名	東大阪市立長瀬斎場整備事業にかかるアドバイザー業務
契約先	株式会社地域経済研究所
契約期間	平成 30 年 12 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
契約金額	14,968,800 円
契約方法	プロポーザル（地方自治法施行令 168 条）
平成 30 年度支出額	0 円（令和元年度までの債務負担行為）
契約名	市立長瀬斎場に係る地質調査業務
契約先	株式会社カンキョー
契約期間	平成 30 年 12 月 26 日から平成 31 年 3 月 29 日まで
契約金額	3,801,600 円
契約方法	指名競争入札
平成 30 年度支出額	3,949,560 円
契約名	市立長瀬斎場除却整備工事に係る設計業務
契約先	株式会社リュウアーキテクト
契約期間	平成 30 年 10 月 30 日から平成 31 年 3 月 18 日まで
契約金額	2,359,800 円
契約方法	一般競争入札
平成 30 年度支出額	2,502,360 円

② 監査の結果及び意見

ア) 東大阪市斎場整備基本構想における試算の手続きについて【意見45】

1) 東大阪市斎場整備基本構想の概要

市営斎場は市内7ヶ所に設置されているが、令和2年3月現在、今米斎場は平成30年9月の台風21号による煙突倒壊のため、長瀬斎場は大規模改修のため稼働を中止しており、現在は5斎場で運営している。これらの斎場はいずれも老朽化が進んでおり、現在の火葬炉数では、今後増加する火葬需要への対応が困難になることが予想されている。

このため、東大阪市では、平成31年2月に、今後の火葬需要を推計し、備えるべき火葬炉数を確保するため必要な施設整備を行うにあたっての基本的な考え方を示した「東大阪市斎場整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を公表している。基本構想によると、令和17年のピークに向けて火葬需要が増加する見通しとのことである。

東大阪市では、各斎場の現状と課題を整理したうえで、既存斎場を改修し活用する案（以下「既存斎場活用案」という。）と新規の斎場を整備する案（以下「新斎場建設案」）について比較検討を行い、平成29年度には、一旦、既存斎場活用案を優先することとしていた。しかし、平成30年度における長瀬斎場や今米斎場の稼働中止等を勘案し、基本構想では、既存斎場活用案と新斎場建設案を併用することとしている。具体的には、長瀬斎場の大規模改修と（仮称）東大阪中央斎場（以下「中央斎場」という。）の建設を並行して実施し、最終的には、改修後の長瀬斎場と中央斎場に集約することとしている。

なお、長瀬斎場は平成31年2月に「市立長瀬斎場施設整備計画」を策定し、既存斎場の解体工事を行い、その後の整備は設計・施工一括発注方式（DB方式）により行うこととなっている。

また、中央斎場は今後、構想の策定を行い、都市計画決定に必要な手続きを進め、都市計画決定を経た後に施設整備計画の策定を行ったうえで、整備を進めることとしている。

2) 既存斎場活用案と新斎場建設案の費用比較

東大阪市では、既存斎場活用案と新斎場建設案を比較検討する際、斎場別の諸条件を踏まえて、既存斎場に係る将来の維持管理費用、大規模修繕費用等や中央斎場に係る建設等のインシヤルコスト及び運営コストを試算している。

斎場管理課によれば、新斎場建設案はインシヤルコストとして大きな費用がかかるものの、竣工後、運営コストの面で秀でており、累計費用では既存斎場活用案を下回るという分析が成り立ったことが、新斎場建設案を導入する一つの根拠になっているとのことである。

3) 基本構想の中間見直し等の外部有識者や専門家による検証の必要性

既存斎場活用案と新斎場建設案の試算については、関連部局の課長等で構成される幹事会と市内の副市長をトップとする東大阪市斎場整備検討委員会で検討され、斎場整備の方向性については議会にも一定の説明を行ったとのことである。

斎場管理課によると、基本構想は市営斎場全体のあり方について検討し、その内容を踏まえて各斎場に係る個別の構想・計画につなげていくものであることから、火葬炉の大規模改修の周期、指定管理者制度の導入、個別の整備手法である PFI や DB 方式等の検討までは実施していないとのことである。

確かに、基本構想の位置づけは斎場全体のあり方や方向性を示すものであるため、詳細な試算の検討はその後の各斎場に係る個別の構想や計画で実施することは理解できる場所である。しかし、基本構想の方向性として示される新斎場建設案を導入する際、初期投資と維持管理費用の試算や具体的な整備方法は、その根拠として重要な検討要素である。

また、基本構想の試算の前提条件が実態に即して適切であったかどうかについて、市内部だけでその妥当性を検証することには一定の限界があると思われる。基本構想の重要性に鑑みると、少なくとも検討結果について、外部の有識者や専門家による検証確認を行い、試算の正当性を担保する余地があったのではないかと考えられる。

今後、中央斎場に関する施設整備の大枠を定める内容が公表され、都市計画決定手続きを経た後に施設整備計画の策定が予定されている。また、長瀬斎場の大規模改修工事の完成予定である令和 5 年度までに市営各斎場の運営について検討する必要があることから、基本構想の見直しを予定している。

基本構想策定時には、方針確定を急ぐ必要があり、外部の有識者や専門家による検証確認を行う時間的余裕がなかったことは理解できるが、少なくとも、中央斎場の施設整備計画策定や基本構想の見直しのタイミングにおいては、試算の前提条件やトータルコストを含めた具体的な整備手法の検討結果について、外部の有識者や専門家の知見を活用し、検証確認する必要があると考えられる。

なお、基本構想では中央斎場及び現在大規模改修を進めている長瀬斎場により、将来の火葬需要への対応を行うとしているものの、中央斎場の完成まで、現在稼働中の斎場を活用することとしている。しかし、現在稼働中の斎場においても、老朽化に伴い安定的な稼働が確保できないリスクを抱えている。したがって、中央斎場の整備については可能な限り早期に完了させることが望まれる。

イ) 既存火葬炉に係る修繕計画の策定について【意見46】

1) 過去5年間の斎場別火葬件数及び稼働状況

市営斎場における過去5年間の斎場別火葬件数は、表329のとおりである。

【表329】過去5年間の斎場別火葬件数

(単位：件)

斎場	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	火葬炉数
長瀬斎場	1,197	1,164	1,271	1,249	0	6基
小阪斎場	1,390	1,412	1,507	1,444	2,082	5基
楠根斎場	698	786	514	934	1,216	3基
岩田斎場	320	321	458	364	701	3基
今米斎場	507	491	555	538	155	2基
額田斎場	744	823	778	832	1,127	3基
荒本斎場	21	32	23	18	29	2基
計	4,877	5,029	5,106	5,379	5,310	24基

(出所：斎場管理課提出資料に基づき監査人が作成)

また、市営斎場における平成30年度の斎場別火葬件数、稼働率等は表330のとおりである。

【表330】平成30年度斎場別稼働率

斎場	①	②	③=①×②	④	⑤=④/③
	開場日数	1日当たり 最大火葬件数	最大火葬件数	火葬件数実績	稼働率
長瀬斎場	0	0	0	0	0.0%
小阪斎場	363	7	2,541	2,082	81.9%
楠根斎場	363	6	2,178	1,216	55.8%
岩田斎場	363	4	1,452	701	48.3%
今米斎場	92	3	276	155	56.2%
額田斎場	364	5	1,820	1,127	61.9%
荒本斎場	244	2	488	29	5.9%
計	1,789	27	8,755	5,310	60.7%

(出所：斎場管理課提出資料に基づき監査人が作成)

表329から、市全体の火葬件数は増加傾向にあり、長瀬及び小阪斎場の2斎場で年間火葬件数の約半分を賄っていること、岩田及び荒本斎場が備えている火葬炉数から火葬実績が少ないことがわかる。

また、平成30年度は長瀬及び今米斎場の稼働中止に伴い、荒本斎場を除く他の斎場で代替されたことがわかる。特に、小阪斎場の火葬件数が増加しているが、斎場管理課によると、小阪斎場は利用しやすい立地にあることに加え、休場している長瀬斎場にも近いこともあり、長瀬斎場の代替を担う部分が大きいいためとのことである。一方、荒本斎場が他の斎場に比して極端に件数が少ないのは、施設の老朽化や管理運営に係る歴史的な経過などによる。

なお、斎場管理課の人員体制などから岩田・額田・荒本斎場は指定管理者制度を導入している。令和元年度までは、岩田・額田両斎場と荒本斎場は別の指定管理者となっているが、令和2年度から同じ指定管理者となる予定である。

2) 斎場別火葬炉の修繕状況

市営斎場の火葬炉については、いずれも設置年度が古く旧式のものとなっており、定期的な点検・メンテナンスは行っているものの、故障頻度も高くなっているため、現状では対症療法的な対応になっている。予算上の制約がある中で、基本構想で示されている中央斎場の完成までは、不測の事態を避けるための修繕補修を行わざるを得ない状況にある。

今後需要が増加する火葬件数に対応するため、東大阪市では中央斎場の整備を予定している。しかし、その完成までに少なくとも10年はかかることが見込まれる一方、既存の火葬炉が安定した火葬能力を維持するためには10年程度の周期で更新が必要とされている。したがって、いずれの斎場においても、早晩、大規模な更新が必要となる状況である。

なお、火葬炉の整備や管理を行う事業者数は少数であり、一度整備するとその維持管理に際しては、当該事業者でないと対応が難しい状況にあることにも留意する必要がある。

3) 斎場別火葬炉カルテの作成と修繕計画の策定の必要性

このように、今後の推計火葬件数を前提にすると、当面は長瀬及び今米斎場以外の各斎場の稼働率を上げる必要がある。他方で、稼働率を上げることに伴う設備のメンテナンスの難しさに直面することになる。基本構想を着実に実行するためにも既存斎場の設備を故障させない対応が求められ、火葬炉のメンテナンスの必要性はさらに増加することになる。

この点、斎場管理課では、閉場が見えている施設に費用をそれほど投入できるはずもなく、問題が起きたらその都度、補修するという対症療法的な対応しかできないと考えているとのことであり、この点については、現実的な対応として、一定の理解はできるところである。

しかしながら、今後10年間もこうした対症療法的な対応を継続すると、大規模な問題が起きてしまった際の対応策が限定されるリスクが否めない。

したがって、火葬炉の突然の稼働停止など、故障リスクを最小限にし、可能な限り故障リスクに対応する修繕計画を策定する必要がある。この点、基本構想においては、斎場別に火葬炉の修繕状況を一覧で示す資料が公表されていないが、火葬炉の劣化診断状況のみならず設備の故障に伴う過去の修繕状況や修繕費の推移を示した斎場別火葬炉カルテを作成することが考えられる。そして、火葬炉事業者との協議も踏まえ、今後の機能維持のための設備の最適なメンテナンスを盛り込んだ 10 年間程度の修繕計画を立案する必要がある。

ウ) 東大阪市斎場整備基本構想における既存斎場の跡地活用と墓地需要の把握について【意見47】

基本構想では、市営斎場を長瀬斎場と中央斎場に集約し、残りの斎場については順次廃止・集約化の対象にしている。

また、本年度の監査において、小阪斎場ほか4ヶ所の斎場について、実際に現場視察したところ、地域の共同墓地に併設された斎場の移管を受けた経緯もあり、相当に老朽化が進んでいる状況が見受けられた。仮に、火葬炉に故障等が生じた場合には、廃止を前倒しで検討せざるを得ない斎場が出てくることも考えられる。

今後、市営斎場を廃止する場合、跡地の活用を検討する必要があるが、基本構想においては、跡地の活用策について、特段の記載はない。

この点、市営斎場はすべて墓地に隣接した立地であるため、墓地と切り離れた跡地活用は実質的に困難である。こうした状況を踏まえた現実的な対応としては、合葬墓、駐車場、納骨堂、新たな墓地などの選択肢が考えられる。例えば、市原市などでは斎場の跡地に合葬墓を整備し、活用を図っている例がある。

一方、東大阪市では、市営墓地及び市有墓地のほか、民間墓地の需給状況を含めた市全体の墓地需要を把握していない。斎場管理課によれば、市営墓地及び市有墓地は地域の共同墓地が起源であること、市営斎場は整備、廃止といった動きがある中で基本構想が公表されているが、市営墓地及び市有墓地は整備、廃止を行うという動きがないことから墓地需要を把握する必要性を感じていないとのことである。また、火葬需要は今後増加していくものの、墓地需要が増加するかどうかは定かでないとしており、民間事業者との役割分担という点でも、墓地整備については行政でないとできないということではないとのことである。

他方で、東大阪市は市営墓地について5年ごとに空き墓地の募集をしているが、令和元年7月末時点で全体の墓地区画数5,809件に対して空き区画数は29件と極めて件数が少ない。また、市有墓地では墓地管理委員会から空き

区画が増えているとの声を聞くことがあるとのことだが、データを収集したわけではなく、どれくらいの空き区画があるかを数値で把握していない。このため、斎場管理課においては、市営墓地及び市有墓地の利用希望者がどの程度存在し、その需要をどの程度満たしているかを知り得る状況にはないと思われる。

しかし、廃止後の市営斎場の跡地について墓地と一体となった効果的な活用を検討するためには、東大阪市全体の墓地に関する需給の状況を客観的なデータに基づき把握する必要があると考える。

この点、他都市では、墓地需要について市民アンケートや死亡者数などから墓地需要を算定する際に用いる、いわゆる「大阪府方式」と言われるモデル式を用いて算定している例がある。このような方法を用いるなどして、墓地需要を客観的な数値に基づき把握したうえで、合葬墓の設置等を始め、墓地の有期使用权に基づく循環式の墓地、無縁墓地、樹木葬墓地など多様な市民ニーズ調査に基づき、最も効果的な既存斎場の跡地活用手法について、既存斎場の集約化と併せて検討する必要がある。

エ) 斎場利用料金の見直しについて【意見48】

東大阪市の市営斎場の利用料金は、東大阪市立斎場条例第 6 条に基づき、表 331 のとおりの設定となっている。

【表 331】東大阪市の斎場利用料金

区分	金額※
年齢 13 歳以上の者	7,000 円
年齢 13 歳未満の者	4,000 円
死産児	2,000 円
産汚物	400 円以内
切断された身体の一部	1,000 円以内

※ 市外の方は上記料金の 5 を乗じて得た額となる。

東大阪市の市営斎場の利用料金は、単純に比較することはできないものの、表 332 のとおり、大阪府内の中核市と比べると、概ね安くなっている。これは、地域の共同墓地に併設された斎場に起源がある斎場の成り立ちや火葬炉等の施設が他市と比べて老朽化の進行が進んでいることなどから、これまで料金改定ができなかったことが要因と考えられる。

【表 332】大阪府内中核市の斎場利用料金

市	斎場利用料金（市民大人料金）
高槻市	20,000 円
豊中市	10,000 円
枚方市	20,000 円
寝屋川市	20,000 円
八尾市	18,000 円

（出所：他市のホームページから監査人が作成）

この点、長瀬斎場は大規模改修後のサービス向上に伴う料金改定の可能性がある。今後、料金改定を行う場合は、他市の施設整備状況や料金を比較しつつ、斎場におけるサービスと投資に係るトータルコストを勘案して、受益者負担の観点から市民への説明と納得感のある対応を行う必要がある。

オ) 斎場等管理委託料の履行確認について【監査の結果7】

斎場等管理委託料については、火葬設備保守点検業務委託料のように、火葬炉の特性から当初整備時の火葬炉事業者との随意契約になることが多くなっている。その場合、競争原理が働きにくい環境にあるため、事業者から精度の高い見積書を入手して仕様の詳細な吟味を行うとともに、履行確認の際には仕様どおりの業務が実施されているかを適切に点検確認することが求められる。

この点、火葬設備保守点検業務の受託者である昭栄建設株式会社が作成した見積書を閲覧したところ、「火葬炉内修理・消耗資材等」については個別の内訳明細がなく、どのような修繕を行うかが明示されていなかった。また、同社が作業完了後に東大阪市に提出している「火葬装置点検表」には、火葬炉ごとの点検項目が記載され、修繕を要するものについて個別に記載されているが、これらの項目が見積書におけるどの修繕項目と対応しているかが明示されておらず、対応関係が明確になっていなかった。

さらに、実際には、老朽化している火葬炉が故障しないように現場対応で臨機応変に修繕しており、予算執行における需用費（修繕料）と委託料の区分が曖昧な面もあることから、他の斎場や他の予算との流用などの調整の余地を残してしまう可能性があると考ええる。

したがって、現状の委託方式を継続する場合には、修繕の必要な項目と個別の修繕内容が対応可能な報告書を入手するなど、何らかの方法で履行確認が実施可能な方法に変更する必要がある。もちろん、そのような対応をするための事業者への指導も含むものと考ええる。

なお、斎場管理課によれば、同社の火葬炉の性質上、使用頻度が高く、どの部分がどの時期に修繕を要するかについては予測ができないため、修繕を要する具体的な項目の見積りを行うことは困難とのことである。そうであれば、代替的な手段として、修繕料と委託料を含めた枠予算的な項目での支出にするか、あるいは、委託方式を採る場合でも仕様に性能発注を織込むなどの方法を検討することも考えられる。

(2) 墓地整備事業

① 概要

ア) 事業の概要

墓地整備事業の概要は表 333 のとおりである。

【表 333】 墓地整備事業の概要

事業の概要	目的	市営墓地の維持管理に伴って生じる改修などを行う
	対象	市営墓地
	内容	市営墓地の外壁の改修等
根拠法令等	—	

イ) 過去3年間の事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表 334 のとおりである。

【表 334】 事業費の推移（墓地整備事業）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	—	—	6,000
決算額	—	—	9,277

ウ) 事業費及び充当財源の内訳（平成30年度決算）

平成30年度における決算額及び充当財源の内訳は、表 335 及び 336 のとおりである。

【表 335】 事業費の内訳（墓地整備事業）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	1,814	上六万寺墓地擁壁改修予備設計
工事請負費	7,462	小阪墓地ブロック塀改修工事
合計	9,277	

【表 336】 充当財源の内訳（墓地整備事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容（補助制度の名称など）
国庫支出金	1,835	社会資本整備総合交付金(ブロック塀改修)
一般財源	7,442	
合計	9,277	

② 監査の結果及び意見

ア) 市営及び市有墓地の管理責任の範囲と地域の墓地管理委員会との関係について【意見49】

1) 市営及び市有墓地の管理と費用負担

東大阪市には、市営墓地が6ヶ所（長瀬・小阪・楠根・吉田・今米・額田）、市有墓地（底地が市所有）が12ヶ所ある。市営墓地は東大阪市が直接管理しているが、市有墓地は、もともと地域の共同墓地であったものについて、大阪府の指導に基づき、土地所有者から寄附を受けたものである。このため、底地のみが東大阪市の所有であり、墓地の管理運営は地元の墓地管理委員会が行う形式となっている。

この点、東大阪市墓地条例附則第2項において、市有墓地は東大阪市墓地条例のうち管理運営に係る事項が適用除外となっている。

一方、市営墓地の使用については、東大阪市墓地条例第5条に基づき、市長に申請して許可を受けた場合に使用料1区につき400,000円以内を負担するものとしている。また、東大阪市墓地条例施行規則第6条に基づき、墓地の使用料は、表337のとおりとしている。ただし、墓地の管理料については、徴収しておらず、無料となっている。

【表 337】 市営墓地の使用料

墓地	使用料
長瀬墓地	400,000円
小阪墓地	400,000円
楠根墓地	400,000円
吉田墓地	200,000円
額田墓地	140,000円
今米墓地	400,000円

2) 市営墓地における墓地管理委員会の費用徴収と市の管理責任

市有墓地はもともと墓地管理委員会が管理運営していることから、墓地の清掃等の管理料について、墓地管理委員会が墓地使用者に対して費用徴収している。しかし、市営墓地は東大阪市が管理運営しているのにもかかわらず、長瀬及び小阪墓地では地域の墓地管理委員会が東大阪市の許可なく墓地使用者に対して費用徴収している。

市営及び市有墓地は地域の共同墓地に起源があることから、地元の墓地管理委員会が墓地の管理運営について、一定の関与をしていることは理解できるところであり、東大阪市もそれを認めている。

しかしながら、東大阪市が管理責任を負う市営墓地について、使用許可後の維持管理費用を徴収しておらず、東大阪市が費用負担していることから、本来、管理料は無料であるはずである。この点、長瀬及び小阪墓地で墓地管理委員会が東大阪市の許可なく費用徴収するのは、墓地の利用者にとっては、管理料を東大阪市が徴収しているかのような誤解を招きかねない。

また、他の市営墓地は墓地管理委員会が費用徴収しておらず、墓地の使用者間で公平性が欠けることとなる。

よって、東大阪市が市営墓地において任意団体である墓地管理委員会に管理料を徴収することを事実上容認してきた経緯があるとしても、墓地の使用者に対して誤解を招かないよう、任意団体による徴収であることを明確にする必要がある。

3) 市有墓地における東大阪市の管理責任の範囲

市有墓地のうち、上六万寺墓地において平成29年7月の大雨の影響で擁壁の一部が壊れ、墓地の周囲を囲むブロック塀の一部を修繕することになり、その費用負担を東大阪市と墓地管理委員会との間で協議する事案があった。

斎場管理課によれば、この擁壁の改修費用について、顧問弁護士の助言もあり、民法上の所有者責任に基づき東大阪市が費用負担することとなったが、その一部については東大阪市から墓地管理委員会に負担を要請している。

市有墓地の管理運営は墓地管理委員会が行う原則がある中で、土地所有者である東大阪市が管理運営者である墓地管理委員会に対して、どこまで墓地周囲の修繕費負担をするかは議論の余地がある。しかし、市有墓地については東大阪市墓地条例のうち管理運営に係る事項が適用除外と規定されているだけで、墓地管理委員会との間で、管理責任の範囲の設定についての基本的な考え方が整理されていなかったことがこうした事案が発生した背景にあると考えられる。

また、過去に底地の寄附を受けたことについては墓地の永続性を担保する大阪府の指導によるものであり、墓地管理委員会における墓地管理の担い手

や墓地管理に対する将来的な不安への配慮が必要であることについては一定の理解はできるところである。

しかしながら、墓地管理委員会との間で、市有墓地の管理責任の範囲に係る基本方針について合意書を締結し、その方針に基づき費用負担の協定書などがあれば、東大阪市の責任の所在を明らかにできたと思われる。

また、前述のとおり、市有墓地については、墓地管理委員会が墓地使用者に対して墓地の清掃等の管理料を徴収しているが、東大阪市の底地を所有している以上、斎場管理課としては、墓地管理委員会から管理料の収受状況の報告を受けることも必要であろう。

よって、東大阪市の市有墓地の成り立ちと墓地管理委員会の運営に支障をきたさない配慮を充分に行った上で、双方が納得できるリスク分担の基本方針について墓地管理委員会と協議するとともに、墓地管理委員会によって徴収される管理料の取扱いや報告等の協定書の締結を検討することが望まれる。

イ) 市営墓地の管理と管理料の徴収の検討について【意見50】

東大阪市墓地条例施行規則第 2 条において、市営墓地の墓地図及び墓籍について「市に墓地図及び墓籍を備え付ける。」と規定されている。

実務上、墓地図は各市営墓地の現場に備えているほか、斎場管理課においても備えている。また、墓籍（墓地台帳）はデータ管理されており、墓地台帳において利用者の異動状況が管理されている。

この利用者の異動状況については、墓地使用者からの申請があった時の台帳上の管理にとどまっており、利用者に対する墓地の居所確認は特に実施していない。このため、墓地使用者の居所不明や相続放棄等があったとしても、それを正確に把握する方法はなく、墓地が長期間放置された結果、無縁墓地になることも否定できない。

この点、墓地の適正管理の観点から、適時に墓地使用者を確認するためにも、さらには、受益者負担の観点から、墓地の管理コストの公平な負担を求めためにも、墓地管理料の有償化を検討する必要がある。

その際、管理料の徴収による債権管理手続きを行う体制を検討するとともに、使用者に対する新たな負担の発生の必要性などを丁寧に説明することが求められる。

なお、無縁墓地の解消策としては、管理料の徴収の他、永代使用权ではなく一時的な使用权（例えば、50 年）を認め、既存斎場の集約廃止後の跡地に合葬墓を整備する可能性を含め、使用权経過後に合葬墓へ改葬することも併せて検討することが望まれる。

おわりに

私は、平成 29 年度から本年度までの 3 年間、東大阪市の包括外部監査人を務めました。地方自治法では、包括外部監査対象団体は、連続して 4 回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない（第 252 条の 36 第 3 項）とされておりますので、本年度をもってその任を終えることとなります。

この 3 年間、監査の対象とした事務の所管課その他関係者の皆様には、ヒアリングや情報提供など、迅速かつ適切にご協力頂いたことに感謝いたします。

この間、平成 29 年 6 月には、地方自治法が改正され、内部統制に関する方針の策定等や監査制度の充実強化などの規定が整備されました。改正後の地方自治法の規定は、平成 30 年 4 月に施行された一部の規定を除き、令和 2 年 4 月から施行されることとなります。

そして、地方自治法の改正項目のうち、内部統制に関する方針の策定等に関しては、中核市である東大阪市については努力義務とされていますが、東大阪市では、平成 30 年 4 月に内部統制推進室を設置し、内部統制に関する取組みが行われています。

包括外部監査人としては、各年度に選定した特定の事件（テーマ）の範囲内において、監査対象となった事業において把握したリスクに対する対応策を提案してまいりましたが、これまで、その措置は、各所管課の単位で行われており、東大阪市の組織全体としての対応につながらない可能性がありました。

本年度は、健康部を対象として監査を実施しましたが、監査の結果や意見の中には、健康部における事務に固有のものだけでなく、契約事務や現物管理など、全庁的に同種の事務が行われているものもあり、健康部だけでは措置が困難な場合には、全庁的な対応が求められることも想定されます。

この点、内部統制が有効に機能するようになれば、組織全体としてリスクに対応することが可能となります。

包括外部監査における監査の結果及び意見は個別の事務事業に対するものですが、今後、東大阪市において措置を講じるにあたっては、全庁的な観点からも検討し、組織全体のガバナンス改革に活用されることを期待して、3 年間の包括外部監査の結びといたします。

以 上